

意外、則ち『慮外な』行を爲したといふ事が要件であつた、言ひかへれば、定められたる作法に反いたといふ事が要件であつたのである——

“The Samurai are the masters of the four classes. Agriculturists, artisans, and merchants may not behave in a rude manner towards Samurai. The term for a rude man is ‘other-than-expected fellow’; and a Samurai is not to be interfered with in cutting down a fellow who has b.h. ved t him in a manner o her than is expected. The Samurai are grouped into direct retainers, second ry retainers, and nobles and retainers of high and ow grade; but the same line of conduct is equally allowable to them all towards an other-than-expected fellow.”—[Art. 45]

士者四民の司農工商之輩對士不可致無禮之働無禮者今云慮外者也對士慮外いたす者は士於誅之不妨之士又直臣陪臣上下君臣之品有於慮外者其筋可爲同前事（第四十五條）

併しながら家康が殺害の新しい特権を作つたと考へるのは少し無理である。恐らく家康は永くすてに行はれて居た武家の権利を律令として確定したに過ぎないのである。上長に對する下級の行爲についての嚴格な規則は、武家の権力の勃興以前に疾く用捨なく勵行さ

れて居たと考へられる。第五世紀の終り頃に雄略天皇が、その侍臣の、言葉をかけられたに拘らず、恐れて黙つて居たといふ過失のために、それを殺したといふ事を聞いて居る。なほこの天皇は一杯の酒をもつて來た官女を打ち倒したといふ事、並びにその婦人が非常な落ち着きをもつて居て、慈悲を求める一句の歌を即興をもつてうたひ出したので、首を刎ねられるのを免れたといふ事も聞いて居る。この婦人の過失といふのは、酒杯をもつて來る時、その内に木の葉の落ち込んだのを氣づかず居たといふに過ぎなかつたのである——恐らくそれは宮中の習慣で、その中に息の入らないやうにして、杯をもつて行かなかればならなかつた爲め、氣がつかなかつたのであらう。また天皇や位の高い貴族は神々のやうな奉仕を受けて居たので、そんな風にして杯を捧げられたのである。雄略天皇には、些細な過失のために、人を殺す風があつたのは事實である、併し今のべたやうな場合に於ける過失は、長く定められて居た禮節を破壊するものと考へられたのである。

恐らく支那の刑法の入つて來た前にも後にも——所謂明清の法典で、將軍の下に、それに依つて國は治められて居たのであるが——國民の全部は文字通り笞の下にあつたのである。普通の人民は極めて些細な罪のために殘酷な笞刑の罰を受けた。重大な犯罪に至つて

は、苛責して殺すのが普通の刑罰であつた、その甚だしい野蠻な或は野蠻に近い刑罰に至つては、吾が中世紀に行はれたやうなものもあつた——火刑、十字架、八裂き、生きながら油で煮ると云つたやうな類であつた。村民の生活を規定した文書には、法律上の規律の厳しさを示すやうなものがない。組帳に、かくかくの行爲は罰せらるべしとあるその宣言は、古の法典を知らない讀者には別に何の恐ろしさをも思はせないであらう。事實日本の法律上の文書の内にある『罰』といふ文字は、些少の罰金から、上は炮烙の刑に至るまでの、すべての刑をいふのである……。家康の時代に至るまで、争ひを鎮壓するために用ひられた嚴罰の證據は、一六一三年に日本へ來たカピテン・サリスの不思議な手紙の内に見られる。艦長は慙う書いた「七月の一日に、吾々の仲間の内の二人が互に争を始め、野外に行きさうになつて（則ち決闘を演じさうになつて）結局吾々のすべてのものを危険に陥れた。といふのは、怒つて刀を抜くものは、よしそれに依つて別に何等の害をも爲さなかつたとは言へ、そのものは直に切り裂かれる、そして少しの害でも爲せば、自分が死刑に處せられるのみならず、またそのもの全一族が同じ刑に處せられるのである……」『切り裂かれる』といふ事の文字上の意味を、艦長はその同じ手紙の内に、自分の目撃した死刑の事を語つて、その説明をして居る——

「八日に三人の日本人が死刑に處せられた、則ち男二人女一人。理由は慙うである。——女は甚だ宜ろしからざるものであつたが、（その夫は旅行して家に居なかつたので）二人の男を時を定めて自分の許に來るやうに極めた。後に來た男は前の男を知らなかつたが、その定められた時刻より早く來たので、第一の男を見、怒つて、刀をぬき、ひどく二人を傷つけた——男の背筋を二つに切るほどに傷つけた。『然るに第一の者も自分のあかりを立てるために、刀を取つて、第二の者を切つた。往來ではこの争を知つて、三人の者を捉へ、これを別處に置き、國王フォイン（松浦公法印の事）にその事を知らし、人を以て王の意向を伺はした（それは國王の意志に依つて、人は死刑に處せられたのであつたから）、王は直に三人の首を切るやうにとの命を發した。それが行はれると、見て居た各人は（多くのものが見て居たが）その死體の上に自分の刀の鋭さを試みて見るためにやつて來た。爲めにそれ等の人々の立ち去るまでに、三人は切れ切れに小さく人間の手程の大きさに切られてしまつた。——がそれでもまだそのまゝにはして置かれず、その切れ切れの屍を積み重ね、人々は刀の一打ちを以て、その幾個を切り得るかを試みるのであつた。その上て切れぎれの身體は棄てられ禽鳥の食ふにまかせられてしまつた』……」

言ふまでもなく、この場合、死刑は、争をしたといふ犯罪よりも、もつと重大な理由のために命ぜられたのである、併し争ひが固く禁じられ、厳しく罰せられたのは事實である。下級の「慮外もの」を切り棄てる特権をもつて居たが、武家階級そのものも、そのもつて居た特権よりも遙かに酷しい規律に従はなければならなかつた。人の機嫌を害つたやうな言葉或は顔附に對する罰、若しくは務を果たす際に陥つたる些細な過失に對する罰は、則ち死刑となる事もあつた。大抵の場合、侍は自分から自分に死刑を加へる事をゆるされて居た。則ち己を殺す権利は、特権と考へられて居たのである。併し短刀を深く左の脇腹に刺し、それからその刀身を徐に且つ確かりと右の方へ引き、腸を悉く切り去るといふのは、普通の磔刑、則ち兩脇を突き通される罰と同じく確に殘虐なものである。

個人の生活の事に關する一切の事柄が、法律に依つて規定されて居たと丁度同様に、個人の死に關する一切の事柄——個人の棺の性質、埋葬の費用、葬式の順序、墳墓の形等も規定されて居た。第七世紀に法律が發布されて、何人でも埋葬に不相應な費用をかけてはならぬといふ事になつた。これ等の法律は、位置階級に従つてその葬式の費用を定めたの

であつた。その後の布令は、棺の大きさと材料並びに墳墓の廣さをきめた。第八世紀には、王侯より百姓に至るまであらゆる階級ののために、葬式の細目が法令を以てきめられた。後代になつて、なほ別の法律及び法律の修正が、この問題の上に施された。併しいつても葬式の事に就いては、一般に立派にするといふ傾向があつたらしい——この傾向は甚だ強かつたので、幾代の間も奢侈禁制法の行はれたに拘らず、今日なほ社會の危險として存在して居る。これは死者に對する義務に就いての信仰、並びにその信仰から生じた、一家を貧困に陥らしても、靈を重んじ、靈を悦ばさうとの願望のある事を考へる内に置いて見れば、容易に了解される事である。

以上すでに述べた處の法律は、近代人の考へには、多くは暴政と見えるに相違ない。規定の内には吾々から見れば、異様に殘酷と考へられるものもある。のみならず、かくの如き法律慣習の義務を避け免れる道は一つもないのである。それを果たし得なかつたものは、死ぬか或は流浪の身となるより外に道はなかつた。有無を言はぬ服従のみが生存の條件であつた。かくの如き規定の傾向は、自然精神上並びに道徳上の意見の相違を抑へ、個性を麻痺せしめ、一定不變の型にはまつた性格を作るにあつた。而してその實際の結果として、

かくの如きものが得られたのである。今日に至るまで、日本人の考へは、みな依つて以てその祖先の考へが抑へつけられ制限されて居た、その古い型の跡を示して居る。さういふ型をつくるに與つて力のあつた——むしろ抑壓の下にさういふ型を結晶させた法律の事を知らなくては、日本人の心理を了解する事は不可能である。

併しながらまた一方から言へば、この冷酷鐵の如き規律の倫理上に於ける効果は、言ふまでもなく勝れたものであつた。即ちこれはつぎつぎ代々のものをして祖先の儉約を實行せしめたが、その強制は日本の非常な貧困といふ點から考へて正常な事とされたのである。この強制は生活費を引き下げ、それをして西洋人の考へから言つた必要缺くべからざるものといふ程度よりも、遙かに下らしめたのであつた。かくしてそれは節制、質素、經濟の念を養ひ、清潔と、作法と、強健とを勵行した。而も——異様な事實と考へられるが——それは人民を不幸に陥れはしなかつた。人民は自分達の困難のあつたに拘らず、世界を美しく見た。事實昔の生活の幸福は、古い日本の藝術の内に反映されて居た。それは丁度ギリシヤ生活の楽しさが、その名も知れない畫家の手になつた花瓶の意匠の間から、吾々に向つてなほ笑顔を呈して居るのと同じである。

而してその説明は難しくはない。吾々はこの強制が只だ外から働かされたのでなく、實

際内部から維持されたものである事を記憶しなければならぬ。日本人の規律は自ら進んで課したものであつた。人民は徐に自分自身の社會状態を作り出したのである、そして法律はその状態を保持したのである、則ち彼等日本人は、その法律を以て出來得る限り最上なるものと信じて居たのである。彼等はその法律が自分自身の道德上の經驗に立脚して居たといふ立派な理由から、それを出來得る限り最上のものと信じて居たのである。そして彼等はさういふ信仰をもつて居たが故に、大いにそれを忍び得たのである。宗教に依つてのみ、人々はかくの如き規律を受け、なほ且つ去勢者、臆病者に墮する事なくして居られたのである、日本人は未だ曾て去勢者臆病者には墮ちなかつた。克己服従を強いた所の傳統は、また勇氣を養ひ快活ならん事を強いたのであつた。統治者の権力は無制限であつた。それはすべての死者の権力が統治者を支持して居たからである。ハアバート・スペンサアは言つて居る『法律はその成文なると、不成文なるとを問はず、生ける者の上に於ける死者の統治を公式を以て示したものである。過去の時代がその性質を後に傳へ——身體上にも道德上にも——かくて現代の上に有して居るその力に加へて——また過去の時代が、習慣や、生活の様式を後に傳へて以て現代の上に及ぼすその力に加へて——なほ一つの力がある。それは過去の時代が、口傳に依り或は文書に依つて殘されたる、公共の行爲に對

するその規定に依つて働きを爲す力である……。余はこれ等の眞實を力説する」と——なほ又スペインサアは憊う附加して言つて居る、——「それ等が黙々の内に祖先禮拜を包含して居る事を示すために」と。人文の歴史中の他の法律にして、舊日本の法律以上に、スペインサアのこの説の眞なる事を示すものはあるまい。日本の法律は尤も明らかに「生ける者の上に及ぼす死者の支配を公式に示したものである」而して死者の手は重かつた。それは今日なほ生けるものの上に重くかかつて居る。

佛教の渡來

日本の古代の宗教が、あらゆる他の敵對異國の信仰の移入に對して反對を示した。その反對の如何なるものであつたかは、今や明らかに解つた事であらうと思ふ。家族が祖先禮拜の上に基礎を置き、村邑が祖先禮拜に依つて治められ、氏族又は部族團體も祖先禮拜に依つて支配せられ、又最高の支配者が、他のあらゆる祭祀を一つの共通な傳統の中に結合する所の祖先祭祀の、高い神官であり又同時に神であるとすれば、根本的に神道に反對する如何なる宗教の宣布も、社會組織全體に對する一つの攻撃と見做されるのは當然の事となければならない。これ等の事情を考へて見れば、佛教が、初期の幾つかの闘争の後（その一つは流血の戦ひであつたが）、第二の國民的信仰として受け入れられたのは不思議に思はれるかも知れない。併し佛教の根本義は本質的に神道の信條と相容れないものではあるが、佛教は、印度、支那、朝鮮、その他隣接諸國に於て、如何にしたら執拗な祖先禮拜を支持してゐる諸國民の精神的必要に合致し得られるかを知つて居たのである。然らざれば

ば、頑固な祖先禮拜は疾うの昔に佛教の潰滅を果たしてゐたであらう、と云ふのはその廣大な幾多の征服は凡て祖先禮拜の人種の間に行はれたものであつたからである。印度に於ても、支那に於ても、朝鮮に於ても、——又暹羅に於ても、緬甸に於ても、安南に於ても——佛教は祖先禮拜を驅逐しようとは力めなかつたのである。何處でも佛教は自分を社會上の習慣の敵としてでなく、友として受け入れさせた。日本でもそれは大陸諸國でその發展を確實にしたと同じ政策を採つたのである。それで日本の宗教状態について、多少でも明確な觀念を得ようと思ふならば、この事實を心に止めて置かなければならない。

日本の書物で現存して居る最も古いものは——恐らく神道の祭典（祝詞）に關するものを除けば——第八世紀以來のものであるから、祖先禮拜以外に宗教の形式のなかつた古い時代の社會状態は、臆測に依つてそれを知るの他はない。支那朝鮮の影響が全然無かつた事を想像して始めて、吾々は所謂神代に存した物の状態の漠然たる考をつくり得るのである、——そして何れの時代にこれ等支那朝鮮の影響が働き始めたかと云ふ事を決定するのは困難な事である。儒教は佛教に先んずる事可成り前であつたらしい。そしてその發展は、組織力として、遙かに急速であつた。佛教は、紀元五五二年頃、始めて朝鮮から傳つて來

た。然しその傳道はあまり多くの効果をあげなかつた。第八世紀の終り頃に、日本の政治の全體の組織は、儒教の影響を受けて、支那式に改められた。然し第九世紀に入らぬ中に、佛教は事實全國に擴がり始めたのであつた。そして結局それは國民生活を蔽ひ、あらゆる國民思想にその色彩を與へた。而も尙ほ、古代の祖先祭祀の異常な保守思想——他と融合する事を阻むその固有の力——は、一八七一年の佛教廢止の際に、この二つの宗教が容易に分かれたと云ふ事で例證される。凡そ千年の間も、文字通りに佛教に壓倒された後、神道は忽ちにその昔の素朴に戻り、その最も古い奉祭の不變の形を再建したのである。

併し神道を併呑せんとした佛教の企ては一時は殆ど成功したやうに思はれた。この併呑の方法は、八〇〇年頃、眞言宗の有名な宗祖、空海則ち「弘法大師」（一般にかう呼ばれてゐる）が考へたものだと言はれてゐる。が、この空海は始めて神道の高い神々は佛の化身であると稱したのであつた。併し、勿論、弘法大師は佛教政策の從來の例に倣つたまての事であつた。兩部神道の名の下に、この神道と佛教との新しい複合は、帝室の承認と支持とを獲た。爾後到る處で、この二つの宗教は同一の境内に置かれた——時には同一の建物の内にさへ置かれ、二つは眞に融合したかに見えた。が、その實、眞の融和はなかつた

のである——かかる接觸の十世紀もつづいた後、再び二つのものは一度も接したことがないかの如く手輕に分かれてしまった。佛教が實際永久的な變化を興へたのは、僅に家庭に於ける祖先祭祀の形式に於いてであつたが、それでは尙ほ根本的なものでなく、一般的なものでもなかつた。或る地方では、それ等の變化も爲されなかつた。そして殆ど到る處で、人民の大部分は神道の祖先祭祀の形式に従ふ方を選んだ。又佛教に改宗した人の一大階級も、なほ古い信條をつづいて表明して居た。そして佛式によつて彼等の祖先禮拜を實行しながら、別に家庭的に古い神々の禮拜を行つて居た。今日日本の大抵の家には、神棚と佛壇との雙方が見受けられるが、二つの祭祀が同一の屋根の下に行はれるのである。……然し私がこれ等の事實を記して居るのは、神道の保守的活力を説明するためであつて、決して佛教宣傳の薄弱な事を指示せんとするのではない。勿論、佛教が日本の文化に及ぼした影響は夥しいものであり、深大なものであり、また多様であり、無限でもある。唯、驚くべき事は、永久に神道の息をとめる事の出来なかつたと云ふ點である。多くの著述家達が不注意に言つてゐる事であるが、神道は公式の宗教として残つてゐるだけで、一般の宗教となつたものは佛教であると言ふのは、全然誤想である。事實、佛教も神道と同じやうに公式の宗教となつた。そして貧民の生活と共に上流階級の生活を支配したのである。

佛教は幾多の天皇を僧侶にし、その皇女を尼にした。佛教は政治家の行動を、法令の性質を、そして法律の執行を左右した。各村邑に於ける管内の佛教の僧侶は、精神上的の教訓者であると共に、公許の役人であつた。彼は管内の登記簿を預り、且つ地方の重大な事件を當局に報告して居たのである。

註一 兩部といふ言葉は「二つの部門」若しくは「二つの宗教」の意である。

註二 若しその家が佛教徒であれば、祖先禮拜や葬式は原則として佛式である、併し神道の神々は、眞宗に屬する家を除けば、大概の佛教徒の家で祭られてゐる。併し眞宗の信奉者でも多くは同じやうに古い宗教を奉じてゐるやうである、そして彼等は自分の氏神を有つてゐるのである。

學問に對する愛好心を移植した事に依り、儒教は佛教の路を開くに與つて力があつた。第一世紀頃早くも支那の學者が幾人か日本に居た。併し支那文學の研究が始めて統治階級の間、普く行はれるやうになつたのは、第三世紀の終り頃であつた。然し儒教は新宗教を代表するものではなかつた、則ちそれは日本のと極似た祖先禮拜のうへに基礎を置いた倫理教の一體系であつた。それが興へんとしたものは一種の社會哲學であつた、——萬物の永遠性の説明であつた。それは孝順の教へに力を添へ且つそれを擴大した。それはすでに存在した儀式を整頓し、纏つたものに造り上げ、且つそれに依つて、あらゆる政治の道

徳が組織を立てられた。又統治階級の教育に就いても、それは偉大なる勢力となり、現代に到る迄そのまま續いてゐたのである。その教義は、言葉の最も善い意味で、人道的であつた。そしてその統治政策に及ぼした人道的な結果の驚くべき例證は、日本の政治家の最も賢明なる人——家康——の法律や格言の中に見出だされるのである。

併し佛氏の宗教は、根本的な相違のあるにも拘らず、古いものに自分を合致せしめ得た多くの新しい信仰と共に、別により廣大な人道的な影響——慈愛の新しい教義を、日本に與へたのである。言葉の最高の意味に於て、それは一つの文化を支へる力であつた。生命を尊重する事、人間と同様に動物を愛護する義務、現世の働きは來世の状態に結果を有する事、自分には覺えない過誤の必然的な結果としての苦痛に諦めて従ふ義務の事を教へた他に、それは實際的に日本に支那の産業及び技術を與へた。建築、繪畫、彫刻、版畫、印字、園藝——要するに、生活を美化する手段となるあらゆる技術産業——は佛教徒の指導の下に始めて日本に發達したのである。

佛教には多くの形式があり、近代の日本には十二からの主なる佛教の宗派がある、併し今爰處では、最も概括的に、一般的な佛教に就いて話せば足りるであらう。一般的な佛教

は哲學的な佛教と區別されるものであるが、それに就いては次の章で觸れる事にする。大乘佛教は、何時如何なる國でも、多數の信奉者を獲る事が出来なかつた。その特有の教義——涅槃の教への如き——が普通の人に教へ込まれたと想ふのは誤りである。人々に教へ込まれたのは只だ極めて素朴な心にも解るやうに、又好かれるやうに説かれた教義の種類に過ぎない。『人見て、法を説け』と云ふ佛教の諺がある——その意味は教を聽者の能力に適應させよと云ふのである。日本では、支那でもさうであるが、佛教はその教を、未だ抽象的觀念に馴らされてゐない大きな階級の人々の心意の能力に順應させなければならなかつた。現在でさへ、民衆は涅槃と云ふ言葉の意味をよくは知らない、彼等は宗教の極簡單な形式だけしか教へられてゐない、これ等の事を考へて見れば、宗派とか教義とかの相違は考へる必要はないと思ふ。

佛教の教が一般民衆の心に及ぼした直接の影響を理解するには、神道には輪廻の教へがないと云ふ事を記憶して置かなければならない。前にも云つたやうに、死者の靈魂は、日本のは古い考へに従へば、つづいて世の中に存在して居るのである。死者の靈魂は、どうかして自然の目に見えない力と混じり合ひ、且つ自然の力を通じて働いて居るのである。一切の事がこの靈魂の——善惡兩様の——仲介に依つて起るのである。生存中惡るかつたも

のは、死後も尙ほ悪であり、生存中善良であつたものは、死後も善神になる、併しいづれにしても兩者共に奉祭を受けるのである。佛教の渡來前は、未來で賞罰を受けるといふ思想はなかつた。何等天國とか地獄とか云ふ觀念はなかつた。亡靈や神々の幸福は、生きて居る者の禮拜と供物とに懸かつてゐると考へられてゐたのである。

これ等の古い信仰に對して、佛教は僅にそれを敷衍し、説明する事に依つて、それに関與する事を企てた——それを全然新しい知識の下に解釋する事に依つて。則ち變形は成就し得た。併し抑壓は出來なかつた。佛教は古い信仰の全體を受け入れたとさへ云つていい位であつた。この新しい教へは云つた。死者は視界の外に存在を續けると云ふのは眞實だ、それは萬人皆晩かれ早かれ佛——神の状態——の路に入るべき運命にあるもの故、神になつたと考へるのは誤りではないと。佛教は神道の大なる神々を、その性質や位と共に、認めたと——而して言ふ、それは佛陀若しくは菩薩の權化であると、かくて太陽の女神は大日如來 Tathagata Mahavairocana と同一に視られ、八幡宮は阿彌陀 Amitabha と同一に視られた。又佛教は妖魔や惡神の存在をも否定はしなかつた、それ等は Pretas (餓鬼) や Māras (魔) と同じに視られた、妖魔則ち Goblins に當たる日本の普通の言葉で言ふ、魔といふ言葉は、今日この同一視された事を想ひ起させる。惡靈に就いては、前世の惡業に

依り自業自得で、永遠の饑餓の圈内に追ひ込まれる運命にある Pretas——餓鬼——として考へらるべきであつた。昔いろいろな惡疫の神——熱病、疱瘡、赤痢、肺病、咳、風邪の神——に供せられた生贄は、佛教の是認する所となつて存続した。併し改宗した者はかかる害あるものを Pretas (餓鬼) と看做し、且つ Pretas に捧げられるやうな食物の供物のみを、それ等の神々に供へる事を命ぜられた——それは贖罪のためではなく、亡靈の苦しみを救ふ目的のためであつた。この場合は、祖先の靈魂の場合と同じく、讀經は寧ろ亡靈のために唱へられるので、亡靈に向つて唱へられるのではないと佛教は定めたのである……。讀者はロオマの舊教が、同じ條件をつけて、昔のヨオロッパの祖先禮拜を、今尙ほ實際に存続してゐると云ふ事實を想ひ起すであらう。而して西歐諸國の何處でも、農夫達は尙ほその死者を萬靈節の夜に祭つてゐるのであるから、吾々は何處にもその禮拜が絶滅して居るとは考へ得ないのである。

併し佛教は舊い奉祭を存続した以上の事を爲したのである。佛教はその奉祭を更に立派なものに仕上げた。その教の下に、新しい麗はしい形式の家庭的祭祀が生まれた。そして近代日本に於ける祖先禮拜の、感動させるやうな詩情は、佛教の傳道者の教化に依つて得られた事を知る事が出来る。日本の佛教に改宗した者達は、その死者を古い意味での神と

看做す事は止めなければ、努めてその存在を信じ、尊敬と情愛とを以てそれに呼びかけることはした。Deitiesの教義が昔の家庭的奉祭を怠る事を恐れる感情に、新しい力を與へたと云ふ事は注意に値する。一般に嫌はれたる亡靈は、神道で用ふる言葉の意味での『惡神』ではないかも知れない、併しながら惡念のある餓鬼、惡神よりも確に恐れられたのである——と云ふのは佛教は餓鬼の加害力を凄じいものと定めたからであつた。各種の佛教の葬式に於て、死者は實際に今でも餓鬼として呼びかけられてゐる——それは憐むべきものであるが、又恐るべきものである——それは人間の同情と救済とを大いに要するものであるが、併し又靈力に依つて供養者に恩返しをする事の出来るものなのである。

佛教の教が特に魅力ある所以のものは、その簡單にして巧みな自然に就いての解釋である。神道が嘗て説明せんとした事もなく、又説明し得なかつた無數の事柄を、佛教は微細に而も一見矛盾のないやうに解釋したのである。その出生、生命、並びに死の神祕に關する幾多の説明は、直に純なる心の慰安となり、よく惡念に對する非難となるのであつた。それは、死者が幸福であるか不幸であるかは、生者が死者に對して注意するか、しないかに直接由るのではなく、死者が現世に在る時の過去の行ひに由るのであると教へた。それ

は相次いで再生に關する高い教義を教へんとはしなかつた——人々は到底それを理解する事は出来なかつた——只だそれは何人でも理解し得た輪廻の簡單な表象的な教義を教へんとしたのみである。死ぬと云ふ事は、自然に融け戻つて終ふ事ではなく、再び他に生を享ける事であつた。この新しい肉體の性質は、その新しい存在の諸條件と共に、現在のこの身體に於けるその人の行ひや考への性質によるのである。あらゆる存在の状態や事情は悉く過去の行爲の結果なのである。或る男は今や富貴であり威勢をもつて居る。何故ならば前世に於てその男は寛容であり慈愛に富んでゐたからである。又或る男は病を獲、貧困である。何故ならば前世で、その男は肉慾に耽り、利己的であつたからである。或る女はその夫や子供等と共に幸福に暮らして居る。何故ならばその女は以前の生涯の時、愛らしき娘であり、貞淑な配偶者であつたからである。又一人の女は難儀をし子供がない。何故ならばその女は前世で嫉妬深い妻であり残酷な母であつたからである。『汝の敵を憎むことは、愚な事であると共に誤れる事である。汝の敵は、彼が汝の友たらんと欲した前世に於いて、汝が彼に加へた奸計のためにのみ、今や汝の敵たるのである。汝の敵が今汝に加ふる危害に身を任せよ。それを汝の過去の過誤の償ひとして受けよ……。汝が娶らんと欲した乙女を彼女の兩親が拒んだとせよ、——他人に與へられたとせよ。併し、他生に於て、

何時かは、彼女は約束に依つて汝のものたるべし、而して前に與へた契約を破り得るのである……。汝の子供を失ふ事は苦しい事に相違ない。併しその喪失は前世に於て、汝が同情を與ふべき場合に、それを拒んだ報いなのである……。災變に遇つて身を害ひ、汝は最早以前の如く汝の生活の道を得られない。而もこの不幸たるや、正しく前世に於て、何時か汝が思ふままに肉體上の危害を、人に加へたと云ふ事實によるのである。今や汝自身の行ひの惡が汝に返つて來たのである。汝の罪を悔いよ、而してその業の現在の苦行に依つて償はれん事を祈れ」と佛教の僧は教へる……。かくの如くして人間のあらゆる悲哀は説明され慰められた。生命は、無限の旅、——その路の後方は過去の闇夜に、その前方は未來の神祕の中に延びてゐる——その無限の旅の一階段を示すものとしてのみ説明せられた、——忘れられたる永劫から、今後存在すべき永劫に迄延びてゐる路の一階段である。そして世界それ自身が一旅客の休み場、路傍の一旅宿として考へられるのみであつた。

註 疑ひもなく讀者はどうして佛教がつきつぎの再生の教を祖先禮拜の思想と妥協させ得たかを怪むであらう。人の死ぬのはその再生のためだとすれば、その再生する靈に供物を捧げ、祈禱をする必要が何處にあらう。この疑問に對するに、死者は大抵直に再生するのではなく、先づ宙宇と稱する特殊の状態に入るので、死者は百年間この無形の狀態にとどまり、その後再生するのであると彼等は教へた。死者に對す

る佛教の奉仕はそれ故百年に限られて居た。

衆生に涅槃を説く代りに、慈悲の得らるべき事と苦難の避けらるべき事、則ち無量光明の王たる阿彌陀の樂土と、等活と稱する八熱地獄、頹部陀といふ八寒地獄の事を人々に説いたのである。未來の罰に就いての教へは實に恐ろしいものであつた、私は弱い優しい神經の人にはこの日本の、否、寧ろ支那の地獄に就いての話を讀む事をすすめたくない。併し地獄は極度な惡るいものに對してのみの罰であつて、罰は永遠のものでもなく、惡魔そのものも終には救はれるのであつた……。天國は善行の報であつた、如何にもこの報いはいつまでも殘業の爲めに、幾多のつきつぎの再生を過ぎ通つて行く間延ばされて居るかも知れない、が併し又一方に、その報いは唯一つの善行に依つて、現世に於て獲られるかも知れないのであつた。その他、この最高の報いの時期に達せざる以前にあつて、つきつぎの再生毎に、その生は聖い道に於ける絶えざる努力に依つて、その前の生よりも幸福にされ得たのである。この有爲轉變の世の中に於ける状態に關してさへ、徳行の諸々の結果は決して無視すべからざるものであつた。今日の乞食も明日は大名の御殿に生まれ代るかもしれない、盲目的按摩も、その次の世では、一國の大臣になるかも知れないのである。

報償はいつも功績の量に比例してゐるのであつた。この下界に於て最高の徳を行ふのは困難なことであつた、従つて大なる報いを得る事は難いことであつた。併しあらゆる善行に對して報償は確にあるものであり、而も功績を得られないといふ人は、一人もないのであつた。

神道の良心に關する教義——正邪に關する神與の觀念——をさへ佛教は否定はしなかつた。併しこの良心は、各人の心の内に眠つて居る佛陀の本來の智慧と解せられた——その智慧なるものは無智に依つて暗くされ、欲望のために塞がれ、業のために縛められてゐるのであるが、いづれは十分に醒まされ、且つ光明を以て心を溢れさす運命になつて居るものである。

あらゆる生物に對し親切なるべき義務と、あらゆる受難に對して憫みをもつべき義務とに就いての佛の教は、その新宗教が世間一般から受納される前に、すでに國民の慣習風俗の上に強大な効果を及ぼしたと考へられる。早くすてに六七五年に、天武天皇に依つて一つの訓令が發布された、それは人民に、『牛や、馬や、犬や、猿や、家禽類の肉』を食ふ事を禁じ、又獲物を捕へるに係蹄を用ひ、陷阱を作る事を禁じたものであつた。あらゆる

種類の肉を禁じなかつたと云ふ事は、この天皇が兩方の信仰を保持するに熱心であつた事に依つて恐らく説明されよう、——蓋し絶對の禁制は神道の慣例を破るものであり、正に神道の傳統と相容れないことであつたらう。併し魚は普通の人の食品の一つとして用ひられて居たとしても、この頃から國民の大部分は、その食事の古い習慣をやめて、佛教の教に従ひ、肉食を斷つたと云つて然るべきであらう……この教へはあらゆる生あるものはみな、一に歸すといふ教義にその基礎を置いて居るものであつた。佛教はあらゆるこの世の事象を業の教義に依つて説明した——その義を一般世人の了解に適應するやうに簡單にして。あらゆる種類の動物は——鳥類も、爬蟲類も、哺乳類も、昆蟲類も、魚類も——業のそれぞれ異つた結果を表はしてゐるに過ぎないとしたのである。これ等一々のものの魂魄の生活は一つであり同じものであり、最下等の動物にも、神性のいくらかの片影は存在してゐたのである。蛙も蛇も、鳥も蝙蝠も、牛も馬も、——あらゆるものは何時か過去に於ては人間の（恐らくは又超人間のであるかも知れぬが）形をもつ特權を有つてゐたのであつた。彼等の現在の状態は昔の過失の結果に過ぎなかつたのである。又如何なる人と雖も、同様な過失のため、後には口のきけない禽獸の状態に墮とされるかもしれないのである——爬蟲類か、魚類か、鳥類か、又は荷を負ふ獸類として生まれかはるかも知れないのであ

る。如何なる動物でも、それを酷使した結果は、その酷使者が同じ獸類となつて再生するやうになり、同じ残酷な扱ひを受けるやうになるかも知れない。突かれたり刺されたりする牛や、鞭うたれたりする馬や、或は殺される鳥が、以前は近親の一人——祖先か、親か、兄弟か、姉妹か、或は子供でなかつたとは、誰れが斷言出来たであらう……

註 アストン氏『日本紀』の翻譯第二卷三二八頁參照

これ等の事は凡て言葉でのみ教へられたのではなかつた。神道は何等の藝術をも有つては居なかつたと云ふことを記憶して置かなければならない、則ちその拜殿は、閑寂であり裝飾一つないものであつた。然るに佛教はそれと一緒に彫刻とか繪畫とか裝飾とかのあらゆる藝術を齎した。黄金の中に微笑む菩薩の御像——佛教の極樂の保護者、又地獄の審判者、女性の天使及び恐ろしい鬼神の姿等——は未だ何等の藝術と云ふものに馴れてゐなかつた人々の想像を驚かせたに違ひなかつた。寺院に懸けられてある大きな繪畫、その壁や天井を彩る大壁畫は、言葉でするよりも以上によく六生の教へや、未來の賞罰の教理を説明した。並べて懸けられてある懸物の列の中には、靈魂の審判の王國への旅に於ける色々

な事件や、種々雑多な地獄のあらゆる恐ろしいことが描かれてあつた。或る者は、何年も何年もの間血の滴る手でもつて、死の泉の邊に生えて居るきざきざ、た竹の笹葉をむしり取つてゐなければならぬ不貞な妻の亡魂を描き、或る者は人を誹謗したものが、惡魔の釘抜きて舌を抜かれて苦しんでゐる様を描き、又或る者は色慾の強い男が、火の女の抱擁から逃れんとしたが、又は劔の山の急阪を、狂亂して攀ぢ登らうとしてゐる様を描いたのであつた。その他、餓鬼の世界の種々な圈内の有様や、饑えたる亡魂の苦しみや、又爬虫類や、獸類の形に生まれ代つたものの苦痛やが描かれてあつた。而もこの初期の繪畫の藝術は——その多くは今尚ほ保存されてゐるが——決して下級の藝術品ではなかつた。吾等は、閻魔(Yami)則ち死者の審判者の變盛した真紅の顔——又はすべての人にその生涯に於ける非行を反映させて見せると云ふ不思議な鏡の幻影——又は『見る目』といふ婦人の容貌を表はして、審判席の前にゐる兩面に顔のある首の恐ろしい想像、又惡事のあらゆる臭ひを嗅ぎ分けると云ふ『嗅ぐ鼻』と云ふ男の幻等が、さういふ事に馴れて居ない人の想像に及ぼした効果の、どんなものであつたかは殆ど考へる事は出来ない……。親としての情愛は、描かれて居た子供の亡靈の世界の説話に深く動かされたに違ひない——その小さな亡靈は、鬼の監督の下に、靈の河の積で苦難を嘗めなければならぬのである……。然

しこの描かれた恐怖と並んで、一方には慰安が描かれてあつた、——慈悲の白い女神なる観音の美しい姿——幼兒の亡靈の友である地蔵の慈愛深い微笑——光彩陸璃たる虹色の翼を以て飛躍する天津乙女の魅力などがそれであつた。佛畫を描いた人は、單純な想像力の人に、天の宮殿を開き、又人の希望を、寶玉の樹の園を通つて、天福を享受した魂が、蓮の花の内に再生し、天使達にかしづかれてゐる湖水の岸に迄も導いたのである。

更に又、神道の宮のやうな簡素な建築物に馴れてゐた人々にとつて、佛教の僧に依つて建てられたこの新しい寺院は、幾多の驚異であつたに相違ない。巨大な立像に守られた壯大な支那式の門、銅や石の唐獅子や燈籠、振り棒で鳴らされる巨大な吊鐘、廣い屋根の蛇腹の下に群がる龍の形、佛壇の目を射るやうな光彩、讀經や、焼香や、異様な支那樂と共に行はれる儀式——それ等は歡喜と畏敬の念と共に、人々の好奇の念を煽らずには居なかつた。日本に在る初期の佛閣が、今尚ほ西歐人の眼にさへ、最も感銘を與へるものであると云ふのは注意に値する事である。大阪に在る四天王寺——それは一度ならず建て直されたものであるがなほ原型を止めてゐる——は紀元六〇〇年來のものである、が、奈良の近くに在る法隆寺と云ふ、更に著名な寺院は六〇七年頃の建立である。

勿論、有名な繪畫や大きな彫像は寺院にだけしか見られなかつた。併し佛師達はやがて

最も邊鄙の場處に迄佛陀や菩薩の石像を置くに至つた。かくして始めて、今尚ほ路傍の到る所から旅人に微笑みかけてゐる地蔵の像が出来た——又その三匹の表象的な猿と共に公道の保護者である庚申の像——それから百姓の馬を保護する馬頭觀音の像——その他粗笨ではあるが印象深きその技術の中に、尚ほ印度の起原を想はせるやうな幾多の像が作られたのである。次第に墓場は夢みるやうな佛陀や菩薩——石の蓮華の上に坐し、眼を閉ぢて崇高なる靜寂の微笑をたたへてゐる聖なる死者の守護者——で以て群がるやうになつた。都會は到る處、佛彫師が店を開き、各種の佛教宗派の禮拜する本尊の像を敬虔な家庭に備へ附けた。そして位牌、則ち佛教に於ける死者の標なる板牌の製造人は、神棚の製造人等と同じく、その數を増し繁昌したのである。

一方、人民は何れの信條によつてその祖先を禮拜するも自由であつた。そして若し大多數の人が佛教祭典を選んだとすれば、その選擇は佛教が祖先祭祀に與へた特殊な情味ある魅力から來たものである。細目に至る事以外には、この兩祭式は殆ど異つたものではなかつた。而して古い孝順の思想と、新しい祖先禮拜と一緒になつた佛教の思想との間には、何等の争ひもなかつたのである。佛教は、死者も讀經に依つて救はれ幸福になり得る。そ

して亡靈の慰めは多く食物供養に依つて獲られると教へた。亡靈には酒や肉を供へてはならなかつた、併し果物や、米や、菓子や、花や、香を以て、それを悦ばす事は至當な事であつた。その他、極めて粗末な供物でも、讀經の力で、天の神酒や美味に變はらせられた。併し特にこの新し 祖先祭祀が、一般に氣受けの良かつた所以のものは、それが古い祭祀の式には見られなかつた多くの美しい、心に感銘を與へるやうな慣習を包有してゐたと云ふ事實に依るのであつた。到る處で人々は直に死者の年毎の訪れのために百八つの迎へ火を焚く事を知つた、――藁で作つた、若しくは野菜などから作つた小さな人形を、靈に供へ、^註それにて牛や馬の役をさせる事を知つた――又先祖の靈魂が海を越え冥土へ還るための亡靈の船（精靈船）を作る事を覺えた。それから又盆踊り、則ち死者の祭の踊りや、墓に白い提灯を懸け、家の門には彩つた提灯をつけ、訪れて來た死者の行き歸りを照らすといふ習慣が作られた。

註一 茄子に木の切れを四本つけて足の形としたものが通例牛を表はし、同様に胡瓜に足をつけてのが馬とされる……。人は昔ギリシヤで犠牲をする場合、異様な動物の代用物の用ひられた事を思ひ起す 則ちセベスに於けるアポロの禮拜の際、足や角をあらはすため、木切れをさした林檎が羊に代用されて供物とされた事がある。

註二 舞踊そのもの――見て極めて不思議に又面白い――は佛教よりも遙かに古いものである。併し佛教はそれを今述べた三日間續く祭の一つの附屬物とした。盆踊りを見た事のない人は日本の踊りの何を意味するかといふ事を了解し得ない、日本の踊りは通例云ふ踊りとは全然異つたものである、――何とも名狀しがたい古風な變なしかも面白いものである。私は踊り通す農夫を終夜見て居た事が幾度もある。斷わつて置くが日本の踊り子は踊りはしない、只だ身體の姿勢をかへるのみである。併し百姓は踊るのである。

併し佛教の國民に對する最大の價値は恐らくその教育にあつた。由來神官は教育者ではなかつた。古い時代にあつては、彼等は多く貴族、則ち氏族の宗教上の代表者であつた、故に平民を教育するなど云ふ觀念は彼等には起りもしなかつたのである。然るに佛教は萬人に對して教育の利福を與へた――ただに宗教上の教育のみならず、支那の藝術や學問についての教育を與へた。寺院はやがて普通の學校となり、若しくは學校が寺院に附屬して出來た、而してそれぞれ管内の寺で村の子供達は、ほんの名計りの費用で、佛教の教義、漢學の知識、手習ひ、繪畫、その他いろいろな事を教へられた。次第に次第に殆ど全國民の教育が佛教の僧侶の支配の下に置かれるやうになつた、そしてその道德上の効果は立派なものであつたのである。武人階級にとつては、素より別に特殊の教育法が存してゐたのであるが、併しさいわいの學者は、有名な佛教の僧侶の下にあつてその知識を完うする事

を力めた。又皇室そのものが僧侶の侍講を聘用した。通常の人民にとつては、到る處で佛教の僧が學校の先生であつた、そしてその宗教上の役目のためからと共に、教師としてのその職業のために、佛僧はさむらいと同格に置かれたのであつた。日本人の性格に、その最も良い處として残つてゐるものは——その人を惹きつける優雅な點は——佛教の訓練の下に發達したものと考へられる。

佛教の僧がその教師としての公務に加へて、公共の戸籍吏たる公務を行つたといふ事は、極めて自然な事であつた。所領奉還の時迄、佛教の僧は國中に宗教上並びに公務上の役人をして居た。彼等は村の記録簿を預り、必要に應じて、出生、死亡、或は系圖の證明書を交付したのであつた。

佛教が日本に及ぼした夥しい文化の影響について少しでも正常な考を獲んとする人には、恐らく非常に澤山の書冊を要するであらう。唯一般的事實を述べてその影響の諸々の結果を概説するのさへ、殆ど不可能である——何故とならば概要の敘述では、爲し遂げられたその仕事の全體の真相を明らかにし得ないからである。道徳上の力として佛教は、その力に依り、もつと古い宗教が作り得たよりも、遙かに大きな希望と恐怖とを起さして、權

威にさらに力を與へ、服従といふ事に人を教養したのである。教師として、それは倫理上に於いても審美上に於いても、日本人の最高のものから最下賤のもの迄を教育した。日本に於いて藝術といふ名の下に類別されるものは凡て、佛教に依つて移植されたか又は發達せしめられたものであつた、又神道の祝詞や古詩の斷片を除けば、眞に文學上の價値を有つて居る殆どあらゆる日本文學についても、同様な事が云はれ得るのである。佛教は戯曲、詩的作物及び小説、歴史、哲學の高尙なるものを傳へた。日本人の生活の精華はすべて、佛教の傳へたもので、少くともその娛樂慰安の大部分はさうであつた。今日てさへ、この國で出來たものの内、興味ある物、又は美しい物にして、幾分ても佛教の力に負ふ處のないものは殆どないのである。恐らくこの恩惠の過程を述べる最善にして又最短の方法は、佛教は支那文化を全部日本に齎した、そして後にそれを日本人の要求に合ふやうに氣長に作り變へて行つたのであると言へば足りるであらう。この古い文化は日本の社會構造の上に只だ重ねられた計りでなく、うまくそれに適合せしめられ、完全にそれに結合させられたので、その繼ぎ目、接合線は、殆ど全く跡形を失つたのである。

大乘佛教

この場合哲學的佛教の、概略の考察が必要になる、——二つの理由があつて。第一の理由は、本問題に就いての誤解或は無知識が、日本の知識階級は無神論者であるといふ批難を可能ならしめたからである。第二の理由は、日本の平民——即ち國民の大部分を占めて居る人々——が熄滅としての涅槃（事實上から云へば、此の言葉の意味すらも、人民の大多数には、知られて居ないのであるが）の教義を信仰し、此の教義が、それから生ずると假定された鬭争に對する無能力を作り出すが故に、人々は諦めて地上から全然消滅する事を甘んじて居ると、考へて居る人々が多少あるからである。苟も聰明なる人が少しでも眞面目に考へたならば、そんな信仰が、野蠻人でも文明人でもの宗教となり得たとは考へられない筈である。然るに、多くの西歐人は、何等深く考へる所なくして、かくの如き不能の記事を常に容認して居る、故に。若し私が、眞に大乘佛教の教義が、如何に普通の考へとかけ離れて居るかを、讀者に示す事が出来たならば、それは眞理と常識のために、多

少の仕事をつくした事になるであらうと思ふ。なほこの問題に關して述べた以上の理由の外に、此處に第三のしかも特殊なる一つの理由がある、——即ちこの問題が近世哲學の研究者にとつて、異常の興味を興へるものの一つであるといふ事である。

話しを進めるに先き立つて、私は諸君に次の事を御注意したい、則ち重要なる多くの經典は歐洲の各國の國語に翻譯され、且つ未だ翻譯の出來て居ない經典の原文の大部分も、既に編輯され公刊されて居るのであるから、佛教の形而上學は、日本に於けると同じ様に、他の如何なる國々に於ても、研究し得ると云ふ事である。日本佛教の原文は、漢文である、それ故、ただ漢學の出來る人のみが、本問題の細微な特殊の方面に就いて光明を投じ得るのである。七千卷から成る漢文の佛教の經典は、これを讀破することすら、一般には不能の業と考へられるのである——よしそれは、日本に於て、既に成されて居たのではあるが。その上、註釋書や、各宗派のいろいろの解釋書や、後代になつて加はつた教義やらで、經典は混亂に混亂を重ねる有様となつた。日本佛教の複雑は、それこそ測り知られないほどで、それを解いて見ようとするものも、大抵は忽ちにその餘りに細かい迷路の中に陥つて、どうも慙うもならなくなつてしまふ。斯様な事は、今の私の目的として居る處と何

等の關係もない事である。私は日本の佛教が、他の佛教とどれほど異つて居るかに就いて何も言ふまゝ、又宗派の區別に關しても全然觸れないつもりである。私は高遠な教義に關する普通の事實——かかる事實の中から、其の教義の説明に役立つもののみを選択して説くつもりである。なほ涅槃の問題は重要であるに拘らず、此處では論じない——此の問題は既に『佛門拾遺』“Gleanings in Buddha-Field”の中で、出来るだけ詳しく論じて置いたから——ただ、私は佛教の形而上學的結論と、現代の西洋思想の結論との、或る程度の類似點を論述することにとどめる。

英文で書かれた佛教に關する單行本で、今日迄の所一番良いと云はれて居る書物の中で、故ヘンリー・クラアク・ラレン氏は云つてゐる、『私が佛教研究中に經驗せる興味の大分は、私が智的風物の不思議とても呼ぶ所のものから生じたものである。すべての思想、議論の様式、假定されたのみで論議されて居ない推定等は、常に不思議に感ぜられ、日頃私が馴れてゐたものとは、全くかけ離れてゐたものであるが故に、私は恰も神仙の國を歩いてゐる様に感じた。東洋の思想と觀念とがもつ多分の魅力は、私の考へては、それが西洋思想の範疇に合致する處の少いが爲めてある、と思はれる』……。佛教哲學の異常な興味は、これ以上に言ひ現はすことはできない。眞にそれは、『智的風物の不思議』であり、

内外と上下との顛倒した世界の不思議であつて、それが從來主として西洋の思想家達の主なる興味を惹いたのである。併し結局、佛教概念の中には、西洋の範疇に合致し、或は殆ど合致せしめ得る概念の一團がある。蓋し大乘佛教は、一元論モノイズムの一種である。そしてそれは、ドイツ及びイギリスの一元論者の科學的學說と一致する教義を、驚くべきほどに含んでゐるのである。私の考へる所では、此の問題の最も奇妙な部分並びにその特に興味の深い點は、此等の一致點に依つて表明されて居る、——特に佛教の結論は、何等科學上の知識の助けを受けることなく、又西洋の思想の知らない精神上の徑路に導かれて、到達したといふ事實を眼中に置いて見る場合さう考へられる。私は敢て自ら、ハアバート・スペンサアの學徒と呼んでゐるが、抑も私が佛法の哲學に、ロマンティック以上の興味を認めるやうになつた原因は、私が綜合哲學に親しんでゐたが爲めである。抑も佛教も亦進化の說である、よし吾が科學的進化（同質より異質への進歩の法則）の中心となる大思想は、現世の生命に關する佛教の教理の内にも一致するやうに含まれては居ないとしても。吾々が考へるやうな進化の道程は、ハックスレイ教授に従へば、『臼砲から、打ち上げられた彈丸の彈道の様な線を描くに相違ない、そして彈道の下り半分も、上り半分と同じものであるやうに、進化の道程に於てもその通りである。』と。彈道の最高點は、スペンサ

ア氏が呼ぶ所の平衡點を示す——それは發展の最高點で、衰退の時期のすぐ前にある、併し佛教の進化に於ては、此の最高點が涅槃なるものの内に没してゐるのである。私が最も旨く佛法の地位を説明するには、諸君が彈道線を逆に考へる事を望めば宜いと思ふ、——則ち無窮から降下し來たつて、地上に觸れ、更に再び神祕の中へと上昇する線である……。とは云へ、或る種の佛教思想は、吾々の時代の進化思想と、驚く可き類似點を持つてゐるのである、而して西洋思想より最も隔絶せる佛法思想さへも、近代科學から借用した例證と言葉との助けによつて、最も要領良く説明される。

註 『翻譯佛教』ヘンリイ・クラアク・ワレン著（一八九六年マサチユセツツ州、ケムブリッジ）ハア
バート大學刊行

思ふに既に述べた理由に因り、涅槃の教義を除いて——大乘佛教の最も著しい教は、次の如きものであると考へられる。

實在は一つ在るのみ。

自覺は眞實の我に非らず。

物質とは、行爲と思想との力に依りて、創造せられたる現象の總和なり。

一切の客觀的並びに主觀的存在は、業報に依りて生ずるものなり、——現在は過去の創造物にして、現在と過去との行爲が、相結んで將來の境地を決定する……（換言すれば、物質の世界と「有限の」精神の世界とは、其の進化の道程に於て、嚴然たる道德的秩序を顯現する）

さて此處で、これ等教義の、近世思想との關係に就いて、これを簡單に考察することは、無益な事ではあるまい、——先づ最初の一元論から始めよう、——

形若しくは名を有つて居る一切のものは、——佛、神、人間、及びあらゆる創造物——太陽、世界、月、一切の目に映ずる宇宙——これ等は皆、變轉常なき現象である……。ハアバート・スペンサアの說に従つて、實體の證左となるものは、其の永久性にあるとすれば、何人もかくの如き考へ方を怪しむものはなからう、此の考へ方は、スペンサアの『第一原理』の結論たる其の最後の章の敘述と殆ど同じである——

『主觀と客觀の關係が、吾人に、精神と物質との相對的概念を、必要と感ぜしむるとは

云へ、前者（精神）も後者（物質）も共に、兩者の土臺に横たはる未知の實體の標章に過ぎない』——一八九四年版

佛教に於て、唯一の實體は、絶對と云ふものである。——佛陀を、自由自在無限の存在として。物質に關しても、將又精神に關しても、佛陀以外に眞の存在はない、眞の個性もなければ、眞の人格性もないのである、『我』と云ふも『非我』と云ふも、本質的には決して異つたものではない。吾々は、つぎの如き、スペンサア氏の立脚地を想起する、即ち『吾人に示されてある實體が、主觀的なりと云ひ、或は客觀的なりと云ふも、それは決して異なるものでなく、二者同一である』と。スペンサア氏はなほ續けて云ふ、『主觀と客觀とは、必然的に意識に依つて左様考へられるものではあるが、實際に存在するものとしては、兩者の共働に依つて生ずる意識の中にはあり得ない、主觀と客觀との對立は、意識が存在する限り、決して存在を超越し得るものではなく、主觀と客觀とが結合されて居る其の究極の實體に就いての知識を不可能ならしめる』と……。私は、大乘佛教の大家と雖も、スペンサア氏の此の實體變形説の教義を論難する人はなからうと思ふ。佛教も、現象とし

ての現象の現實性を、否定するものではないが、現象の恆久性及び現象が吾々の不完全なる感覺に訴へる假象の眞實性に對してはこれを否定する。變轉常なく、見えるが儘でないのであるから、現象は幻影の性質を備へて居るものとして考へらる可きである——唯一の恆久性ある實體の不恆久的なる表象として考へらる可きである。併し佛教の立脚地は、不可知論ではない、それは驚くべき程それとは異つて居るものである、今茲にそれを放へて見ようと思ふ。スペンサア氏は、意識が存在する限り、吾人は實體を知ることができないと云ふ——其の所以は、意識の在る限り、吾人は客觀と主觀との對立を超えることはできない、而して意識を可能ならしむるものは、實に此の對立であるからである。これに應へて『如何にもそれは、その通りだ、吾々は、意識が存在する限り、唯一の實體を知ることができない。併し、意識を破棄せよ。然らば、實體を認識するに至らむ。精神の幻影を棄てよ、然らば光明は射し來たらむ』と佛教の哲學者は言ふであらう。此の意識の破棄が、涅槃の意である、——それは吾々か自我と呼ぶ所のものを、盡くく亡くしてしまふことである。自我は盲目である、自我を亡ぼせ、然らば、實體は無限の幻像、無限の平和として、示現せられるであらう。

さて、佛法の哲學に従ふと、現象としての目に見える宇宙とは何であるか、又知覺する

所の意識の本性は何であるかを、尋ねて見なければならぬ。變轉無常とは云へ、現象は意識の上に印象を與へる、又意識それ自身も、たとへ變轉無常とは言へ、存在をもつて居り、其の知覺たるや、よし欺くものであるとしても、現實の關係に就いての知覺である。茲に佛教は、宇宙も意識も二つながらに、業——遠い遠い過去からの行爲と考へ—toに依つて、形成せられた状態の、計量すべからざる複合物——の單なる綜合に過ぎないと答へる。一切の本質、一切の有限の精神（絶對の精神から區別されたる）は行爲と考へとの産物である、行爲と考へ—toに依つて、身體の微分子は構成せられる、而して其の微分子の親知力——科學者に云はせれば、其の微分子の兩極性——は無數の死滅せる生命の内に、その形を成したる諸々の傾向を示してゐる。私は、その問題を取扱つた近代日本の論文を、次に掲げる事にしよう。——

「あらゆる有情物の集合的動作は、山や河や國等の種別を生ぜしめた。これ等は、集合的動作に依つて生じたのであるが故に、綜合成果と呼ばれる。吾人の現在の生は、過去の行爲の反映である。人々は、これ等の反映を、眞の自我と觀じてゐる。彼等の眼、鼻、耳、舌、身體は——彼等の庭園、樹木、田畠、住居、下僕、下婢と共に——自己の所有物であ

ると、人々は思つてゐる、然るに、事實それ等は、無數の行爲に依り、無限に産出された成果に過ぎぬ。萬物を、其の究極の過去にさかのぼつて、尋ねて見るとも、吾々は其の起源を見極めることはできない、故に死と生とに始めなしと云はれてゐる。また、未來の究極の涯を尋ねるとも、吾人は遂に其の終端を見る事はできない」

註 黒田著『マハアヤナ哲学概論』

萬物は業に依つて造られると云ふこの教へは——美なるものはすべて功績高き行爲若しくは考への結果を表現し、惡なるものはすべて惡行若しくは惡念の結果を表現する——五大宗派の承認する所となつた、されば吾々は日本佛教の主要なる教義として、これを容認して然るべきであらう……。即ち宇宙は業の集合體である、人の心も業の集合體である、その始めは不可知であり、終りも亦想像することの出来ないものである。茲に涅槃を其の歸着點とする精神上的の進化があるのであるが、吾々は實質と精神との形成が永久に休止するといふ、普通の安息の究極状態に關しては、何等明言する處を聞かない……。而して綜合哲學（スペンサアの）は、現象の進化に關して、これと極めて類似した立脚地を採つて居る、即ち進化には始まりなく、認知し得べき終極もない。私は『北米評論』に現はれた

る一批評家に與へたスペンサー氏の答辯を引用する。――

『論者の言ふ、かの「地上に於ける有機的生活の絶対始源」を、余は「容認せざるを得ず」との意見を、余は明確に否認す。宇宙の進化を肯定する事は、それ自體が、萬物の絶対始源を否定する事となるのである。進化と云ふ言葉を以て解説すれば、萬物は、先在する物の上に、不知不識の間に一段一段と積み重ねられた修正の結果であると考へられる、此の考へ方は、有機的生活のつぎつぎの發展に關して、と同様に又假設の「有機的生活の始源」に關しても、全く適用されるものである……。有機的物質は、一朝にして造り出されたものではなくて、段階を経て造られたものであるといふ。此の信念は、化學者の經驗に依つて、十分保證されてゐる』

註 『生物學原理』第一卷第四八二頁

勿論、萬物の始源と其の終極とに關して、佛法が沈黙を守つて居るのは、單に現象の出現に限るのであつて、現象の一群の特殊な存在に就いてではないと云ふことは、了解して置かなければならない。始源と終極との斷言出來ないといふ事はこれ即ち永遠の變遷に過

ぎない。その起原である古い印度哲學と同様、佛教は宇宙の交互的顯出と消滅とを教へる。無量の或る時期に於て『十萬億土』の全宇宙が消えてしまふ――焼失するか或はその他の方法で破壊されて――しかしそれは又再び造りかへされるのである。これ等の時期を稱して『世界の周紀』といふ、そして各周紀は四つの『無邊』に分割されてゐる――併し、此處では此の教義の詳細に就いて述べる必要はない。實際興味のある處は、進化の律動を説くその根本的思想にあるのみである。宇宙の交互的分壞や回復は、また科學的概念であり、進化論の信念から言つても、一般的に容認されたるその信條であるといふことは、讀者諸君に注意する迄もないことである。併しながら私は別の理由から、この問題に關するハアバート・スペンサーの意見を表明する章句を、次に引用して見よう。――

『吾人が既に説いた如く、明らかに索引と反撥との遍在する共力が、宇宙を一貫して、一切の微細な變化に律動を必要ならしめ、また變化の總和に對しても律動を必要ならしめる――かくの如き共力は、或る場合には索引力を優勢ならしめ、宇宙の集中を行ふ涯りなき一時期を現出し、さらに反撥力を優勢ならしめ、擴散を行ふ涯りなき一時期を現出する。かくて交互に進化と離散との時代を現出する。かくの如くして、現代に於て行はれつ

つあるが如き、繼續的進化の行はれたる過去の時代に關する概念が吾々に暗示されるのである、而してまた別の同様な進化が行はれる未來の時代も亦暗示される——原理に於ては常に同一なるも、具像的の結果に於ては同一ならざるものである』——『第一原理』一八三項

註 此の項は第四版から引用したもので、一九〇〇年の決定版には著しく改訂されてある。

更に、スペンサー氏は、此の假定に包含せられて居る論理的結果を指示してゐる。——

『吾々は當然さう考へるべき理由があるが、若し萬物の總和には、進化と離散の交互作用があるとするれば——又吾々は力の永續性からさう推論せざるを得ないが、若し此の廣大なる律動の何れかの一端への到達が、其の反對の運動の發生するやうな状態を惹き起すとするれば——さらに、若し吾々が涯りなき過去を掩ひし進化の概念、及び涯りなき未來を掩ふてあらう進化を、容認するの已むなきに至るとすれば——吾々は、も早や明確な始點と終點とを持つやうな、或は孤立したやうな、認知し得る天地の創造を考へることはできない。さういふ天地は、現在の前後のすべての存在に歸一せしめられるやうになる、そして

宇宙が示す力は、考への上は何等の制限をも認めない、時間と空間との同じ範疇に入つてしまふ』——『第一原理』第一九〇項

註 一九〇〇年の決定版中には簡約され多少修正もされた、併し今の場合に於ける説明の便宜上、第四版を選んだのである。

以上述べた佛教の立脚地は、人間の意識は轉變無常の集合體に過ぎず——永久的實體ではない、と云ふ意味を十分に示してゐる。恆久の自我と云ふものはない、あらゆる生に通じて唯一つの永遠の原理があるのみである——最高の佛陀がそれである。近代の日本人は、此の絶對を、『精神の心髓』と呼んでゐる。近代の日本人なる一人は曰く、『火は薪に依つて燃え、薪の失せると共に消える。併し火の本質は破壊される事はない……宇宙に在る萬物は、すべて精神である』と。恚ういふと、この立場は非科學的である、併しかくして到達した結論に關しては、ワラス氏が殆ど同様のことを言つてゐるし、又『心より成る宇宙』の教義を説く近代の教師も二三に留まらない事を記憶しなければならぬ。此の假説は『考へ得べからざる』ものである。併し最も眞面目な思想家は、一切の現象と不可知のものの關係は、波と海との關係に似て居ると云つた佛教の斷定に同意するであらう。ス

ベンサア氏は云ふ、『あらゆる感情とか思想とか云ふものは、ほんの轉變無常のものであるから、かかる感情や思想で出来上つてゐる全生活も亦轉變無常なものに過ぎない——否、縦令幾分は轉變無常でないとしても、生命が過ぎ通つて行くその周囲の物象は、晚かれ早かれそれぞれの特性を失ひ行くものであるから——恆久なるものと云ふのは、變はり行く形相の一切の底にかくれて居る未知の實體を指すのであると云ふことが判かる』と。此處に於て、イギリスの哲學者と佛教哲學者とは相一致したわけであるが、其の後忽ちに兩者は相分離する。何となれば、佛教はノステイシズム（神祕可知哲學）であつて、不可知論ではなく、不可知のものを知らんことを揚言するものであるからである。スベンサア學派の思想家は、唯一の實體の性質に關して假定を與へることをなし得ないし、且つ又其の表現の理由に關しても假定を與へないのである。スベンサア學派のものは、力、物質、及び運動の性質を理解する事に關し、知的無能力者であると云ふことを自ら白狀しなければならぬ。その學徒は、一切既知の要素は、一個の本源なる無差別的本體から展開されたものであると云ふ假説——この假説に就いては化學が有力に證據立ててゐる——を容認するのは理の當然であると考へる。併し彼は其の本源の實體を精神の實體とは決して同一視しないし、又精神の實體を完成するに與つて力ある諸々の力の性質を、説明しようともしない。

い。吾々が物質を解するに、單にこれを諸々の力の集合であるとか、又は微分子は力の中心か、然らざれば力の結節であると解することを、スベンサア氏は既に承認して居るであらうが、氏はまだ微分子が力の中心であつて、他の何物でもないと言明した事はない……併しドイツ系統の進化論者は、佛教の立場に甚だ近い立場を取つて居るのを見る——則ちそれは宇宙の感性、もつと嚴密に云へば、宇宙のやがて發展すべき潜力的感性を意味するものである。ヘッケル其の他のドイツの一元論者は、すべての實體に對してかくの如き立場をとつて居る。故に彼等は不可知論者ではなくて、ノステイックである。そしてそのノステイックの哲學たるや、大乘佛教に非常に近いものである。

佛教の説に従へば、佛陀の外に實在するものなく、其の他の一切のものは業に過ぎぬ。一個の生命、一個の自我あるのみ、人間の個性、及び人格と云ふも、畢竟自我の現象に他ならぬ。物質は業であり、精神も業である——即ち吾人の知る精神はさうである。業報はその像を現はす時、集合の一體と質とを表はし、その無形のもの^{カク}を現はす時、性格と傾向とを表はす。本源の實體——一元論者の「分かつ可からざる原質」に相應するもの——は五個の要素から成り立つて居り、此の要素は、神祕的に五體の佛陀に合致せしめられ、それが又一體の佛陀の五相に過ぎないとされて居る。此の本源の實體に關する思想は、當然

宇宙を感性あるものと見る思想とに關係を持つて居る。物質は又生きてゐるのである。

さてドイツの一元論者にとつても亦、物質は生命あるものである。ヘッケルは、「微分子と雖も感覺と意志の元始的なる形をもつて居る——更に適切に云へば、感情 (aesthesis) と向き方 (tropism) とをもつて居るものである——即ち、尤も單純なる類の遍在的心靈をもつて居る。」と云ふ確信の基礎を、細胞生理學の現象の上に置く事を主張して居る。次にヘッケルの『宇宙の謎』から、ヴォグトや其他の人々に依つて主張される、實體の一元論的思想を語る章句を引用して掲げて見よう——

『實體に關する二個の基本的形態、秤量し得べき物質とエテールとは、決して死滅するものでなく、單に外來的力に依つてのみ動かされて居る、併しそれ等は（當然、最小の程度に於てではあるが）感覺と意志とを附與されて居るのである、それ等は凝縮の傾向と、緊張の嫌惡を體驗する、即ちそれ等は前者を求め、後者と抗爭する』

シュナイダアの説いた極めて有り得べき假定説——感性は一種の結合の形成と共に始まるといふ事——感情は、恰も有機體が無機體から展開し來る如くに、無感情より展開し來るものであるといふ説は、昔の鍊金術師の夢想の復活よりもたよりないものである。併し

斯様な一元的思想は、物質を觀するに、完うされたる業とする佛教の教と、驚くばかり合一するのである、それ故にこれ等兩思想は、此處に並べて論ずる價值があるのである。佛教の考察に依れば、一切の物質は有情である——有情即ち感性は事情に従つて變化する、日本の佛教の經文は「岩や石たりとも、佛陀を禮拜することが能きる」と教へる。ヘッケル教授一派のドイツの一元論者に依れば、微分子の特性と親和性とは、感情と向き方、即ち『尤も單純なる心靈』を表はして居る、佛教に於ては、これ等の性質は業から生まれる——即ち、これ等の性質は、先在の状態から生まれた傾向を表はすものである。此の兩假定説は非常に近似してゐるやうに見える。併し西歐の一元論と東洋の一元論との間には、非常に重大なる相違がある。西歐の一元論は、微分子の性質を、單に遺傳の一種——無限の過去を通じて作用し來たつた偶然の影響の下に、發展したる固執力強き傾向——に歸して居る。東洋の一元論は、微分子の歴史を以て、純なる道德であると云つて居る！佛教に従へば、一切の物質は、其の固有の傾向に依り、苦樂、善惡の方に向ふ有情の綜合である。『マハアヤナ哲學概論』の著者は恁う云つて居る。「不純の行爲は不純の土地を生み、純なる行動は、宇宙の各方面に、純なる土地をもたらす」と。換言すれば、道德的行爲の力に依つて、完成されたる物質は、遂に幸多き世界を建設するに至る、これと反對に、不

徳なる行爲の力によつて、形成されたる物質は、不幸な世界を作るに至るといふのである。一切の實體は、一切の精神の如く、その業を有つて居る。遊星は、人間の如く、行爲と思考との創造力に依りて形成せられる。而して各微分子は、その内に潜んで居る道徳的若しくは不道徳的なる傾向に従ひ、晩かれ早かれ、其の行く可き場所に落ち着くのである。人間の行爲思想の善悪は、ただにその來世に影響を及ぼすのみならず、無数の幾萬年の周紀の後、再び住まなければならぬ世界の性質に何等かの影響を與へるのである。勿論、此の壯大な思想は、現代の進化哲學中には、何等これに近似するものを有つては居ない。スベンサー氏の立場は、よく知られてゐるが、私は佛教思想と科學思想との對照を強く示すために、氏の言葉を引用しなければならぬ、――

「……吾人は、星雲の凝縮に關しての倫理も、恆星の運動に關しての倫理も、將又遊星の進化に關しての倫理も有つては居ない、かくの如き考へは無機體とは無關係のものである。又有機體を見ても、倫理が植物の生命の現象に何等關係のある事を認めない、よし生存競争に於ける成功と失敗とに至らしめるものとして、それを植物の優秀なるものと劣等なるものと歸しはするが、吾々は決してこれを、賞讃又は非難の點とはしない。倫理の

問題が生ずるのは、動物界に有情が発生してのことである」——『倫理の原則』第二卷三二六項

これに反して、佛教は、スベンサー氏の言葉を藉りて言へば、『星雲凝縮の倫理』とても言つて然るべきものを、事實教へる、――よし佛教の星學では、『星雲凝縮』と云ふ言葉の科學的意味は少しも知らなかつたのでありはするが。勿論、この假説は、證明反證共に遠く人智の及ばざるものである。併しそれは宇宙の純なる道徳的秩序を闡明し、人間行爲の瑣事にも、殆ど無限の結果を關係させてゐるのが面白い。古代の佛教の形而上學者が、近代化學の眞實を知つてゐたならば、彼等は驚く程巧みに、その教義を化學的事實の解釋説明に應用したことであつたらうと思ふ。彼等は、微分子の活動の説明にも、分子の親和の説明にも、エテナル震動の説明にも、業の理論をひつさげて、頗る面白く恐怖すべきほどに、これを用ひたであらう……。此處に暗示の世界が在る――最も不思議な暗示の――蓋し何人でも新宗教を作る試験を、敢てなし得る人若しくは爲さんと欲する人、或は少くとも無機の世界に於ける道徳的秩序といふ考へに基礎を置いた鍊金術の廣大なる新體系を作らんとする人に取つては、これは暗示の世界である。

併し大乘佛教に於ける業の形而上學は、微分子の結合に關する鍊金術上の假説よりも、更に理解し難いものを多くもつて居る。通俗佛教の教へるところに依れば、再生の教義は至極簡單である——輪廻と同意味で、人は過去に於て、既に何百萬遍も生まれて居たのであり、同様に未來にも亦、多分何百萬遍となく再生するであらう——再生する度毎の境遇は一つに過去の行ひにかかつてゐる。一般人の考へる所に依れば、此の世に肉體を消して、尙ほ若干期間滯留して後、靈魂は次に生まれる場所へと導かれる。人々は勿論心靈を信じて居るのである。併し大乘佛教の教義は、輪廻を否定したり、心靈の存在を否定したり、人格を否定したりして、如上の事は全然その内に見當たらぬ。再生すべき自我もなければ、輪廻もない——併しそれにも拘らず再生はある！苦しみ若しくは喜ぶ眞の「我」はない——しかも受けるべき新たな苦しみ、得らるべき新たな幸福はある！吾々が自我——個性的意識——と呼ぶものは、肉體の死と共に分散する、併し生存中に形成せられた業は、新しい肉體及び新しい意識の組織完成を行ふ。若し生存中に苦しいことがあれば、それは前世の行ひの報いである——併し前世の行爲の實行者は、現世の我と同一人ではない。然らば、他人の過失に對して現世の我は責任をもつのであるか？

佛教の形而上學者は、恁う答へる。それは君の疑問の形式が間違つて居る、君は個性の存在を假定して居るが——個性といふものはないからである。君の間ふやうな「現世の我」と云ふ如きそんな個人は、實は無いのである。苦難と云ふは、事實先在した或る一個の存在か、または多くの存在が犯した罪の結果である、併し個性が無いのであるから、他人の行爲に對する責任はない筈である。轉變無常の生の連鎖の中で、嘗て昔の「我」と現在の「我」とは、行爲と思想とによつて創造された一時的の總和を表はして居るのである。そして苦痛は質から生まれ出る事情としての總體に屬するものである」と。此の答へは、全く漠然としてゐる、眞の理論を知らうと思へば、非常に困難な事であるが、個性の概念を排除しなければならぬ。連続的に生まれ代るといふことは、普通の意味に於ける輪廻を意味しない、それは只だ業の自己傳播を意味するのみである。若し生物學上の言葉を藉りるならば——靈の發芽とでも云ふものに依つて、或る状態の恆久に積み重ねられると云ふことを意味する。佛教的の説明は、併しこれを譬へれば、一個のラムブの心から他のラムブの心へと燃え移つて行く炎の如きものである。かくして一百のラムブは一個の炎に依つて點される。そしてその間の炎はみな異つて居る、しかも其の本源は同一の炎である。各轉變無常の生命の空虚な炎の中に、只だ一つの實體の一部分のみが包藏されてゐるので

ある。併しそれは輪廻する心靈ではない。生誕の度毎に顔を出すのは、業——性質或は境遇——のみである。

如何にしてかかる教義が、少しでも道德上の影響を起し得るかとは、當然發生すべき疑問である。未來が私の業に依つて、形成せられるとして、その未來は決して私の現在の自我とは同一ではないとすれば——また未來の意識が私の業に依つて展開されるとして、その未來が本質的に私とは別の意識であるとすれば、——どうして私は未だ生まれざる人間の苦痛を、考慮するやうに感じられ得よう。佛教徒は答へて言ふ。「君の疑問は今度も亦間違つてゐる。此の教義を理解しようといふには、君は個性の概念を脱却しなければならぬ。そして個人を考へずに、感情と意識とのつぎつぎの各状態は、互に其の次の發芽の原となり、生存の鎖は相互に結合されて居る——其状態を考へなければならぬ。」と……。私は今一つの説明を試みる事にする。一切の人間は、吾々が此の言葉を解する限りでは、絶えず變化して行くものである。肉體の各構造は、不斷の消耗と修理とを受けて居る。従つて此の瞬間の君の身體は、其の本質に於て、君の十年以前の身體とは同一でない。生理上から云つて、君は同一人ではないのである、それにも拘らず、君は同じ苦痛を嘗め、同じ快樂を味ひ、同一條件に依つて、其の力を制限されて居るのである。君の體内で、如何

なる分解、如何なる改造が、其の組織の上に行はれようとも、君は十年以前の特性と等しき、肉體上並びに精神上の特性を持つてゐるのである。君の腦細胞は、分解されたり、改造されたりして居る、が、しかも尙ほ君は同一情緒を経験し、同一の追憶を回想し、同一の思想を思惟する。到る處で、新鮮な實體は、換へられたもとの實體の性質と傾向とをとつて居る、かくの如き事情の固執してつき纏つて行くのが業に似てゐる。總體は變化しても、傾向の傳達は残つて居る。——

以上佛教の形而上學の奇異なる世界を除いた、二三の瞥見はこれだけで十分であらう、大乘佛教（多く論議されて、しかも理解されること少き涅槃の教義はこの内にある）が抽象的思念を作る事の殆ど出来ない幾百萬人の宗教——宗教的進化の比較的初期に於ける民衆の宗教となり得なかつた事を、聰明なる諸君に納得せしめるに十分であつたらうと私は信じる。それは全然人々に理解されなかつた。又今日でも尙ほ人々に、教へられては居ない。それは形而上學者の宗教であり、學者の宗教であり、哲學的に訓練されたる或る種の人々にとつてさへも、了解するに困難なる宗教であるがために、それが全然否定の宗教であると誤解されたのも無理のない事である。讀者諸君は今や個性ある神、靈魂の不滅、死

後に於ける個性の存続等を否定するからと云つて、其の人を——特にその人が東洋人であつた場合——無宗教の人と呼ぶのは當を得た事でないといふ事を了知し得たであらう。宇宙の道徳的秩序、未來に對する現在の倫理的責任、一々の思想と行爲との無量の結果、惡の究極の絶滅、無限の記憶と無窮の幻想との境界に到達する力、等を信仰する日本の學者は、偏執か無智なる者の外、これと呼んで無神論者とか唯物論者とかと云ふ事はできない。日本の宗教と、吾々西洋の宗教との差異は、思想の象徴と様式とに關する限り、如何に深大であるとしても、兩者が到達する道徳的結論は、殆ど同一なるものである。

社會組織

故フイスク教授は、其の著『世界論概説』の中で、支那、古代埃及、古代アツシリアのそれのやうな社會に就いて、頗る興味深い敘述を試みてゐる。曰く『これ等の諸々の社會が現代ヨオロッパの國家の姿に似てゐたことは、丁度石炭時代の沙羅木ツタイフアンが現今の外方生樹エキゾペナスの風態をしてゐたのと同である、と私は考へるのであるが——かく言ふ場合、私は單に類推以上の事を語り、發達の徑路に關する限りに於ては、實際の同一關係を述べて居るのである』と。此の説が支那に關して、眞實であるとすれば、等しく日本にあてはめても眞實である。古代日本の社會の組織構成は、家族の組織構成——原始時代に於ける族長の家族の擴大されたものに外ならない。現代西歐の社會も、すべて族長的状态から發展し來たつたものである。ギリシヤ、ロオマの古い文化も、より小さい規模の上にはあるが、これと同様にして建立されたものであつた。併しヨオロッパに於ける族長的家族は、既に數千年以前に、崩壊し去つて居た、氏族 (gens) と種族 (curia) とは分散し消滅して居

た、本来分かれて居た諸階級は、融合するに至り、到る處、社會の全改造が徐に行はれ、その結果強制的協同に代つて、任意的協同が行はれて來た。産業を主とする型の社會が發展して、國家的宗教が古代の狭い一地の祭祀に取つて代つた。併し日本の社會は、現代に至る迄、一つの凝集した國體とはならず、氏族的狀態以上には發達しなかつた。日本の社會は、宗教上にも行政上にも他と關係をもたない、幾多の氏族團體或は部族團體の團結の緩い集團たるに止まつてゐた、而して此大集團は、任意的協同に依らず強い強制に依つて纏められて居たのであつた。明治時代に至るまで、又幾年か其後に及んでさへも、中央政府の強壓力が薄弱の徵候を見せた際には、社會は分裂して切れ切れに分散する傾向を示して居た。吾々は此の社會を、封建制度と呼んでも良からうと思ふ、併しそれは沙羅木が樹木に似て居るといふ意味に於てのみ、ヨオロッパの封建制度に似てゐると云へるのである。

先づ第一に、古代の日本社會の性質を、簡單に考へて見よう。其の起原となる單位は一家ではなくて、族長的家族である——換言すれば、それは同族即ち氏族と云ふもので、同じ祖先から血統を引いて居るか若しくは共通の祖先禮拜——氏神の祭祀に依つて宗教的に結び合つて居る部或は幾千の人々の團體である。既に前に言つた通り、この種の族長的

家族には二の階級がある、大氏即ち大氏族、小氏即ち小氏族と云ふのである。小氏は大氏から分派したもので、前者は後者に從屬する——それ故、小氏を結合した大氏の一團は、大略、ロオマの種族とか或はギリシヤの種族に比べることが能きる。農奴或は奴隸の大集團は、諸々の大氏に附屬して居たらしい。そしてこれ等奴隸の數は、極古い時期にあつてすら、氏族そのものの人數よりも多かつたらしい。これ等從屬の階級に與へられたいろいろのな名は、服役の階級とその種類とを示してゐる。場所或は一地方に所屬することを示す品部、家族に所屬することを示す家部、圍ひ地或は領土に所屬することを示す民部等があるが、それよりもつと一般的なものには『民』と云ふのである。之は昔の意義からすれば『寄食者』の意であるが、現今では英語の *Home* の意味に用ひられて居る。……人民の大多數が、服役の狀態に在り、從つて服役にもいろいろな種類のあつた事は疑を容れない。スペインサア氏は、奴隸制度と農奴制度と云ふ言葉の差異を、通常それに伴つて居る意味から、大體に區別することは、決して容易な事ではない事を摘して居る。蓋し特に社會の初期の狀態に在つては、從屬階級の實狀は、特權と立法との事實に依るのではなくて、主人の性格と社會の發達の實狀とに依るのである。日本に於ける初期の制度を述べるに際しても、この差別を立てることは頗る困難である。吾々は古代の從屬階級の狀態に關して、

今尙ほ知る所甚だ少いのである。が、併し當時に在つては實際只だ二個の大階級——多數の段階に分かたれて居た支配者の寡頭政治と、これ亦多數の段階に分かたれて居た從屬的人民と——が存在して居たと斷言して可いと考へる。奴隸は、顔其の他身體の或る部分に、彼等の所有者を示す記號を、文身してゐた。近年に至る迄、この文身の制度は、薩摩地方に残つてゐたらしい——其處では、記號は主として、手の上に施され、其の他多くの地方では、下層階級の人達は、一般に其の顔面に文身を施されて居たのである。古代にあつては、奴隸は家畜の如く賣買され、或は其所有主に依つて貢物として獻納されたのであつた——この習慣は、古代の記録の内にたえず記されてあつた。奴隸の團結は認許されなかつた、これはロオマ人の間に行はれた *connubium* と *contubernium* との區別を想ひ起こさせる、奴隸なる母と自由の人たる父との間に出來た兒達は、矢張り奴隸となされた。第七世紀に至り、私人の奴隸は國家の財産であると宣告され、當時の大多數の奴隸——殆ど全部——否、恐らくは全部——が解放された、が、其の全部は工匠か若しくは有益なる職業に従事して居た者であつた。次第に自由に解放された一大階級が出來て來たが、併し現代に至る迄、一般人民の大多數は、農奴に近き状態に置かれてあつたらしい。大多數の者は確に姓を持つてゐなかつた、之は以前奴隸の境遇に在つた證據と考へられるのである。眞の

奴隸は、其所有主の姓名を以て登録され、少くとも上古にあつては、自分自身の祭祀を持つてゐなかつたらしい。明治時代以前にあつては、貴族、武士、醫者、教師——恐らく二三の例外はこの外にあつたらしいが——のみが、姓名を名をすることを許された。此の問題に關するなほ一つの奇妙なる事は、故シモンズ博士に依つて示されたものであるが、博士は隸屬階級の頭髪の蓄へ方を述べてゐるのである。足利將軍時代（紀元一三三四年）に至るまで、貴族、武士、神官、醫者を除いて、凡ての階級は、頭髪の大部分を剃り落として丁髷を着けたが、この頭髪の恰好を奴頭或は奴隸頭と呼んでゐる——この言葉は即ち『奴隸の頭』の意味で、此習俗の隸屬時代に發生したことを示してゐる。

註 六四五年代に、この問題に關して光徳天皇は、次に掲げる如き勅令を發布した。——

『男子及び婦人に關する法律は次の如し、自由人たる父母の間に生まれたる兒は、其父に屬せしむ、自由人の父が、奴隸なる婦人を娶りて儲けたる兒は、其母に屬せしむ、自由人の婦人が、奴隸なる男子に嫁して儲けたる兒は、其父に屬せしむ。若しその二人が、二家の奴隸ならば、其兒は其母に屬せしむ。寺院の奴隸に生まれたる兒は、自由人に對する規則に従はしむ。その他奴隸となりたる者に在りては、奴隸に關する規則に従つて、取扱はる可きものなり』——アストン譯『日本紀』第二卷、二〇二頁

又男女之法者。良男良女共所生子。配其父。若良男娶婢所生子。配其母。若良女嫁奴所生子。配其父。若兩家奴婢所生子。配其母。若寺家仕丁之子者。如良人法。若別人奴婢者。如奴婢法。——『日本書紀』孝德天皇紀。

日本の奴隸制度の起原に關しては、多くの學ぶ可き事が残つて居る。つぎつぎに移住が行はれた證據があるが、少くとも、極古い日本の移住者の内には、其後に來た侵入者のために、奴隸の状態に陥られたものもある。なほ朝鮮人支那人の移住者も随分澤山にあつて、其の中には、奴隸よりも遙かに惡い禍を逃れるために自ら進んで奴隸の服役を望んだ者もあつたらしい。併し此の問題は、甚だ曖昧である。吾々は上古にあつては、奴隸に墮とされるといふ事が普通の刑罰であつた事、並びに負債を拂ふ事の出來ない債務者は債權者の奴隸となる事、又窃盜は被盜難者の奴隸となるやうに判決された事を聞いて居る。言ふまでもなく隸屬の状態にも、澤山の相違が在つた。奴隸の慘めな部類に屬する者には、家畜に近いものもあつた。併し、農奴の中には、賣買されることが出來ず、或る特殊な仕事以外には使用する事を許されないものもあつた。これ等のものは主人の血旅て、糊口又は安全のために、自ら進んで奴隸状態に入つたものであるらしい。彼等と主人との關係は、

ロオマの食客と其の庇護者との關係を想ひ起こさせる。

註 六九〇年に、持統天皇の發布した勅令は、父が其子息を奴隸に賣却し得ることを制定してゐる、併し債務者は單に農奴にのみ賣られ得るとされて居る。勅令には恠う書いてある、『一般人民の間に在つて、弟が其兄に依つて、賣られたる場合、その弟は自由の人と一緒に置かれ得る、子が其親に依つて賣られた場合には、その子は奴隸と一緒にされる、債務の利子支拂ひのために、奴隸となつた人々は、自由の人と一緒にされる。それ等の人と奴隸との間に生まれた子は、すべて自由の人と同列にされる』——アストン譯『日本紀』第二卷、四〇二頁

若百姓弟爲兄見賣者。從良。若子爲父母見賣者。從賤。若准一貸倍。沒賤者。徒良。其子雖配奴婢。所生亦皆從良。

今日の處ては古代の日本社會に於ける自由にされた人と本來の自由人との間に、明確なる差別を立てることは困難である。併し支配階級の下位に屬する自由な人民は、二大區分に分かれてゐたことを吾々は見るのである、則ち國造と伴造とがそれである。前者は農夫であつて、恐らく極古い蒙古の侵入者の後裔らしく、中央政府とは獨立して自分等独自の

土地を保有することを許されてゐた、彼等は自分の土地を領有して居たのであるが、貴族ではなかつた。伴造は工匠であつて——恐らく其の大部分は朝鮮人若しくは支那人の後裔で——その氏族は百八十もあつた。彼等は世襲の職業に従事し、其氏族は皇族に屬して居て、皇族のためにその技能を振ふやうにさせられて居た。

本來から云へば、大氏でも小氏でも、みなそれぞれ自己の領土、主長、從屬、農奴、奴隸を所有してゐた。主長の職は世襲——原始の族長から直系に依つて、父から其の子へ譲られるもの——であつた。大氏族の主長は、それに從屬する小氏族の主長の上に立ち、其の権力は宗教と武力との兩方に及んだ。但し宗教と政治とが同一のものと考へられて居たことは、忘れてはならない。

日本の氏族の全部は、皇別、神別、藩別の三部に分かたれて居た。皇別（『皇室の一門』は所謂皇族を表はし、日の御神（天照皇大神）の後裔とされてゐる。神別（『神の一門』は日の御神以外の地上と天上との諸々の神々の後裔とされて居る氏族である。藩別（『外來の一門』は多數の人民を代表して居る。斯様な次第であるから、支配階級から見れば、一般人民は本來外國人であると考へられたのである——只だ迎へられて日本人とされて居るものと考へられたに過ぎない。或る學者に依れば、藩別と云ふ言葉は、最初支那人が朝

鮮人かの子孫の農奴或は自由にされた人に、與へた名稱であつたのださうである。併し之は證明されたわけではない。只だ祖先の如何に依つて、全社會が三階級に分かれてゐたこと、三階級の中二つは、統治する寡頭政治を作り、又第三階級は則ち『外國』の階級で、國民の大部分——庶人であつた事だけは事實である。

註 フロレンツ博士は、皇別と神別との區別を、二個の武力的支配階級——侵略と移住との二つの相續いた波浪から生じたもの——の存在に依るものとして居る。皇別は、神武天皇に從屬して居たもの、神別は、神武天皇の降臨以前に、大和の地に定住して居た遙かに古い征服者のことであると。博士の考へる所に依れば、最初のこれ等の征服者達は、驅逐されなかつたのである。

姓階——かばね若しくは姓——を以てする區分もあつた。（私は『姓階』なる言葉を、フロレンツ博士に從つて用ひる。博士は日本の古代文明研究者の第一の權威であつて、姓の意義に就いては『姓階』或は『種族』“Color”を意味するサンスクリットの Varṇa の意味に等しきものとして居る）日本社會の三大區分に於ける各家族は、孰れかの姓階に屬してゐた、而して各姓階は、最初は或る職業を表はしてゐたものである。姓階は、日本に於ては、何等確たる發達をしなかつたらしく、古い頃から既に、かばねは混和せられる傾

向を示して居た。第七世紀の頃に及び、この混和は非常に甚だしくなり、天武天皇は姓の組織を新たにする必要を感じられ、茲にすべての氏族は、再び八個の新しい姓階に組み更へられるに至つた。

かくの如きものが日本社會の原始的組織であつた、それ故、この社會は言葉の眞の意味に於ては、決して完成された國家ではなかつたのである。皇帝の稱號も、その古い統治者には、正確に適用されるわけにはゆかない。日本の歴史家の説に反對して、これ等の事實を明らかにした最初の人は、ドイツの學者フロレンツ博士其人であつた。博士は上古の『天皇』なるものは、單に一の氏の世襲的主長——この氏はすべての氏中の最も權力あるもので、他の多くの氏の上に勢力を振るつてゐた——に過ぎないことを、明らかにした。『天皇』の權威は、全國土には及ばなかつた。併し一國王でさへないにも拘らず——自分の族長たる大家族の集團以外に——この主長は三大特權を享有して居た。第一には、共同の祖先たる神の前に、各氏を代表するの權利——これは高い神官の特權と權力とを包含してゐる。第二には、對外關係に於て、各氏を代表するの權利、換言せば、主長は全氏族の名の下に、宣戰媾和の權を有し、従つて最高の武力を行使し得たのである。第三の特權は、

氏族間の争議を解決する權利、一つの氏の主長たる職權の直系の繼承者が斷絶した場合に、氏族の主長を指名する權利、新しく氏を創立する權利、他氏族の安寧を害するが如き行爲のあつた氏を廢するの權利等である。故にその人は、最高の大司祭であり、最高の軍事司令官であり、最高の仲裁官であり、最高の奉行であつた。併し未だ最高の國王ではなかつた、その權力は、氏族の同意ある場合に限り、行使されたのである。其の後この主長は、事實上の、或はそれ以上の大汗——僧たる支配者、神王、神の化神——となるに至つたのである。然るに、その領土の擴張するに連れて、本來その權威に伴なつて居た機能の一切を働かすことが、次第々々に困難になつて來た、それでこれ等機能を他に委託した結果、その世事に於ける統御權は、その宗教的權力が増大するに拘らず、衰亡の悲運に向つたのであつた。

それ故、極古い日本社會は、普通吾々が用ふる所の封建制度ですらもなかつたので、それは最初は、防禦攻撃のために結合せる氏族——其の各々氏族は、それぞれ獨自の宗教を持つて居た氏族——の統一體であつた。が徐に、一の氏族團體が、富と數との力に依つて、其の氏族の祭祀を他の全ての氏族の上に及ぼさしめ、其の世襲の主長を最高の大司祭たらしめるやうな主權を獲得するに至つた。日の御神（天照皇太神）の禮拜は、かくして種族

的祭祀になつた、併し此の禮拜は他の氏族の祭祀の相對的重要性を滅殺する事はなかつた——それは單に彼等に、共同の傳統を與へたのみであつた。その内に、一國家が作り上げられたが、氏族は社會の眞の單位として存在してゐた、而して明治の現代に至るまでその崩壊は完うされなかつた——少くとも立法の上からそれを成就し得たと云ふ程には。

吾々は、氏族が眞に一人の元首の下に統一され、國家の祭祀が制定された時代を、日本の社會進化の第一期と呼んで然るべきだと思ふ。併しながら社會組織は徳川將軍の時代に入る迄、其の發達の極致を見る事は能きなかつた、——それ故完全に構成されたものとして、これを研究するには自然近代に面を向けなければならぬ。しかも早くして紀元六七三年に登極したと一般に認められて居る天武天皇の御代に、この社會の將來落ち着くべき姿の漠然たる輪郭は出來て居たのである。此御代には、佛教は宮廷に於て、強大な勢力となつたらしい、と云ふのは天武天皇は事實上、榮食主義を人民に強ひられたのであるから——これ則ち理論上に於けると共に實際に於ける最高權力を證明したものである。これより以前にも社會は身分等級に配列されてゐた——上層階級の人々は、頭に著けた官職の冠の形と品質とに依つて、身分を明らかにしてゐた、併し天武天皇は、多くの新しい等級を設け、又支那の制度にならつて、全行政部を百八の部門に改造したのであつた。この時

日本の社會は、上流のものに關しては、殆ど政教的形式を採り、それを徳川將軍の時代迄續けさせた。而して徳川將軍はその根本的組織に、何等重要な變化を加へることなく、此の制度を強固にしたのである。吾々は日本に於ける社會進化の第一期の終りから、國民は實際上、二階級に別かたれて居たと考へて然るべきだと思ふ、則ち貴族と武家との階級を包含する支配階級と、其の他の一切の者を包含する生産階級との二つである。社會進化の第二期の主なる出來事は、武權の勃興であつて、それは皇室の宗教上の權力は其の儘にして置いたのであつたが、一切の行政的機關を篡奪するに至つた——（此の問題に就いては、次の章に述べる事にする）結局此の武權に依つて結晶せしめられたる社會は、非常に複雑な構造となつた——されば外形上は、吾々が普通に了解する意味での大規模の封建制度に近似してゐるが、併し内實に於ては、これまであつたヨオロッパの封建制度とは全く異つたものである。其の差異は、特に日本の幾多の社會（村邑の如き）の宗教的組織にあるので、この各社會（村邑若しくは組合）はその獨自の祭祀と族長的行政とを保留し、内實は根本的に各社會みなそれぞれ分離してゐたのである。國家の祭祀は、傳統に依る結合であつて、凝集性の上に立つた結合ではなかつた、則ち宗教上の統一は少しもなかつたのである。佛教は、廣く普及されて居たのではあるが、此の事態に何等實際の變化をも與

へはしなかつた、何となれば、この小社會が如何なる佛教の信條を守つて居たとした處で、眞の社會上の結合は、氏神に依る結合であつたからである。故に徳川將軍の治下に於て、日本の社會が十分の發達を遂げたとしても、なほその社會は武力の強制に依つて結合された氏族並びに小氏族の大集團たるに止まつたのである。

此の大集團の元首として、天皇、民族の生ける神が居ました——則ち司祭の皇帝にして最高の教長であり、世界に於ける最古の王朝を代表して居た。

天皇の次位に立つ者に、公卿即ち古代の貴族——天皇と神との後裔——がある。徳川の時代には、百五十五家の此の種の高い貴族があつた。これ等の中の一家で、中臣と云ふのは最高の世襲的司祭の職を司つて居た、そして今でも尙ほ司つてゐる。中臣は天皇の下に在つて、祖先の祭祀を司る主長である。日本歴史の古代の大氏族の全部——藤原とか、平とか、源とか云ふ氏族——は何れも公卿であつた、其の後の歴史の大なる攝政或は將軍の大部分は、公卿か或は公卿の後裔かの何れかであつた。

公卿の次位に立つ者に、武家即ち武人の階級があつた——別名を武夫、ますらを、武士こむら（これ等の名稱は、古文に據る）といふ——それ等はそれぞれ独自の廣い政教組織を持つ

てゐた。併し大抵の場合、大名と武家の武人との相違は、収入と稱號との上に立つ身分の相違にあつた。彼等はすべて一様に、侍であり、大抵は皇別神別の後裔であつた。古代に在つては、武人階級の主領は、單に一時的の總指揮官として、天皇に依つて任命せられたが、後に至つてこれ等の總指揮官は、權力を横奪して、自分の職權を世襲となし、ロオマで用ひたやうな意味の實際の Imperatores（大將軍）となつた。彼等の稱號たる將軍は、西歐の讀書界にも知られて居る。將軍は二百乃至三百の領域若しくは地方の領主——領主の權力と特權とは、その収入と位階とに従つて相違があつた——を統御して居た。徳川幕府の治下に在つては、これ等の領主即ち大名は、二百九十二を數へた。これより以前にあつては、各領主は各自の領土の上に最高の支配力を働かしたのであつた、ジェジュイトの傳道師や、古いオランダ、イギリスの貿易商人等が、大名を呼んで『王』と云つたのも、少しも怪しむに足りない。大名の専制は、最初徳川幕府の創始者に依つて阻止された。家康は大名の權力を、甚だしく制限し、多少の例外はあつたが、大名に若し壓制と殘酷との罪が實證された場合、その大名の領土は沒收されることにした。家康は、大名の全部を四大階級に配置した。（一）三家或は御三家即ち『三高家』（若し必要のある場合には、將軍の後繼者が此の家族中から選出される）（二）國主『地方の領主』（三）外様『外藩の

領主』(四)譜代『成功のあつた家族』、これは家康に對する忠誠の報酬として、領主或は其の他のものに取り立てられた家族の名稱である。三家には、三氏族即ち三大家族があり、國主は十八家あり、外様は八十六、譜代は百七十六あつた。これ等大名の中、最小なるものの祿高は米一萬石(石は時代に依つて、價值の上に大なる相違があるが、一萬石は約一萬磅と云つて宜からう)、また最大な大名である加賀の領主の祿高は、百二萬七千石とされて居た。

大きな大名は、大小の家臣を持つてゐたが、これ等の家臣は、又各自訓練された侍即ち戰士を抱へて居た。この外に、郷士と呼ばれた武人兼農夫の特殊階級があつて、その内には小さい大名を凌ぐ程の特權と權力を持つてゐたものもあつた。この郷士は大抵獨立した地主であつて、一種の士民コヤンであつた、併し郷士の社會上の位置とイギリスの士民フイレンの位置とは幾多の相違點がある。

家康は武人階級を改造した外に、更に二三の新しい小階級を創設した。これ等の中で、比較的重要なものは、旗本と御家人とである。旗本と云ふ稱呼は「軍旗の捧持者」の意味で、其の數凡そ二千を算し、御家人は約五千を算した。これ等武人の二團體は、將軍の特殊な武力を構成してゐたもので、旗本は多くの収入を有する大きな家臣であり、御家人は所得

の少い家臣で、單に將軍家の御用を直接に務めると云ふだけで、一般武士の上位に立つたのであつたに過ぎない……。あらゆる階級の武士の總數は、約二百萬を算した。彼等は租税を免ぜられ、二本の刀劍を佩用するの特權を有した。

以上述べたる所は、簡単な概説ではあるが、國民を非常に嚴酷に支配した貴族と武人との階級の全體の制定である。一般庶民の大多數は三階級カスト(姓階と云ふ言葉が、永遠にインドで用ひられたその觀念と聯想されなかつたならば、吾々はこれを姓階と呼んで良いかも知れない)に分かたれてゐた。農夫、職人、商人がそれである。

これ等三階級の中、農夫(百姓)が一番身分が高く、直接武士の次位になつた。實際、武士の多くは、農夫をかねてゐたし、農夫の中には一般武士より遙かに高い位をもつてゐるものもあつたので——武人階級と農夫階級との間に境界線を引く事は困難である。恐らく百姓(農夫或は農民)と云ふ言葉を、單に農業に依つて生活し、土壤を耕作する者にして、皇別若しくは神別の後裔でないものに制限すべきであらう。彼等は皇別若しくは神別の後裔ではないのである……。何れにしても、農民の職業は名譽あるものと考へられてゐた。農夫の娘は、皇室の女中になることさへあつた——その職分の位置は極めて低いものであ

りはしたが。また農夫の内には、帶刀を許されたものもあつた。日本社會の上代に在つては、農夫と戰士との間に、何等の區別もなかつたらしく思はれる。當時の身體の強健な農夫は、何時でも戰の間に合ふやうに、戰士としての訓練が施されて居た——この状態は古イスカンディナヴィアの社會と同様である。特殊専門の武人階級が出来た後も、農夫と武士との區別は、日本の或る部分では曖昧であつた。例へば、薩摩、土佐に於ては、武士は現代迄、耕作に従事してゐた。又九州武士の優秀な者は、殆どすべて農夫であつて、その立派な身長や體力は、一般に田園の作業に従事した爲めとされて居る。日本の他の部分、たとへば出雲の如き所では、武人は耕作に従ふ事を禁じられ、森林地は所有することを許されて居たが、田畠を所有する事は許されなかつた。併し處に依つては武士が他の職業——商賣だとか或は手工だとか——に従事することは、厳しく禁じられて居たが、耕作に従事することは許されて居た處もあつた……。いつの時代でも農業に精勵する事を墮落と考へた事は嘗てない。昔の天皇の中には、耕作に興味を寄せられ、親らそれを爲された方もあつた、赤坂離宮の庭内には、今も尙ほ小さい稻田が設けられてある。太古の宗教的傳統に従ひ、御料地内で出来た稻の初穂は、第九番目の祭——新嘗祭——の日に、收穫の供物として、天皇親らの御手に依つて刈り取られ、神聖なる祖先の御前に捧げられるのである。

註 此の祭日に、天皇御手づから、其年の最初の生絲と共に、稻の初穂を、天照皇大神にそなへさせ給ふのである。

農民の次に、工匠階級（職人）があつて、鍛冶工、大工、織匠、陶工——要するに、凡ての手工業者がこの内に包含される。これ等の中で、一番高いものは、さうありさうな事であるが、刀鍛冶である。刀鍛冶は、往々其階級を超えて、遙かに高位に上つた。中には守と云ふ高い稱號を與へられたものもあり、領土若しくは地方の守と稱した。これは大名の稱號で大名が自らそれと同じ守の字を以て記したものである。されば自然彼等は、天皇とか公卿とか云ふ高貴の庇護を受けたのであつた。後鳥羽天皇が、御自身の鍛冶場に於て、親ら刀造りに精勵されたことは、よく知られて居る事である。現代に至る迄、刀身を鍛へる期間、宗教上の奉祭が行はれたのである……。

主なる手工業はみな、組合を持つてゐた、そして一般の例として、仕事は世襲的であつた。職人の祖先は大抵朝鮮人並びに支那人であつたと想像するに足るに十分な歴史的根據がある。

商業階級（あきんど）は、銀行家、商人、店主、諸種の貿易商人等を含み、公儀の上では最下級と認められてゐた。金儲けの仕事は、上流階級からは輕蔑されて居た。勞働から生ずる品物を買ひ、それを再び賣ることに依り、利益を上げるといふ一切の手段は、不名譽なこととされてゐた。武家なる貴族は、當然商賣階級を見下げてゐた。そして一般に、武人階級は、普通ないろいろの勞働に對して、あまり尊敬をもつて居なかつた。併し古代の日本に於ては、農夫と職人との職業は輕んぜられて居なくて、商賣のみが、不名譽と考へられて居たらしい——この差別は、一面から云へば道德的の事であつた。商人階級を、社會組織の最低位に追ひ下すことは、異様な結果を産んだに違ひない。例へば、米屋は如何に富んでゐても、その家族が元來他の階級のものであつたといふのでなければ、大工、陶工、船大工——それ等を米屋は雇傭し得た位であるに拘らず——の下位に立つてあつた。其の後、商人は其の子孫以外の多くの他の人々を包含し、かくて實際上商人階級それ自身が救はれる事になつた。

國民の四大階級——武士、農夫、工匠、商人（これ等を指示するに、漢字の頭文字だけを取り、簡單に呼んで、士農工商と云ふ）の中で——後の三階級は、平民「庶民」の稱呼

の下に、一括されてゐる。平民はすべて、武士に從屬し、武士は平民が不敬な事をした場合、斬り捨てる権利をもつて居た。併し實際は平民が眞の國民であつた。國家の富を生み出し、歳入を作り出し、租税を負担し、貴族武人僧侶を支持して居たものは實に平民であつた。僧侶に就いて言へば、佛法（神道も同様で）の僧侶は別の階級を作つては居たが、その位は平民と並ぶのでなく、武士と等しかつた。

平民の三階級の外に、平民の最下級のものの以下にあつて、到底上進の望みのない大きな一階級があつたが、それ等のものは日本人としては扱はれず、また殆ど人間としてすら待遇されない程であつた。公儀上それ等のものは、種屬的に張里と呼ばれ、動物を數へるに用ひられる特別な呼び方でもつて、一匹、二匹、三匹と數へられて居た。現今てさへも、一般にそれ等は人間（ひと）として取扱はれず、『物』（もの）とされて居た。イギリスの讀者（主として、ミットフォード氏の今尙ほ比類なき名著作とされて居る『古代日本物語』の讀者にとつては）彼等は穢多として知られてゐる、併し彼等の稱呼は、其の職業に依つて、それぞれ異つてゐた。彼等は（インドで云ふ）非人であつた。日本の文人等は、明確な根據に基づいて、張里が日本民族に屬することを否定してゐる。これ等姓階以外の様々な部族は、法律上認許されて居たその獨占の職業に從つて居り、その住んで居た地方の特

權に従つて、或は井戸掘りであり、庭園の掃除人であり、或は藁細工人であり、草鞋作りでもあつた。その内の或る階級は、公儀で拷問人と死刑執行吏とに使用され、また或るものは、夜番に雇はれ、さらに又墓掘りに用ひられたのもあつた。併し穢多の大部分は、鞣皮工と、鞣皮仕上げの仕事に従事するものであつた。動物を撲殺し其の皮を剥ぎ、各種の鞣皮を作り、靴や、鏡皮や太鼓の面皮を作る権利は彼等獨得のものであつた——太鼓の面皮作りは、國內十萬の社寺にそれが使用されて居るので、利得の多い職業であつた。穢多はまたその獨得の法律を有し、生殺與奪の權を行使する主長を戴いてゐた。彼等は常に町の近隣や郊外に住んでゐたが、常に自分達だけの別の部落をなして居た。彼等の町に入るのは、其の商品を賣るためか、或は仕入をするために、限られて居たが、履物の店以外には、いづれの店へ入る事も許されて居なかつた。唄をうたふのを職業とすることは許されて居たが、人家に立ち入ることは禁じられて居た——それ故彼等は單に街路や庭内のみで、音樂を奏し、唄をうたふことを得たのである。自家世襲の職業以外には、如何なる職業にも、従事することを嚴しく禁じられて居た。商業階級の最下等のものと穢多との間には、インドの傳統上の姓階制度から生じた區別の様に、越える事の出来ない牆壁があつた、社會上の偏見に依つて、穢多部落が他の日本の町から隔絶された有様は、城壁や門に依つて、

猶太人の町が他のヨオロッパの町から隔離されて居たのに似てゐる。何等かの職掌を帯びて已むを得ない限り、日本人は一切、穢多部落に入つて行くことを、夢想だもしなかつた……。美しい小さな港なる美保の關で、私は穢多部落を見たが、それは、灣に沿うた三日月形の町の一端を成してゐた。美保の關は、たしかに日本に於ける最古の町の一であるから、それに附屬してゐる穢多村も亦非常に古いに違ひない。今日と雖も尙ほ美保の關に住む日本の人は、其の部落が他の町に連結されてゐるに拘らず、其處を通つて行かうとはしない、子供も決して此の標もない境界を越える事なく、犬すらも、此の偏見線を越さうとはしない。それにも拘らず、部落は清潔で建物もよく——庭園、浴場、並びに獨得の寺院があつて、行き届いた日本の村落を見るやうである。併し恐らく一千年の間、これ等の連續した兩社會の住民の間には、何等の友情もなかつた……。今日では誰れもこれ等社會外の人民の歴史に就いて知るものはなく、彼等の社會的破門の原因は永く忘れられて居た。

註 或る地方では今なほこれが掟となつて居る。

固有の穢多の他に、非人——この言葉は「人間にあらざる者」と云ふ意味である——と呼ばれる最下級民があつた。此の稱呼の下に包含せられる者は、職業的な、托鉢僧、流し

て歩く唄ひ人、俳優、或る種の醜業婦、世間から排斥された者等であつた。非人には、その特別な頭があり、またその仲間だけの法律があつた。日本の社會から排斥された者は、誰れでも非人に加はることができたが、併しそれは世間普通の人に別かれを告げた事になるのであつた。政府も利口で、非人を迫害するには至らなかつた。非人の漂浪的生活は、それに依つていろいろな苦難を免れる道となつた。微罪の犯人や正常な生業を營むことのできない人々を、非人の群に驅りやることのできる限り、それ等のものを牢獄に繋いだり、其の他の途を講ずることは不要であつた。矯正することのできない者、無賴漢、乞丐人等は一種の訓練の下に置かれるので、實際政府の認めない社會に消えてしまふのである。非人を斬ることは、殺人とは考へられないので、單に科料に處せられたのみであつた。

讀者は今や、古代の日本社會の狀態に關して、大略正確な觀念を抱き得た事であらうと思ふ。併し其の社會の制度は、私が示し得るよりも、遙かに複雑なものであつた——非常に複雑で、此の問題を詳細に論ずるには、數卷の書を必要とする位である。他に適當な名稱がないので、今尚ほ吾々が封建の日本と呼ぶ所のこの社會は、一と度十分に發展したならば、これは三重組織に著しく近接してゐる、軍國型の二重複合社會の特色を、多分に示

してゐるものである。勿論、著しき特色は、眞の宗教上の政教政治がないといふ事である、——是は政府は決して宗教と分離しないといふ事實に依るのである。嘗て佛教の方に中央政權から全く離れて、宗教上の政教政治を樹立しようとする傾向があつたのであるが、其の途上に二個の致命的な障害があつた。第一は、佛教そのものの狀態であつて——佛教が多くの宗派に分裂して居て、甲乙の宗派が互に反目して居た爲めであつた。第二の障害は、武家氏族の執拗なる敵意で、直接間接に、自己の政策に干渉する力を有するが如き宗教の力を、嫉視した爲めであつた。外來の宗教が、行動の世界に於ても、侮り難き勢力あることを、證明し始めるや、残忍なる手段が選ばれ、第十六世紀に於て、信長に依つて行はれた恐る可き僧侶の虐殺が、日本に於ける佛教の政治的希望を、終熄せしめたのであつた。それを外にして社會の編成は、軍國型のあらゆる古代文化の構成に似てゐた——一切の行動は、積極的にも消極的にも規定されて居た。一家は個人を支配し、五家族の集團は一家族を支配し、組合は此の集團を支配し、領主は組合を支配し、將軍は領主を支配して居た。二百萬の武士は、生産者階級の全體に對し、生殺與奪の權を有し、大名はこれ等の武士に對し、同様の權を有し、將軍は又大名を支配してゐた。事實は必らずしもさうではなかつたが、名目の上では、將軍は天皇に隸屬してゐた、武力的なる横奪は、重き責任の自

然の状態を擾亂し、位置を轉換せしめた。然しながら、政府の此の位置の轉換に依つて、貴族から下民に至る迄、規律ある訓練が行きとどいた。生産者階級の中には、無数の結合——各種の組合があつた、併しこれ等は專制主義の中に於ける專制主義——共產制の專制主義であつて、各人は他の人々の意志に依つて統御されて居た、そして企業は、商業にせよ産業にせよ、組合以外に於ては不可能であつた……。個人が組合に束縛される次第は既に述べた通りであるが——その個人は組合の許可なくしては、その組合を去る事は出来ず、組合以外のものとは結婚する事も出来なかつた。吾々は又外國人と云ふのは、古代のギリシャ、ローマで云つたやうな意味に於ける外國人——換言すれば、敵 *Hostis*——であつた事、並びに單に宗教的にその許しを得ることに依つてのみ、他の組合へ加入することが能きた事をのべた。それ故、排外的な點では、日本の社會状態は古いヨーロッパの社會状態に似てゐた、併しその軍國的な點は、むしろアジャの諸大帝國の狀態に似てゐた。

勿論、かくの如き社會は、近代の西方文化の如何なる形態にも、何等共通な點をもつて居ない。かくの如きは氏族の集團の一大集塊であつて、二重政府の下に、漠然と結合したもので、その武力を有する元首が萬能の力を振り、宗教上の元首はただ禮拜的——祭祀

の生きたる象徴——たるに過ぎなかつたのである。然しながら此の組織は、外形上から云へば、吾々の呼んで封建制度と云ふ所のものに、近似してゐるとも云へよう、其の構造は——僧侶的政教政治を除けば——むしろ古代のエジプト若しくはベルウの社會に似てゐた。最高位の人は、吾々の使用する言葉の意味で云ふ皇帝と云ふのではなく、——諸々の王を支配する王或は天の代理者と云ふのでもない——それは神の化身、民族の神、太陽から生まれ出てたるいんか（ベルウの王族）である。此の神なる人物を取り圍んで、種族の者が敬意を捧げて並んでゐるのである——併しそれと共に、各部族は又各自の祖先の祭祀を行つてゐるのである、そしてこれ等の部族を形成する氏族、これ等の氏族を形成する組合、これ等の組合を形成する大家族等も、亦それぞれ各自の祭祀をもつてゐる、かくてこれ等祭祀の集團から、習慣と法律とが生まれたのである。併し何處でも、習慣と法律とは其の起源を異にして居るが故に兩者には多少の相違がある、只だ共通なる一事は、——これ等習慣法律は、絶對恭謙な服従を要め、公私の生活のあらゆる細目に互つて規定を爲す所があつた點である。個性は強制に依つて全然抑壓された。そして強制は、主として内部から發生し來つたもので、外部からすすめられたものではなかつた——各個人の生活は、他の人々の意志に依つて定められ、自由な行動、自由な言論、若しくは自由な思想と云ふもの

は、全然問題外とされて居た。これは古いギリシャ社會の社會主義的專制とも比較の出来ない程に更に酷しいもので、最も恐るべき種類の武斷的專制と宗教的共產主義とが合體したものである。個人は刑罰に關する外は、法律上に存在しない者であつた、そして農奴にせよ、自由の人にせよ、全生産者の階級は、無慙にも最も苛酷なる奴隸的屈從を強ひられて居たのであつた。

普通の聰明をもつて居る現代人にして、かくの如き境遇に堪へて生活し得たと（家康に依つて士分に取り立てられた、イギリス人なる水先案内キリアム・アダムスの場合に於けるが如く、或る有力なる主權者の庇護のない限り）信ずる事は困難である、精神上、肉體上、不斷の多様な制肘は、それ自身既に死である……。現今、日本人の組織に對する異常なる能力に就いて、並びに西歐ていふ代議政體に、日本人が適當してゐる證據としての、日本人の『民主主義的精神』に就いて論述する者は、現實の外觀を誤解してゐるものである。實際は、日本人が自治體組織に對して異常なる能力を有すると云ふことは、近代の民主主義政體の如何なるものにも、不適當であると云ふ事の尤も有力なる證據となるのである。皮相的に見れば、日本の社會組織と、近代アメリカの地方自治體、或はイギリス植民地の自治體との差異は、些々たるものらしく思はれる、そして吾々は日本社會の完全なる

自治的訓練に、敬服するも當然と思はれる。併し兩者の眞の差別は、根本的であり、莫大である——幾千年の歳月に依つてのみ測られる程に。其の差異は、強制的共同と自由共同との差別である——宗教の最古なる形に基づく共產制の專制主義の形と、無制限なる個人的自由競争の權利と共に高度の發展を遂げたる産業組織の聯合の形との差異である。

吾々が西歐文明の中に於ける、共產主義或は社會主義と呼ぶ所のものは、民主主義の完全なる形に近づくかむとする憧憬を表はす近代的の發達であると云ふのは全く世俗の誤謬である。實際、これ等の運動は逆戻り——人間社會の原始状態への逆戻り——を表はしてゐるのである。古代の專制主義のあらゆる形の中に、人民が自治を營む能力のあつた事を吾人は明確に認める。それは古のギリシャ、ロオマに於けると等しく、古代エヂプト及びペルウに於ても顯はされて居る所であり、今日ではヒンヅウ及び支那の社會にも見られ、又シヤム、アンナンの村落に於ても、日本に於けると同様に研究し得られることと思ふ。それは宗教上の共產主義的專制主義の意である。——人格を蹂躪し、企業を禁止し、競争を公共の罪惡とする最高の社會的暴虐である。かくの如き自治にも、それ相應の長所があつて、それは日本が諸外國から孤立の状態に居る事を得た限りは、日本人の生活の要求に全然適合したものであつた。併し社會の倫理上の傳統が、同胞を犠牲にして、個人の利益を

計る事を禁ずるが如き社會は、社會の自治が個人の最大の自由と、最大範圍の競争的企業とを是認するが如き社會に對して、産業的生存競争をしなければならなくなつたやうな場合には、非常な不利な位置に墮ちると云ふ事は明白なことである。

吾々は、精神上及び肉體上に於て、不斷の一般的強壓を受けた結果は、何もかも單一無味の状態——全生活の表現に於ける陰氣な統一と單調——をもたらしすことを想像する。併しかくの如き單調は、組合の生活に關してのみあつた事で、民族の生活に關しては存在しなかつたのである。最も不思議な變化が、古代のギリシヤ文明の特徴となつたやうに、それは日本の此の奇妙な文明の特徴ともなつて居る、而も其由來した理由に至つては二者同一である。祖先禮拜に依つて支配された、あらゆる族長的文化に於て、絶對的同一性と一般的統一とに向ふ一切の傾向は、そのものの全體としての特質に依つて阻止されるのである、蓋し全體なるものは決して單一に判を捺したやうにはならないものであるからである。其の全體なる綜合體の各單位、それを構成する小專制の集合中の一々の專制は、他に對し甚だしく猜疑の眼を以て、それ自身の傳統と習慣とを守り、自足して居る。恚ういふ事情から早晚、無數の様々なる細目、藝術上産業上建築上機械上の細目の變化が生まれ出て來る。日本に於ては、かかる分化と専門化とは、かくの如くして維持せられた、それ故、吾

吾は全國を探しても、習慣と産業と生産手段とが、明確に同一であるといふ村落を、二つと見出すことは出來ないのである……。恐らく漁村の習俗は、私が説かんとすることの最良の例證である。諸所の海邊に於て、各種の漁民部落は、網と小舟の建造に就いて、各自傳來の方法をもち、各自獨得の使用方法を探つて居る。一八九六年の大海嘯に際して、溺死する者三萬人、漂流した海濱の村落二十を算した時に、生殘者のために神戸其の他の各地に於て、巨額の金員が集められた。好意をもつて居た外國人達は、各地方で作られた多くの網と小舟とを買ひ取つて、被害地へ送り、漁船と漁業の道具の缺乏を補給しようとしたのであつた。所がこれ等の寄與物は、全然異種の小舟や網を用ふることに馴れた北方地方の人々には、何等の役に立たないことが解つた。のみならず、更に其の後に判明したところであるが、各小村毎に漁業の道具が異つてゐて、各自その獨得なものが必要であつたのである……。さてかくの如く漁民村落の生活に表はれた風俗習慣の差異は、他のいろいろな手工業や職業に於て、同様に表はれてゐる。家の建方、屋根の葺方は、殆ど地方毎に異つてゐる。農業園藝の方法、井戸の掘方、織物の織方、漆器陶器の作方、瓦の焼方、皆異つてゐる。殆ど主要な各町各村は、何等かの特産物を誇りとし、其の産出地の名稱を産物に冠した、又其の産物は他所の製品とは相違するものであつた……。祖先の祭祀が、かか

る産業の地方的特殊の趣を、保存發展せしめたことは疑ふまでもない、手工の祖先即ち組合の守護神は、自己の子孫または自己を禮拜する者共の作物が、その獨得の性質を維持するやうにと、希望してゐるのだと考へられたのである。個人の企圖が、組合の統制に依つて制肘されることはあつたが、地方的産物の特殊な趣は、その祭祀の相違に依つて、増進されたのであつた。家族の保守的な考へ若しくは組合の保守的な考へは、その地方の經驗から思ひつかれた小さい改良或は小さい修正は、これを默許したのであるが、多分迷信から來たのもあらうか、變つた經驗に依る結果を受け入れることに就いては、非常に用心してこれを防いだのである。

今尙ほ、日本人自身にとつて、自國內の旅行の少からぬ楽しみは、地方の産物に見る奇妙な相違を研究する樂みである、——新奇なもの、意外なもの、想像もしなかつたものをつける喜びである。朝鮮或は支那から、もと借り來たつた古代の日本の藝術若しくは産業は、無數の地方的祭祀の影響を受けて、奇妙な形態を、保存し且つ發展させたと考へられる。

武權の勃興

信賴するに足る日本歴史の殆ど全部は、一つの廣大な挿話の内に收められて居る、則ち武權の興廢といふ事の内に收められる……。日本の歴史は紀元前六六〇年から五八五年迄の間統治して、百二十七歳の壽齡を保つたとされて居る神武天皇の登極と共に始まると、普通に云ひならはしてゐる。神武皇帝以前は、神代であつた——神話の時代である。併し神武天皇の即位以後一千年間の、信賴するに足る歴史は傳はつてゐない、そして此の一千年の期間の年代記は、お伽噺を去る事遠くないものと考へなければならぬ。この年代記には、事實の記録もありはするが、事實譚と神話とが互によく織りまぜられて居て、兩者を區別して見ることは困難である。例へば、紀元二〇二年に、神功皇后が朝鮮を征伐したと云はれる傳説があるが、^註そんな征伐のなかつた事は可なり十分に證明された。後代の記録は、上代のよりも、幾分か神話的ではない。第十五代目の統治者、應仁天皇の御宇に、朝鮮からの移住民のあつたといふ事は事實に基づいた傳説であるし、尙ほ其後の日本に於

ける古い漢文研究の傳説も亦事實に基づいたものである、さらに第五世紀の全部を通じて行はれたらしく思はれる社會動亂の状態に就いての漠然たる記録も同様である。佛教は第六世紀の中葉に傳へられた、そして此の新しい信條に對して爲された神道一派の激しい反抗と、聖德太子——推古天皇の攝政にして、佛教の偉大なる建設者——の祈禱に依り、四提婆王（善靈で、阿修羅王に對するもの）の助けの下に、佛教の奇蹟的勝利を博した事實とに就いては、記録が残つて居る。推古天皇（紀元五九三年から六二八年迄）の御宇に於て佛教の基礎の確立すると共に、漸く信を置くに足る歴史の時代が始まつた、時は、神武天皇から數へて、三十三代目の日本の天子の御世であつた。

註 日本アジヤ協會の譯文中、アストン氏の論文『日本古代史』を見よ。

併し第七世紀以前の一切の事は、假作物語のやうに霧に包まれて、吾々は判然と其の真相を掴むことはできないが、それでも初代から三十三代目迄の天皇及び女帝の御代の社會状態に關する半神話的の記録から、吾々は多くの事を推論し得るのである。上代のみかどの生活は、極めて質素で、その臣下と殆ど選ぶ處がなかつたらしい。神道學者の眞淵の言ふ處に依れば、天子も泥の壁と小石で葺いた屋根のある小屋の中に住み給ひ、大麻の着物を被て、野葡萄の蔓を絡ませた木製の鞘に納めた刀を佩き、人民の間を自由に歩きまはられ、獵に出られる時には、自分で弓矢を携へられたといふことである。併し社會が發達して其の富力と権力とを増大するにつれて、此の古の簡素はなくなり、支那の習俗儀禮が、漸時輸入されるに及んで、大變革が生じて來た。推古天皇は支那宮廷の儀禮を取り入れ、貴族に對し、始めて支那の位階を適用せしめた。支那の贅澤品は、支那の學問と共にやがて宮廷に見られるやうになり、爾來天皇の權威は次第々々に直接に働きをする事が少くなつた。新しい儀禮に拘はるやうになつて、萬機を親裁することは以前よりも遙かに困難となつたに相違ない。そして精力絶倫の統治者の場合に於てさへも、多少代理者に依つて、事を行はせるといふ誘惑の、強くなつて來た事も有りさうな事である。何れにしても、政府の眞の行政は、此の頃から、代理者——代理者はすべて藤原と呼ぶ大公卿氏族の人々であつた——の掌中に移り始めた。

この氏族は最高の世襲的僧職を包有し、天孫の榮を誇つて居り、古代貴族の大半を占めてゐた。全部で百五十五家族ある公卿の中から、九十五家族はこれに屬してゐた——この中には五攝家なるものも入つて居たが、この五攝家の内から天皇は傳統上、皇后を選ぶ事になつて居たのである。其の藤原の歴史上の名稱は、桓武天皇（紀元七八二年——八〇六

年)の御代に始まつたので、桓武天皇は中臣鎌足の名譽を表彰するために、此の名を與へられたのである。併し此の氏族は、以前から永い間宮廷に於て、最高の地位を占めてゐたのであつた。第七世紀の末葉から、行政上の權力は概ね此の氏族の掌中に移つてしまつた。其の後關白即ち攝政の職が制定され、近代に至る迄、それが此の家に世襲的の職權として残つて居た——幾代かの後、中臣鎌足の子孫の手からは、その實驗が失はれてしまつた後までも、併しながら殆ど五世紀の間、藤原氏は日本の眞の攝政たる地位を保ち、出來得る限りその位置の利を專にしてゐた。すべての文官職は、藤原氏の男子の掌中に歸し、天皇の後妃や寵姫は、すべて藤原氏の女人であつた。政府の全權は、かくして此の氏族の手に委ねられ、天皇の大權はなくなつてしまつた。のみならず天皇の繼承は、全然藤原氏の手によつて行はれ、在位の期間すら、藤原氏の政策に左右せられて居たのであつた。年少の天皇に退位を強ひ、退位後は佛教の僧侶となられたる事が得策と考へられた——次いで選ばれた後繼者は往々ほんの幼兒に過ぎないと言ふ有様で、二歳にして帝位に登り、四歳にして退位された天皇の例があるかと思へば、五歳にしてみかどの位に就き、或は十歳にして即位した例も數多ある。併しながら、王位の宗教的尊嚴は依然として減少される事なく、むしろ増大したのであつた。みかどが政策と儀禮とのために、一般人民の視界から遠ざか

れば遠ざかるほど、其の離隔と隔絶とは、益々尊貴な傳統的な畏敬の念を強くすることとなつた。西藏のラマ僧の如く、生ける神なる天子は、民衆には見えないやうにされて居た。かくして天顏を拜する者は死ぬと云ふ信仰が徐々に起つて來たのであつた……。藤原氏は、自己の政權を確保するために、かかる專横な手段を弄することを以てさへ飽き足らず、年少の天子の性格を懦弱にするがために、腐敗に赴かせるいろいろな奢侈を宮中に行はしたと傳へられてゐる。さうしなければ天皇は古代からの帝位の權威を振ふ力を示される恐れがあつたからである。

此の篡奪——武權勃興の準備となつたこの篡奪——は、恐らく正當に解釋されてゐなかつたと思はれる。古代ヨオロッパのすべての族長的社會の歴史は、社會進化の上のこれと同一の形相を説明して居るのである。兩者の發展の或る期間に於て、吾々は同様な事實——僧侶としての國王たる君主から一切の政權が剝奪され、しかもその王はただ宗教的尊嚴を保つやうにさせられて居る事——を認めるのである。藤原氏の政略を、單なる野心、並びに單なる篡奪の政策と判斷するのは誤りである。藤原氏はその天孫を主張して居た宗教的貴族であつた、——宗教と政治とが同一視された社會の氏族の長であり、この社會に對するその關係は、ユウパトリデイ Eupatridae (ギリシヤの古い貴族で立法の特權をもつて

居たもの)が古代アゼンヌの社會に對する關係に等しかつた。みかどはもと、氏族の主長の大多數の同意に依り、最高の長官、軍事司令官、並びに宗教上の教長となつたものである。——この氏族の主長が、各自の家來に對する關係は、恰も「天皇」が社會全體に對する關係と同じものであつた。併し統治者の大權が、國民の發展に伴なつて増大するや、從來聯合して其の大權を擁護するに力めた者も、それを危険とするやうになつて來た。ここに於て彼等は、天皇の宗教上の優越權はその儘にして、その政治上並びに法律上の權威を剝奪しようと思つた。アゼンヌに於ても、スバルタに於ても、又ロオマに於ても、其他古代ヨーロッパの何處に於ても、これと同一な理由から、宗教上の元老に依つて、同一な政策が行はれたのであつた。ロオマ上代の國王の歴史はド・クウランジュ氏の解釋に従へば、僧侶なる統治者と宗教上の貴族との間に醸成された反抗の性質を、尤もよく語るものであると、併しこれと同一の事實は、あらゆるギリシャの社會にも行はれ、同様の結果を生じた。何處でも、古の王は、政治上の權力を奪はれて居た。併し宗教上の尊嚴と特權とに至つてはこれを保持することを得た。彼等は、統治者でなくなつた後までも最高の僧侶ではあつたのである。これは日本でも同様であつた。私は日本の史家が將來に於て、現代社會學の立場から觀察して、藤原時代の物語に就き、全然新しい解釋を與へるであらう

と想像して居る。免に角、天皇の大權を削減するに就いては、宗教上の貴族は、野心からそれを行つたと共に、保守的の警戒からそれを斷行したに相違ないといふ事は殆ど疑ひを容れる餘地はない。法律と慣習とに改變を加へた天皇も多くあつた——古代貴族の大部分からは、殆ど好意を以て迎へられなかつた改變を、又今日では、ラテン語でなければ書く事の出来ないやうな慰みをした天皇もあつた。また孝徳天皇の如き「神の化身」であり、また古代の信仰上の主長でありながら「神の道を輕視し」生國王の御社の神木を伐り倒した天皇もあつた。孝徳天皇は、佛教に對する信心のあるにも拘らず（恐らく實際その信心のあるが爲めにも知れぬが）尤も賢明にして又尤も善良なる君主の一人であつた。併しその「神の道を輕視する」天皇の一例となつたといふ事は、僧侶的氏族をして重大な考慮をめぐらさしめたに相違ない……。尙ほこの他にも、注意すべき重要な事實がある。數世紀の間に、正統なる皇室は、氏から全然分離するに至つた、而して他の各單位とは獨立して居たこの全能力のあつた一單位は、それ自體の内に、貴族の特權と既定の制度とに對して重大なる危険をもつて居るものと考へられた。すべての氏族の慣習を破壊し、氏族の特權を廢棄し得る權力ある全能なる神王の個人的性格と意思とは、餘りに重大な事を起すかも知れない。一方に、氏族の族長的統治の支配下に在つては、すべての者が一樣に安全

であつた。何となれば氏族の族長的統治は、その内の一族が他族を犠牲に供して、自ら著しき力を振はんとするあらゆる傾向を阻止することが出来たのであるから。併し皇室の祭祀——すべての權威と特權との傳統的本源——は、明白な理由から、これに一指だも觸れる事は出来なかつた。則ち宗教貴族が、眞の權力を自己の掌中に收め得たのは、皇室の祭祀を維持し、それを鞏固にする事によつてのみなされたのであつた。事實彼等は眞の實權を、殆ど五世紀間掌握しつづけて居たのである。

併しながら、日本に於ける攝政の歴史は、世襲的權威は常にまた何處に於ても、その權威の代理者に依つて取つて代はられるものであるといふ、普通の法則を充分に説明して居る。藤原氏も終には、政略上から取り入れ且つ行はして居た奢侈の犠牲となつたと考へられる。藤原氏は單なる宮廷の貴族に墮し、軍事方面の事は全然これを武家に委任して、内政の方面以外には、何等直接の權威を行使する努力をしなかつた。第八世紀に及んで支那の方式に従つて、文武の組織が區別され、ここに大なる武人階級が現出して、急速に其の權力を擴大するに至つた。正統の武家氏族の中で、最も有力なるものは、源氏と平氏とであつた。藤原氏は、戰爭に關する一切の重要事項の處理を、これ等二氏に代理せしめ、其

の結果、やがて其の高い地位と勢力とを失ふに至つた。武家が強大になつて政府の權能を制肘し得るやうになるや——これは第十一世紀の中葉のことであるが——藤原氏の一族は、多くの攝政の下に數世紀の間、要職を擅にしてはゐたが、其の主權は既に過去のものとなつてしまつた。

併し武家も、その仲間同志で激しい争鬭をした上でなければ、自分等の野心を實現することはできなかつた、——これが日本歴史中の、最も長く又最も激しかつた戦役である。源氏も平氏も何れも皆公卿であつて、皇室の末裔であつた。兩家の争鬭の初期に於ては、平氏がすべて優勢であつた。如何なる權力と雖も、平氏が敵なる氏族を撲滅するのを妨げることができないと考へられた。併し運命は遂に源氏の方に向つて來て、一一八五年壇の浦に於ける有名な海戦で、平氏は滅亡してしまつた。

その時から源氏の攝政むしろ將軍の治世が始まつた。「將軍」と云ふ稱號は、ロオマの兵語イムペラトルの如く、もとは單に總司令官の意味であつたと、私は別の處で述べたことがあつた。然るに今やそれは、文武兩様の主權者——國王中の國王——たる二重の資格に於て、事實上最高の統治者の稱號となつたのである。源氏が權力を獲得した時から、將軍政治の歴史——武權優越の長い歴史——は實際に始まつた、爾來下つて明治の現代に至

る迄、日本は實際に二人の皇帝を戴いてゐた。即ち一方に天皇或は神の化身は、種族の宗教を代表し、今一つの眞の大元帥は、行政上の諸權を行使してゐた。併し誰れも強力に依つて、少くともあらゆる權威の源である日嗣ぎの御位を侵さんと冀ふ者はなかつた。攝政則ち將軍もその御位の前には頭を下げた。神性は篡奪さる可くもなかつたのである。

併し壇の浦の戦の後にも、平和はつづいて來なかつた。源平兩家の大争鬭に依つて始まつた氏族の戦ひは、さらに五世紀間も、不規則な間隔を置いては、續いて行はれ、國家は四分五裂の有様になつた。のみならず源氏も高價な犠牲を拂つて獲得した最高權を、永く獨占し得なかつた。北條氏の一族にその政權を代理せしめたので、彼等は、丁度藤原氏が平氏に其の位置を奪はれた如く、北條氏のために取つて代はられてしまつた。源氏の將軍にして實際上の政權を執つたものは、僅に三人のみであつた。第十三世紀を通じて、否其の後も尙ほ少時は、北條氏が此の國を治めた。而して注意すべき事は、これ等の攝政は、決して將軍の名稱を名のらず、單に將軍の代理職なりと稱してゐた事である。かくして源氏が鎌倉に一種の宮廷をもつて居たのであるから、一見三頭政治があつたわけである。併しそれ等は單に影の中に消えてしまひ、『影法師將軍』或は『傀儡將軍』と云ふ意味深い稱呼で記憶されてゐる。併しながら、北條氏の行政は、異常な才幹と絶倫なる精力の人々

に依つて行はれたので、決して影の如き空虚なものではなかつた。天皇にせよ、將軍にせよ、彼等のために用捨なく、讓位追放に處せられた。將軍職の無力であつた事は、七代目の北條執權職が、七代目の將軍の職を免ずる時、將軍を其の家に送りとどけるに當つて、轎の中に倒さに吊るして運んだと云ふ事實から推斷し得られよう。にも拘らず、北條氏は、幽霊の將軍職を一三三三年まで、そのままにつづけさせた。其の手段に不謹慎な點があるにせよ、これ等の執權が有能の統治者であつたことは、一二八一年のキュブライ汗の有名な侵略——の如き大事變に際して、救國の任に堪ふるの實力を示した事に依つて知られる。國家の大神に捧げられた祈願に答へて、敵艦隊を打ち沈めたと傳へられる幸運な大風（神風）に助けられて、北條氏は此の侵入者を驅逐することができた。併し北條氏も、内亂を鎮定するには成功しなかつた——特に騒がしい佛教の僧侶に依つて起こされた亂には不成功であつた。第十三世紀に、佛教は發達して一大武力となつた、——不思議にもヨーロッパ中世紀の戰鬭教會チャーチ・ミリタントに似て居る、僧兵、戰鬭僧正の時代とても云ふのである。佛教の僧院は、武装した人々で一杯になつて居た城寨と化した。佛教の脅威は一度ならず、宮廷の聖い離隔した處まで恐怖をもち込んだ。源氏一統の先見の明をもつて居た創設者なる頼朝は、當初佛教に軍事的傾向のあるのを看取し、すべての僧侶が武器を携へ、若しくは武

装した家人を養ふことを嚴禁して、かくの如き軍事的傾向を阻止しようと企てた。然るに彼の後繼者達は何れも、かくの如き禁令を勵行することを怠つたので、其の結果佛教の武力的勢力は、非常に急速に發達し、爲めに機敏なる北條氏と雖も、これに對抗し得るや否や頗るその實力に就いて疑ひを抱いたのであつた。結局此の勢力は、北條氏に非常な煩ひを與へることになつた。第九十六代のみかど、後醍醐天皇は、北條氏の專横に反抗するの勇氣を振ひ起こし、又佛教の僧兵は天皇に味方をした。天皇は脆くも敗れ、隱岐の島に逐はれ給うた。併し天皇の大義は、やがて永年執權の專制に憤激して居た有力なる領主達に依つて、擁護せられた。これ等の領主達は勢力を集め、逐はれた天皇を取りかへして舊に復し、力を協はせて執權の首府たる鎌倉に、必死の攻撃を試みた。鎌倉は襲撃され焼燼された。そして北條氏の最後の統治者は、勇敢に防戦したが遂に及ばず、腹掻き切つて果てた。かくの如くして、將軍政治と執權職とは共に一三三三年に滅亡した。

かくして一時、行政上の全權はみかど、の手に復歸した。天皇御自身にとつても、又日本の國にとつても、不幸なことには、後醍醐天皇の性格が、餘りに弱きに過ぎたため、此の得難き大事な機會を有利に用ふる事ができなかつた。天皇は、御子を將軍に任命して、

すてに無くなつた將軍職を再興した。天皇は、優柔不斷で、忠義と勇氣とによつて、自分を舊の位に復さしめてくれた人々の功績を無視し、かへつて愚かにも、當然恐れて然るべき人々の勢力を強大にするやうな事をした。其の結果として、日本歴史中の、最も重大なる政治的危機、即ち皇室そのものの分裂を招致したのであつた。

北條執權の傍若無人な專制は、かくの如き事件の起り得べき道を作つたものであつた。第十三世紀の晩年には、京都に、正統なみかど、の他に、三人も廢帝が居られた。されば皇位繼承の争ひを招致するのは容易な事であつた。そしてこの事は、後醍醐天皇が不覺にも特別の恩寵を與へられた二心ある武將足利尊氏に依つて果たされたのであつた。足利は既に後醍醐天皇の復位を助けるために北條に反き、次いで彼は政權を握らんがためには後醍醐天皇の御信任をさへ裏切らんとしてゐたのである。天皇がこの奸計に氣づかれた時は既に遅かつた。そして軍隊を足利に向け給うたがそれは敗られてしまつた。それからなほ紛争のあつた後、足利は首都を占有し、後醍醐天皇を二た度流謫し、その仲違ひの天皇を立て、新しい將軍職を設立した。ここに、始めて始めて始めて、皇室の二派は、それぞれ有力な領主達に支持せられて、繼承權を争つた。後醍醐天皇を尙ほ實際の代表者とした一派は、歴史上

南朝として知られ、それを日本の歴史家は唯一の正統派としてゐる。他の方は北朝と呼ばれ、京都にあつて足利一族の勢力に依つて支持せられてゐた。一方、後醍醐天皇は、佛教の僧院に難を避けられ帝國の國璽を保持して居られた……。爾後五十六年間、日本は二方のみかどを戴いてゐたのである。その結果として生じた亂脈は、國家の保全を危からしめたのであつた。孰れの天皇が正しい權利を有つて居られたかを決定する事は、人民にとつて、容易な事ではなかつたであらう。それ迄は天皇の一身は國家の神性を代表し、宮廷は國家の宗教の宮と考へられてゐたのである。それ故、足利の篡奪者に依つて始められたこの分裂は、現社會が依つて以て建立されたる全傳統の破壊に外ならなかつた。混亂は益々甚だしく、危険は愈々増し來たつて、終には足利氏自身も驚いてしまつたのである。ここに於て足利一族はこの苦境を切り抜けんとして、南朝の五代のみかど、後龜山天皇を説き奉り、國璽を時の北朝のみかど、後小松天皇に譲り給ふやうにと願つた。これが一三九二年に實行されて、後龜山天皇は退帝としての稱號を贈られ、後小松天皇が正統の天皇として國民から認められる事になつた。然し北朝の他の四人の天皇の御名は、尙ほ公儀の表からは除かれてゐる。

足利將軍は、かくしてこの非常な危機を脱し得たのである。然し、一五七三年迄續いた

この武力主宰の時代は、尙ほ日本歴史に於ける最も暗黒な時代たることを免れなかつた。足利氏は十五人の統治者を置いて國政に當たらしめたが、その中には有能な士も多くあつた。彼等は産業を奨勵し、文藝の發達に務めた。然し平和をもたらず事は出来なかつた。争ひが後から後からと起つた、そして領主達は將軍の命に服せず、互に干戈を交へた。首都は亂れて、恐怖の狀を呈し、宮廷の貴族達は逃れ出て、自分達を保護して呉れる力のある大名の許に走らなければならぬ程になつた。盜賊は全國到る處に出沒し、海賊は海を脅かした。將軍自身も支那に貢物を捧げるの屈辱を受けなければならなかつた。終には農業も商工業も、有力な領主の領土以外では存在しなくなつてしまつた。各地方は荒廢し、饑饉と地震と疫病との恐怖は、絶え間なき戰亂の慘苦に加へられた。貧困の一般であつた事は、後土御門として歴史に知られてゐる天皇——天津日嗣の第百二代なる——が一五〇〇年に崩御された時、大葬費が支出されなかつたため、その御遺骸が四十日も、宮廷の入口に止め置かれてゐたと云ふ事實から、最もよく想像される事と思ふ。一五七三年迄、この慘狀はつづいた。そして將軍職はその間に無力無能に墮落してしまつた。その時一人の強健な武將が起つて、足利家を亡ぼし、支配の權を握つた。この篡奪者は織田信長で、その篡奪は非常に要求されて居たものであつた。若しこの篡奪が起らなかつたなら、日本

は遂に平和時代に入らなかつたであらうと思はれる。

何となれば、五世紀以來平和と云ふものはなかつたからである。天皇も、執權も、將軍も、全國にその統治を確立する事は出事なかつたのである。何處かで、終始氏族同志は互に戦争をして居た。第十六世紀の頃には、一身の安全なるものは、僅に、保護を與へる代償として自分の欲する處を行ひ得るやうな有力な武將の、その保護の下にあつてのみ得られるのであつた。皇位繼承の問題——第十四世紀の間殆ど帝國を碎破した——は無法な黨派に依つて何時再び起こらぬものでもなかつた。そしてその結果は恐らく文化を滅ぼし、國民を強ひてもとの野蠻な状態に戻すのであつた。この時程日本の將來が暗黒であつた時はなかつたのであるが、その時突然織田信長が帝國に於ける最強者として顯はれ、これ迄一人の頭首に服従したもののうちの尤も恐るべき軍隊の主將となつたのである。信長は神道の神官の末裔であるが、何よりも先づ愛國者であつた。彼は將軍の名稱などはほしからなかつたし、又それを受けもしなかつた。彼の望みはこの國を救ふ事であつた。彼は、この希望を達するには、何うしてもあらゆる封建的の力を一つの支配の下に集中し、法律を強制する他はないと考へた。この集中をなし遂げる方法と手段とを探し求めた結果、彼は、先づ最初に除かなければならない障害の一つは佛教の戦闘力——北條執權の下に發達した

封建的佛教、特に強大なる眞宗、天台宗に依つて代表されるそれ——に依つて創られた障害であることを察知した。この兩宗派は既に信長の敵に助けを與へて居たのであるから、争ひの口實を得るのは容易な事であつた。それで彼は先づ天台宗を相手として向つた。戦争は猛烈な勢ひを以て行はれ、比叡山の僧院なる城塞は襲撃せられ全滅せしめられ、僧侶は盡く、皆その門徒と共に刃にかけられた——女子供に至る迄も少しの慈悲も加へられなかつた。元來信長の性質は残忍ではなかつた。然しその政策は嚴酷であつた。そして、如何なる場合に、又何故に強烈な攻撃を加ふべきかを知つて居た。この虐殺以前に於ける天台宗の強大であつた事は、比叡山で焼かれた僧院の數が三千もあつたと云ふ事實を以て想像し得られるであらう。大阪に本山を有つてゐる東本願寺の眞宗派も、それに劣らず勢力があつた、そして今の大坂城の立つて居る所を占めてゐたその僧院は、國中最強の城塞の一つであつた。信長は幾年か待つて居たが、それはただ攻撃の準備をするためであつた。僧兵はよく防戦した、この包圍中に五萬の生命が失はれたと言はれて居る。しかも天皇親らの御仲裁が、確にこの要塞の襲撃と城壁内の人々の殺戮とをとどめ得たのであつた。天皇に對する尊崇の念から、信長は眞宗僧侶の生命を助ける事を承諾し、彼等僧侶は只だ所有を沒收せられ、分散せしめられただけで濟んだが、その勢力は爾來永久に碎かれたので

あつた。佛教をかく有功に挫き果たしたので、信長はその注意を互に相争つて居る氏族の方に向ける事が出来た。この國民がこれ迄生んだ最大の武將等——秀吉及び家康——の支持を得て、彼は更に進んで平和と秩序とを敷かうとした。そして彼の雄圖が正に成らんとした時、一人の家臣の復讐的謀反のため、彼は一五八二年に敢へなく最期を遂げた。

その血管に平氏の血を有つてゐた信長は、根本的に貴族であつて、行政に就いては、その大宗族の有して居た才能を繼承し、外交のあらゆる傳統を體得してゐた。彼のための復讐者であり且つは後繼者であつた秀吉は、信長とは全く異つた型の武人であつた、彼は一農夫の子であつたが、その鋭敏と勇氣と、自然に備つた武藝の技と、戦争の掛け引きに對する生まれながらの才能とを以て、その高位を勝ち得た訓練を経ざる天才であつた。信長の雄圖に對して、彼は常に同情をもつて居り、そして實際その雄圖を遂行した——彼に關白の位を授け給うた天皇の名に於て、南北に互つて全國を平定したのである。かくして全國の平和は一時打立てられた。然るに秀吉が集め且つ訓練した大武力はやがて制御し難いものとなる徴候を現はし始めた。ここに於て彼は彼等に仕事を與へんがために、朝鮮に對し理由なき戦ひを宣し、それに依つて支那征服を果たさんと希望した。朝鮮との戦争は一五九二年に始まり、一五九八年迄不満足な状態で長引き、その年に終に彼は歿したのであ

る。彼は正に不世出の偉大なる武人である事を示したが、最良なる統治者の一人ではなかつた。朝鮮征討も、若し彼が自分親ら、その事に當つたならば、もつとよい結果が獲られたかも知れないのである。事實は、その戦争は兩國の力を消耗せしめただけであつた。そして日本は奈良の『耳塚』——それは外國の殺された者の頭を鹽漬けにして、それから切り取つた三萬對の耳を、大佛の御堂の境内に埋めて、その場所を明示したものである——を除けば、海外に高價を拂つて得た勝利として、他に殆ど示すべきものを有つて居なかつたのである。

次いで權力の位置のなくなつた場所へ入つて行つたものは、日本に生まれた最大の偉人——徳川家康であつた。家康は源氏の嫡流で、何處までも貴族の人であつた。秀吉を一度敗つた事もあつた程で、武人として彼は秀吉に劣つては居なかつた、——然し彼は武人以上の人物であつた。則ち彼は達觀の經世家であり、絶倫の外交家であり、更に學者とも言はるべき人であつた。冷靜に、慎重で、權謀あり、——疑ひ深くしかも寛容に、——嚴格にしてしかも情味あり——その天才の廣く且つ多様なるは、ジュリアス・シーザに對比するも敢て劣るとは言はれなかつた。信長や秀吉が爲さんと欲して爲し得なかつた處を、家康は迅速に完成した。『異國にさまよふ亡靈となるやうに』——則ち祀られざる靈魂の

状態て——朝鮮に軍隊を残して置かないやうにといふ、秀吉臨終の命令を果たした後、家康は自分の支配權に抗議するために結束した諸侯の同盟に面を向けなければならなかつた。關ヶ原の激戦は、彼を全國の元首とした。それで直に彼は、自分の權力を鞏固にし、武權政府の全機關を、微細に亘つて完成すべき手段を講じた。將軍として、彼は大名制度を改造し、封地の大部分を、自分の信賴し得る者の間に分かち、新しい武權階級を設け、且つ大藩主の勢力を、殆ど謀反の出来ないやうに秩序を定めてこれを平均した。後には大名達は自分の他意なき所行に對しては保證をさへ差し出す事を要求された。則ち大名は一年中の或る期間を、將軍の首都で過ごし、その残りの期間は人質として、その家族を残して置かなければならなかつた。行政全體が簡潔にして賢明なる企畫の上に建て直された。事實、家康の法律は彼が非凡な立法家であつた事を證明して居る。ここに日本歴史上始めて國民は完成されたのである——少くとも社會的單位の特質が、それを可能ならしめた限りに於て、完成されたのである。この江戸の建設者の勸告した事は代々の後繼者の從ふ所となり、又一八六七年迄續いた徳川將軍家は、國に十五人の武權の主君を與へたが、その下に日本は二百五十年の間、平和と繁榮とを享有し得たのである。そして社會はかくしてその獨得の型の最大限度迄發展する事が出来たのである。産業や藝術は新しく驚くべき程に發達し、

文學は立派な後盾を得たのであつた。國家の祭祀は大事に支持され、第十四世紀に國を殆ど危殆に頻せしめたかの皇位繼承の争ひの、再び起る事を防ぐためには、あらゆる慎重な注意がとられたのである。

註 江戸に義務的在住(參勤)の期間はすべての大名に對して同一ではなかつた。或る場合にはその義務は六箇月に及び、また或る場合には一年置きに首府に居る事もあつた。

吾人の見た如く、日本に於ける武力的統治の歴史は、信賴するに足る歴史の始ど全期間を包含して、近代に迄至り、國民的完成の第二期を以て終つて居るのである。最初の第一期は、諸氏族が初めて最大なる氏族の主長の指導を受け容れた時に始まつた、——爾後この主長は天皇として、最高の司祭として、最高の審判者として、最高の司令官として、且つ又最高の長官として尊敬されて居た。この族長的王國の下にあつた最初の完成の出来るまで、どれ程の時日が要せられたか、それは解らない、併し二頭政治の下にあつた後の完成が、優に一千年以上を占めてゐたことは既に述べた通りである……。今や注意すべき異常な事實は、これ等の世紀を通じて、皇室の祭祀はみかどの敵すらも大事にこれを守つて來たと云ふことである。みかどは、國民的信仰の唯一の正統なる統治者であり、天子則ち

『天の子息』——天皇則ち『天の王』である。騷亂の各時代を通じて、日の子孫は國民的禮拜の的であり、又其の宮殿は、國民的信仰の神社であつた。偉大なる武將は、或は天皇の意思を制肘した場合もあつた、併しそれにも拘らず、彼等は自分自身を神の化身の禮拜者であり、奴隸であるとしてゐた。そして法令を以て宗教を悉く廢棄してしまはうといふやうなことを考へる者もなかつたと同様に、皇位を占奪しようといふやうな事を考へるものもなかつたのである。ただ一度、足利將軍の專横なる愚學に依り、宮廷の祭祀は甚だしく阻害されたこともあつた。そして皇室の分裂から起つた社會上の地震は、篡奪者等をして、その過失の如何に大なるかを思ひ至らしめた……。萬世一系の皇位、皇室禮拜の連綿たる繼續のみが、家康をしてすらも、社會の融和し難き諸單位を纏めて、鞏固にする事を得せしめたのであつた。

ハアバート・スベンサアは、社會學の徒に次の事を認めるやうに教へた、則ち宗教的な王朝は異常な永續性を有つてゐる。それは變化に抵抗する異常な力を有つてゐるからである。然るに武力的王朝は、その永續性が主權者の個性に據るので、特に崩れ易いのである。日本皇室の偉大なる永續性は、單に武力的支配を代表する幾多の幕府や執權府の歴史と對照して、この説を最も著しく説明してゐる。二千五百年を振り返つて見る時、吾々は

皇位繼承の連綿たるを辿り、終に過去の神祕の中にその姿を没するに至るのを見るのである。茲に吾々は宗教的保守主義の本來の特質である、あらゆる變化に抵抗する絶大な力の證據を見る次第である。それと共に一方に、幕府や執權府の歴史は、何等宗教的基礎を有たず、従つて何等宗教的凝集力を有たない制度の、崩壞に至る傾向をもつて居る事を證明して居る。藤原氏の統治の、他に比較して著しく繼續した事は、藤原氏は武力的と云ふよりも、寧ろ宗教的貴族であつたと云ふ事實に依つて説明され得るであらう。家康が工夫した驚異すべき武力的構造すらも、異國の侵入がその避くべからざる崩壞を早めた以前、既に衰退し始めてゐたのである。

忠義の宗教

『社會學原理』の著者は曰ふ、『武權專制の社會は、自分等のその社會の勝利を以て、行動の最高目的とする一種の愛國心を有する必要がある。彼等は權力者への服従心の源泉である忠義の心を收攬して居る必要がある、——而して、彼等の従順なるがためには、彼等は充分なる信仰を有たなければならぬ』と。日本人の歴史は鞏固にこの眞理を例證してゐるものである。いづれの他の人民の間にあつても、忠義の念が、この國民以上に感銘を與へるやうな且つ異常な形を採つた事は未だ曾てない事である、又いづれの他の人民の間にあつても、その服従心がこれ以上の信仰を以て培はれた事はない、——信仰とは祖先の祭祀から出た信仰である。

讀者はお解りの事と思ふ、如何にして孝道の教へ——服従に就いての家族的な宗教なる孝道——が社會の進化と共に擴がり、且つ頓てそれが分かれて社會の要求した政治的服従並びに戰將が求めた軍事的服従——その服従はただに従順の意のみでなく、情をこめたる

従順であり——責任の感のみでなく、本分を守るといふ情である——となるかを了解された事であらう。その起原から考へて、かくの如き本分を守るといふ服従はその本質上宗教的である、そして忠義の感に表はれた場合、それは尙ほ宗教的性質を有つてゐる——一種の自己獻身の宗教の不斷の表明となつてゐる。忠義の感は早く武人の歴史の中に發達して居て、吾々は最古の日本の年代記の中に、その感動すべき例を見るのである。吾々はまた恐るべき話を知つて居る——自己犠牲の話。

家臣はその天孫である領主から總てのもの——理論上計りてなく實際に、則ち持物、家庭、自由及び生命を——貰つて居た。これ等の物の一部又は全部を、家臣は領主のために、要求に應じて苦情を言はずに、提供しなければならなかつた。而して領主に對する義務は、自家の祖先に對する義務と同様。主人が死んでもなくなるものではなかつた。兩親の亡靈がその生きて居る子供達に依つて食物を供へられる通りに、領主の靈魂も、その在世中直接その服従して仕へてゐた人々に依つて禮拜を以て奉仕されるべきであつた。統治者の靈魂が、何等従者を伴はずして、只だ一人影の世界に入つて行く事は、許すべからざる事であつた。少くともその生存中仕へてゐた者の幾人かは、死んでその人に従はなけ

ればならなかつた。かくの如くして上古の時代には生贄の習慣——初めは義務的に、後には任意的に行つた——が起つたのである。前章にも述べた通り、日本では生贄なるものが、大きな葬式には缺くべからざるものであつた、それは第一世紀頃迄残つてゐたが、その頃から始めて焼いた粘土の人の形（埴輪）なるものが公然の犠牲に代つたのである。この義務的殉死、則ち死を以てその主君に従ふと云ふ事が廢止されて後も、自己の意志から出た殉死なるものは、第十六世紀に至るまで存続し、それが武權に伴なふ風俗となつた事は、既に述べた所である。大名が死んだ時には、十五人や二十人の家臣が腹を切る位の事は普通の事であつた。家康はこの自殺の習慣を禁止しようとした。その事は彼の有名な遺訓の第七十六條に次のやうに述べられてゐる——

主人死而其臣及殉死事非無古例其理無君子已詐作備直臣は勿論陪臣以下迄堅可制之若違背せは却非忠信之士其跡沒收して犯法者の鑑たらしむべき事

家康の命令はその家臣の間に殉死の風をなくさしたが、その死後にはつづいて行はれた、むしろ復活した。一六六四年、將軍家は訓令を發して、何人を問はず殉死をなした者の家

族は罰せられる旨を闡明し、實際將軍はそれに熱心であつた。則ちこの訓令を右衛門之兵衛なるものが侵して、その主奥平忠正の死に際し切腹した時、政府は直にこの自殺者の家族の土地を沒收し、その二人の子息を死刑に處し、他の者を流罪にした。現在の明治の世にさへ殉死は屢々行はれはしたが、徳川幕府の決斷的な態度は、大體に於てその實行を阻止し得たのである、それで後には最も忠烈な家臣も、宗教を通じてその犠牲を行ふことを通則としてゐたのであつた。則ちはらきりを爲さずに、家臣はその君主の死に際して頭を剃り、佛門に入るやうになつたのである。

殉死の風は日本の忠義の念の只だ一面を表はしたものに過ぎない。殉死の他に、よしそれ以上とは言はれないまでも、それと同様に意義の深い風習があつた。——例へば、殉死としてではなくて、武士の教訓の傳統から要められた自己に被らす處罰としての武人一流の自殺の習慣の如きがそれである。處罰の上の自殺としての、はらきりを禁ずる明白なる理由から成る立法上の法令はなかつた。かかる自殺の形式は上代の日本人の知らない事であつたらしい、蓋しそれは他の軍事上の慣習と共に、支那から傳來したものであるかも知れない。古代の日本人は縊死に依つて、自殺を行ふのが普通であつた事は、「日本紀」の

證明する所である。腹切を一つの風習として又特權として始めたのは武人階級であつた。以前は、敗軍の將や、包圍軍の強襲にあつた城塞の守將は、敵の手に落ちるのを避けるために自盡した、——それは現在に至る迄残つてゐた習慣である。武士に死刑の辱を受けさせる代りに切腹する事を許した武人の慣習は、第十五世紀の終り頃に、一般に行はれるやうになつたと考へられる。爾後武士は一言の命令で自殺するのが、當然の本分となつた。武士は總てこの規律的な法律に従はせられ、地方の領主と雖もこれを免れる事は出来なかつた。そして武士たるものの家族では、子供等は男女共に、自分一身の名譽のためか、或は君の意志でその要求のあつた場合、何時でも自殺の出来るやうに、その方法を訓へられてゐた……私は言つて置くが、婦人ははらきりてなく、自害をした——委しく言へばただ一突きて動脈を斷ち切るやうに短刀で咽喉を突く事である……切腹（はらきり）の儀式の詳細の事に就いては、それに關する日本文をミットフォード氏が翻譯したものに依つて充分よく知れ互つてゐる故、私はその事に觸れる必要はあるまい。ただ記憶すべき重大な事實は、武士（さむらい）たる者の男子や婦人に、何時でも劔を以て自殺の出来るやうに、心がけてゐる事を要求したのは名譽と忠義の心とのためであると云ふ事である。武士に取つては、あらゆる破約（有意的にせよ無意的にせよ）、難かしい使命を果たし得なかつた事、

見苦しい過失、否、君主から不機嫌な一瞥を受けただけでも、はらきり、則ち好んで難かしく言へば、漢語で言ふ切腹の充分なる理由になつた。高い位の家臣の間では、君主の非行に對して、それを正しくする、あらゆる手段が盡きた時、切腹に依つて諫めると云ふ事が、矢張り一つの本分であつた——その雄壯な風習は、事實に基づいた幾多の人氣ある戯曲の主題となつて居る。武士階級の結婚した婦人の場合は——直接に關係あるのはその夫に對してであつて、君主に對してではないが——戦時に於て名譽を維持する手段として、大抵は自害の方法を取つた。尤も時には、夫の死後その靈に貞節を誓ふために爲された事もあつたが。處女達の場合に於ても同様であつた。その理由に至つては異なる所がありはしたが、——武士の娘達は往々貴族の家庭に召使として入つたものであるが、その家での残酷な陰謀は容易に娘達の自殺を招致し、若しくは又君主の奥方に對する忠義の念が自殺を要める事もあつた。召使としての武士の娘は、普通の武士が領主に對すると同じやうに、親しくその奥方に忠節を盡くさなければならなかつた。されば日本の封建時代には幾多の雄壯な女が居る次第である。

註 日本の道學者益軒は悠ういふ事を書いた、『女には領主なし、女はその夫を敬ひ、夫に服従すべし』と。

極古い時代には死罪に處せられた役人の妻たるものは、自殺するのが習慣となつて居たらしい——古代の年代記にはその例が澤山ある。併しこの風習は恐らく幾分古代の法律に依つて説明される、則ちその法律は、事件とは關係なくして、罪人の家族は、その罪に對して、罪人自身と同じ責任を有するものとしてゐたからである。併し又夫を失つた妻が、失望のためではなくて、他界まで夫に従ひ、生存中と同じやうに夫に仕へようとする願ひから、自殺をするのは、また正に極めて當然な事であつた。死んだ夫に對する舊い義務の觀念をあらはす女の自殺の例は、最近にもあつた事である。かくの如き自殺は尙ほ昔の封建時代の規則に従つて爲される——この場合女は白装束をする。最近の支那との戦争の時に、この種の驚くべき自殺が一つ東京に起つた、その犠牲者は戦死した淺田中尉の妻であつた。彼女は僅二十一歳であつた。彼女は自分の夫の死を聞くや、直に自分の死の用意にかかつた——昔の慣例に従つて親戚の者に別離の状を書き、身の廻はりの始末をつけ、家中を綺麗に掃除して、それから彼女は死の装束を身につけ、客室の床間に向つて筵を敷き、夫の寫眞を床間に飾つて、その前に供物をあげた。用意が萬端整ふと、彼女は寫眞の前に坐つて、短刀を取りあげ、そして見事な一突きを以て、咽喉の動脈を斷つたのである。名譽を維持するために自殺するといふ義務の他に、武士の女子にとつては、道徳上の抗

議として自殺をする義務があつた。既に述べた如く、最高なる家臣の間には、君主の非行に對する諫告として、あらゆる説得の手段もその効果のなかつた時、はらきりを行ふ事は、一つの道徳上の義務であると考へられてゐた。さむらひの婦人——自分の夫を、封建的な意味での君主と思へど訓へられてゐる——の間では、夫の不名譽な行ひに對して、忠言や諫告をしてもそれを夫が聴き入れない場合、自分の本分を表白するために自害する事は、一種の道徳的義務とされてゐたのである。かくの如き犠牲を獎勵する所の妻たる者の義務に就いての理想は今尙ほ残つてゐて、道徳上の非行を叱責するために生命を惜しげもなく投げ出した例は、最近に於ても一つならず挙げられる。一八九二年、長野縣に於ける地方選挙の時に起つたものは、恐らく最も感動を與へる例であらう。石島といふ名のある物持ちの選挙人が、或る候補者の選挙に立派に助力すると公約した後、寢返りして反對黨の候補者を援助した。この約束の破棄を聞くや、石島の妻は、白装束に身をかため、昔のさむらひの仕方に従つて自害し果てたのである。この剛氣な婦人の墓は、尙ほその地方の人達に依つて花を以て飾られて居り、その墓石の前には香の煙が絶えない。

命令に依つて自らを殺す事——忠義なさむらひの夢にも疑はなかつた一つの義務——も、

同じく十分に一般から認められてゐた尚ほ一つの義務、則ち君主のために自分の小兒や妻や家を犠牲にすると云ふ事に比べれば、遙かに容易な事と考へられたらしい。然るに日本の有名な悲劇には、大名の家臣や一族のものが爲したかかる犠牲に關する事件——主君の子供を救ふために自分の子供を殺した男や女——に關したものが多し。且つ多くは封建の歴史に根據を有つたこれ等の、劇的作物には、事實が誇張されてゐることだらうと考へるべき理由は一つもない。勿論、これ等の事件は劇の場面に適するやうに、仕組みをかへ、擴大されては居る。併し昔の社會を示した、大體の光景は、過去の現實よりも寧ろ陰慘でないのである。人々は今尚ほ此の種の悲劇を好む、そしてそれ等の戯曲文學に就いての外國の批評家は、流血の所だけを指摘し、それを血腥い場面を好む國民の性質として——この人種が本來もつて居る残忍性の證據として——これを解釋するのを常とする。併し私の考へる所では、この昔の悲劇を好むと云ふ事は、寧ろ外國の批評家が何時も努めて無視せんとする所のもの——この人民の深い宗教的性向——の證據なのである。これ等の芝居は尚ほ喜ばれてゐる——それはその芝居の恐ろしさの爲めてなく、その道德的教訓の爲めてある——犠牲と勇氣との義務、則ち忠義の宗教の表現の爲めてである。それ等の芝居は則ち最高の理想に對する封建社會の犠牲殉難の精神を表はして居るのである。

註 その適例として東京の長谷川に依つて出版された見事な繪入の戯曲「寺小屋」の對譯を見よ。

この封建社會を通じて、忠義に關するこの同じ精神は、いろいろな形で表白されて居た。さ、らひがその領主に對する如く、弟子はその親方に對して、番頭はその店の主人に對してと云ふ風にてある。到る處に信任があつた。何故なら到る處に、主人と召使の間の相互の義務といふ同じ感情があつたからである。いづれの商賣も何れの職業も忠義の宗教を有つてゐた——則ち、一方では、必要な場合絶對的の服従と犠牲とを要求し、他の一方では、親切と扶助とを要求した。而して死者の支配がすべてのものの上にあつたのである。

親或は君主を殺害したものに復讐をするといふ社會上の責任は、この親又は君主のために死ぬといふ義務と同様に、その起原の古いものであつた。確定した社會がまだ出來なかつた時代に於てさへ、この義務の存して居たことは認められる。日本最古の年代記には、復讐の義務の例が澤山にある。儒教はより以上にこの義務を確認した——則ち人にその君主、親、若しくは兄弟を殺した者と「同じ天の下に」生きて居る事を禁じ、且つ近親若しくはその他の關係の等級を定め、その等級の内にあるものに取つては、復讐の義務が避くべからざる事とされて居たのであつた。儒教は早くから日本の支配階級の道德となり、最

近に至る迄さうであつた事は記憶して置くべき處である。儒教の全組織は祖先禮拜の上に立てられ、殆ど孝道の教への擴大完成に他ならぬものであつた事は、私のすてに他の條下で述べた處である。それ故この教へは日本の道德の實際と完全に一致したものである。日本に武權が発達したにつれて、復讐に關する支那の法典は遍く認められるやうになり、後世に至つては法律上からも慣習上からも支持されるやうになつた。家康自身もそれを支持した——仇討をしようとする者は、先づ届書を書いて地方の刑事法廷にそれを差し出して置くといふ事だけを條件として。この事に關する個條の原文は興味あるものである——

主父之怨冠は爲報_レ酬_レ之_二共不可_レ戴_レ天聖賢も許_レ之有_二此_レ驛_レ者は記_レ決斷所帳面_二究_二年月_二可_レ令_レ遂_二其志_二然共重敵討は堅可_レ禁_レ止_レ之_二但帳外之族は狼藉同然刑宥可_レ依_二其品_二事

註 若しくは偽善的狼族 *Hypocritical wolves* と云ふ——詳しく言へば、正當な復讐といふ口實を以て自分の罪惡を免れんと欲する野獸の如き殺害人の意。(この翻譯はラウダア氏の手になるもの)

兩親でも近親の者でも、君主でも師匠でも、そのために何人かが復讐してやるべきであつた。随分多數の有名な小説や戯曲は、婦人に依つて爲された復讐の題目を扱つてゐる、

そして又實際被害者の家族の中に、その義務を果たすべき男子の無かつた場合には、婦人や又は子供迄もが、復讐者となつた例は往々あつた事である。弟子もその主人のために復讐をした、又刎頸の友人同志も、互ひのために復讐してやらなければならなかつた。

何故に復讐の義務が肉身の親族の範圍に限られてゐなかつたかと云ふ事は、勿論、その社會の特殊な組織から説明され得るのである。吾々の既に見た如く、その族長的家族は一種の宗教的團體であり、また家族の結び目は自然の愛情から出た結び目でなく、祭祀に依る結び目であつたといふ事は、既に言つた處である。又一家の組合(小社會)に對する關係、組合の氏族に對する關係、並びに氏族の部族に對する關係は、同様に宗教的關係であつた事も既に述べた處である。この必然な結果として、古い復讐の慣習は、血縁責任であると共に、家族、組合及び部族の祭祀から生ずる責任に依つて定められ、更に支那道德の移入、武權状態の發展と共に、義務としての復讐の思想は、廣い範圍に及んだのである。養子や義兄弟と雖も、その責任の點では實子や血縁の兄弟と同じであつた。又師匠はその弟子に對して、父と子との關係に立つてゐた。自分の實の親を打つ事は、死に値する罪であつた。その師匠を打つ事も、法律の前では、同じ罪とされてゐた。この師匠が父としての尊敬を受くる資格に就いての思想は、支那傳來のものであつた。則ち孝道の義務を「精

神上の父』へ擴大したものである。この他にもかかる擴大があつた、そして日本にせよ支那にせよ、すべてこれ等の事の起原は、等しく祖先禮拜にまで溯られるのである。

さて、日本の古い風俗を取扱つたいづれの書物でも、未だ正當に主張せられた事のないのは、敵討（かたきうち）は本來宗教的意義を有つてゐると云ふ事である。古い社會に於て成立して居た仇討のあらゆる慣習が、宗教に起原して居るといふ事は、勿論、よく知られてゐる、併し日本の仇討に對しては、その宗教上の性質を、現時に至る迄變はる事なく保持してゐたと云ふ事實の點に於て、それが特殊な興味をもつて居るのである。かたきうち、は眞に死者への一種の慰安贖罪の行爲であるが、それは仇討が果たされた場合の儀式——敵の首を慰安贖罪の供物として、仇を討つて貰つた人の墓の上に置く事——に依つて證明される。この儀式の中の最も感動を與へる特徴の一つは、以前に行はれた事であるが、仇討をして貰つた人の亡靈に向つて爲される報告であつた。時にはそれは只だ口づから話しかけられるだけであつたが、また時にはそれが文筆を以て書かれ、その文書が墓の上に残された事もあつた。

吾が讀者で、ミットフォード氏の非常に面白い『舊日本の話』や、その『四十七士』の實話の翻譯を知らない人は恐らく無いてあらう。併し果たして多くの人々は、吉良上野之介

の斬られた首を洗ふ事の意義、又は故藩主のために復讐する機會を長い間待ち覗つて居た勇敢なる人々が、彼に捧げた報告の意義を認めて居るか、どうか、私は疑ひを抱いて居るものである。この報告、それを私はミットフォード氏の譯文から引用するが、この報告は淺野侯の墓前に供へられたものである。それは泉岳寺と云ふ寺に今尙ほ保存されてゐる——

元祿十五壬午の年十二月十五日、只今而々名謁申す通 大石内藏
助を始て御足輕寺坂吉右衛門迄、都合四十七人進死臣等、謹奉告亡
君之尊靈、去年三月十四日尊君又傷吉良上野介殿之御事、私共不奉
存其仔細、然所尊君者御生害、上野介殿は御存命、御公裁之上は、
我等共如斯之企非尊君之御心、而却而御怒り奉恐入候得共、我等共に
君之食祿申、共に天不戴之義難默止、共に不可踏地之文無恥不可申、
然故纓請て可被下之無主、晝夜感泣仕候上無御座候、縦恥を抱へ空
相果候とも、於泉下可申上詞無之候、同前可奉繼御意趣奉存候より
以來、今日を相待申事一日三秋之思に御座候、四十七人之輩赴雨踏
雪、一日二日漸一食仕候、老衰之者病身のもの數々近死申候へども、

蟻螂頼臂之笑を相招き、彌々尊君之御恥辱を相遺可申かと奉存候へ共、不得止昨夜半申合、上野介殿御宅え推參仕、則上野介殿御供申し、是迄參上仕候、此小脇指は先年尊君御祕藏、我等に被下置候、唯今返獻仕候、御墓の下御尊靈於有之者、再御手を被下遂給御鬱憤、右之段、四十七人の者共一同に謹而申上候敬白、

これで見ると、淺野侯は恰も眼前に居るかの如く話しかけられてゐるのが解るであらう。敵の首は綺麗に洗はれたもので、それは生きた上長の行ふ首實驗の時の規則に依つたものである。その首は墓前に九寸五分の劔、則ち短刀と共に供へられる、その短刀はもと淺野侯が幕府の命令で切腹（はらきり）をした時用ひられたものであり、又その後大石内藏之助が吉良上野之介の首を切る時に用ひたものなのである、——そして淺野侯の靈はその武器を取つて、その首を打ち、その亡靈の怒りの苦痛を永久に晴らさせようと云ふのである。それから全部が切腹（はらきり）を宣告され、四十七人の家臣は死を以てその主君に従ひ、その墓前に葬られるのである。一同の墓前には、憧憬する參詣人の供へる香の煙が二百年間も、毎日たえないのである。

註 四十七士の墓に參詣人が名札を置いて行くといふ風が長く行はれて居た。私が最近に泉岳寺に參詣した時には、墓の周囲の地面は參詣人の名札で白くなつて居た。

この忠義に關する物語を充分に呑み込むには、日本に住み、古い日本の生活の眞の精神を感じ得るやうにならなければならぬ、併しそれに關するミットフォード氏の翻譯や、信賴し得る文書の譯文を読む人は、誰れても感動せずには居られない事を告白するであらう。この報告文は特に感動を與へる——その中に表はれて居る情誼や信義のために、又現世以外に及ぶ義務の感のために感動を與へられる。復讐と云ふ事が如何に近代の我が倫理に依つて非難されるに相違ないとしても、君主のための復讐に關する日本の古い物語には、尊い方面がある、そしてそれ等の物語は、普通の復讐とは關係のない、あるものの表現——報恩、克己、死に面するの勇氣、及び目に見えざるものに就いての信仰の發露——に依つて吾々の胸を衝つのである。而してこれは、勿論、吾々が、意識して居るにせよ、意識しなかにせよ、その宗教的な性質に動かされたと云ふ事である。單なる個人的復讐——何か一個人の被害に對する執念深い意趣返し——は吾々の道德的感情を傷つける、則ち吾々がかくの如き復讐心を燃やす情緒は、單に野獸的なもの——人間が下等な動物生活の方向を共有して居る事を示すもの——であると考へるやうに訓へられて來た。併し死せる主人に

對する報恩や義務の感情から爲す所の殺人の物語には、吾々の高い道德的共鳴に——吾々の非利己心、曲げられぬ真心、變はらぬ情誼に就いての力及び美の感覺に——訴へしめ得る事情があると云つて宜いのである。而して四十七士の物語はこの種の一つである……。

併し覺えて置かなければならぬ事がある、殉死（じゆんし）切腹（はらきり）敵討（かたきうち）といふこの三つの恐ろしい慣習のうち、その最高の表現を得て居る舊日本の忠義の宗教は、その範圍が狭いといふ事である。それは社會の組織そのものによつて制限せられてゐたのである。國民は、そのいろいろな集團を一貫して、到る處、性質を同じうする所の義務の觀念によつて支配されてゐたのではあるが、各個人はその義務の範圍は、その人の屬してゐる氏族團體以外には及ばなかつたのである。自分の主君のためならば、家臣たるものは、いつでも死ぬだけの心がけはしてゐた、併しその者は、自分が特に將軍の旗下に屬してゐるのでない限り、幕府に對しても、同様に自分を犠牲にしなければならぬとは感じて居なかつたのである。その祖國、その國、その世界は、僅にその主君の領地内に限られてゐたのである。その領地の外では、その者は一個の漂泊者であり得たのであつた、——則ち主君のない武士（さむらい）を浪人（らうにん）と云つた。

かくの如き状態に於ては、國王や國を愛する氣持ちと一致するところの大きな忠義の念、——これが則ち昔のせまい意味に於てなく、近代的な意味に於ける愛國心であるが——は十分に發展する事は出来なかつた。何か共通的な危機、何か全民族に對する危険、——例へば蒙古人の企圖した日本征服の如き——が一時的に眞の愛國的感情を喚起し得た事はあらう、併しさうでない限り、此の感情はあまり發達の機會をもつては居なかつた。伊勢の祭祀はなるほど、氏族若しくは部族禮拜と異つた國民の宗教を表はしたものであつた、併し何人もその第一の義務は、自分の領主に對してである事を信ずるやうに教へられてゐたのである。人はよく二人の主人に仕へる事は出来ない、しかも封建政府は實際少してさういふ方に向ふ傾向を抑壓したのであつた。領主なるものは全く個人の心身を領有して居たので、領主に對する義務の外に、國民に對する義務の觀念の如きは、家臣たる者の心の中に明らかに示される時をなければ機會も無かつたのである。例へば、普通の武士（さむらい）に取つて、天皇の命令は法律ではなかつた、則ち武士は自分の大名の法律以外に何等の法律をも認めては居なかつたのである。大名に至つては、彼は事情によつて天皇の命令に従つても従はなくてもよかつたのである。則ちその直接の上長は將軍であつた、そして大名は神として天津大君と、人間としての天津大君との間に、巧みな區別を設けざる

を得なかつたのである。武権の究極の集中以前には、天皇のために自分を犠牲にした領主の例も多くあつた、併し天皇の意志に反して、領主が公然謀叛を起した場合の方が遙かに多かつた。徳川の治下にあつては、天皇の命令に従ふか、抵抗しようかといふ問題は、將軍の態度一つに掛かつてゐた。そして如何なる大名も京都の宮廷に服従して、江戸の宮廷に不順を示すやうな危険をおかすものは一人も居なかつた。少くとも幕府が崩壊するまではさうであつた。家光の時代には、大名の江戸への途上、皇居に近づく事を嚴禁されてゐた、——天皇の命令に應ずる場合に於てさへも。その上又彼等は御門（みかど）に直訴する事を禁じられてゐた。幕府の政策は、京都の宮廷と大名との間の直接の交渉を全く妨げるにあつた。此の政策は二百年の間陰謀を防いだ、併しそれは愛國心の發達をも妨げたのである。

而してこの理由こそ、日本が遂に西歐侵入の意ひもかけなかつた危機に直面した時、大名制度の廢止が尤も重要な事と感じられた所以なのである。絶大の危機は、社會の諸單位が統一的行動をなし得る一つの調和せる大衆に融合すべき事、——氏族及び部族的集團は永久に解體されるべき事、——あらゆる權威は直に國民的宗教の代表者に集中すべき事——天津大君に服従する義務が、直に又永久に、地方の領主への服従なる封建的義務に取つて

代はるべき事、——等を要求したのである。戦争の一千年間に依つて作られて來たこの忠義の宗教は、容易に放擲される事は出來ないものであつた、則ち適當にこれを利用すれば、それは計量すべからざるほどの價值ある國家の重寶となるであらう——一人の賢明な人が、一個の賢明なる目的に、これを向けたならば、奇蹟をも演出し得る道德力たり得るのである。維新もそれを破滅せしむる事は出來なかつた、併しそれは方向を變へ形を變へる事は出來た。それ故、それは高い目的に向けられ、——大いなる必要に向つて擴大されて——それは信任と義務の新しい國民的感情となつた、則ち近代的なる愛國の感となつたのである。三十年間に、いかなる驚異をそれが果たしたか、世界は今やそれを認めざるを得ない、なほそれ以上如何なる事を果たし得るか、それは今後を待つて知るべきである。少くとも只だ一事は確である——則ち日本の將來は、昔を通じて死者の古い宗教から發展し來たつた、此の新しい忠義の宗教の支持の上に據らなければならぬといふ事である。

ジェジュイト教徒の禍

第十六世紀の後半は歴史の上で最も興味ある時期である——それには三つの理由がある。第一にこの時代は、かの偉大なる首將、信長、秀吉、家康など——一民族が只だ最高の危機に際してのみ産するやうに思はれる型の人々——それ等の人の産みだされるためには、無数の年代から生じて来る最高な各種の適合性を要するのみならず、又いろいろな事情、境遇の尋常ならざる結合を要する型の人々——の出現を見たからである。第二に、この時期が全く重要な時代となつてゐるのは、この時代に古代の社會組織が、初めて完全に完成されたからである——則ちあらゆる民族的支配が、一の中央の武權政府の下に一定の形をなして統一されたのである。なほ最後に、この時期が特殊の興味のあるといふのは、日本を基督教化しようといふ最初の計畫の一事件が——ジェジュイト教派の權力の興亡の物語——丁度この時代に屬してゐるからである。

この一挿話の社會學的意義は重大である。蓋し、第十二世紀に於ける皇室の分裂を除け

ば、日本の保全を脅したうちでの最大の危険は、ポルトガルのジェジュイト教徒によつて基督教の傳へられたことであつた。日本は残忍な手段によつて、無数の損害と幾萬といふ生命との犠牲を拂つて僅に助かつたのであつた。

この新奇な不穩な要素が、ザビエ及びその宗徒によつて傳へられたのは、信長が權力集中に努力する以前の大擾亂の時期に於てであつた。ザビエは一五四九年に鹿兒島に上陸し、一五八一年の頃には、ジェジュイト教徒等は國中に二百有餘の教會を持つて居た。この事實だけでも、この新しい宗教の傳播が、非常に急速であつたことを充分に示してゐる。さればこの新宗教は全帝國に互つて擴がる運命をもつて居たやうに思はれたのであつた。一五八五年に、日本の宗教上の使節がロオマに迎へられ、又その時には、殆ど十一人の大名——ジェジュイト教徒はそれ等の大名を『王』と稱したが、それも必ずしも不當とは言はれないが——が基督教に改宗してゐた。これ等の大名の中には極めて有力な領主も幾人かはあつた。この新しい信仰は亦一般人民の間にも急速に侵入して居り、嚴密な意味で言つて、『人氣を得て』行つた。

信長が權力を獲得するや、彼はいろいろの方法でジェジュイト教徒を優遇した、——それは彼が基督教徒にならうとは、夢にも想はなかつたのであるから、素より彼等の信條に

同情があつた爲めではなくて、彼等の勢力が佛教徒に對する戰に於て自分の役に立つたらうと考へたからである。ジエジュイト教徒自身のやうに、信長は自分の目的を遂行するためには如何なる手段をとる事も躊躇しなかつた。征服王キリアムコンクワリアム以上に無慈悲で、彼は自分の兄と自分の舅が、敢て彼の意志に反對した時、容赦なく二人を殺害してしまつた。單なる政治上の理由から、外國の僧侶達に與へた援助と保護とは、彼等をしてその權力を發展せしめて、爲めにやがて彼信長をしてそれを後悔せしめるに至つた。グビンス氏はその『支那及び日本への基督教傳播論』の中で、『伊吹艾』といふ日本の書物からこの問題に關する興味ある拔萃を引用してゐる——

『信長はキリスト教の入來を許可した、彼の以前の政策を今や後悔し始めた。それ故彼はその家臣を集會させてそれに向つて言つた——「これ等布教師が人民に金錢を與へてその宗派に加入する事をすすめるそのやり方が私の氣に入らぬ。若し吾々が南蠻寺〔南蛮野蠻人の寺〕——とかうポルトガル人の教會が呼ばれてゐたのである」を打ち毀したならば如何であらうか、お前方はどう考へるか」と尋ねた。これに對して前田德善院が答へた、——「南蠻寺を打毀つことは今日ではもう手遅れて御座ります。今日この宗教の勢力を阻止しようと骨折るのは、大海の潮流を阻まうと試みるやうなもので。公家、

大名小名共は、この宗教に歸依して居ります。若し我が君が今日この宗教を絶滅しようといふならば、騒亂が必らずや我が君御自身の家臣の間に生ずるといふ憂が御座ります。それ故私の考へては、南蠻寺破毀の意向を打棄てらるゝこと然るべしと存じます」と。信長はその結果、彼の基督教に關する以前のやり方をいたく悔いて、如何にせばこれを根絶し得るかと思案し始めたのである』

信長……心の内には後悔し給ひけるとや……或時諸臣參會之砌宜ふは我取立し南蠻寺の事色々あやしき説有殊に宗門に入者には金銀を遣すとの事……何共合點の行ぬ事也……向後此宗門を破却し寺を打潰し伴天連等を本國へ追歸さんと思ふ也かた／＼いか／＼と宣へば前田德善院進み出て被申けるは南蠻寺の事只今御潰被成候には御手延て候最早都は申に不及近國まで弘まり殊に公家武家御旗本の大小名并無座に居合す御家人の内にも此宗門に入候人多し若今破めつの儀被仰出候は、一揆發り御大事に及び候は、先暫く時節を御見合被成可然と被及ければ信長打ちうなづき我一生の不覺也此上宜敷思案もあらば無遠慮可申との事に而各退出被致ける。『伊吹艾』

一五八六年に於ける信長の暗殺は、異教默認の時期を延長したのかも知れない。彼の後

繼者秀吉は外國僧侶の勢力を以て危険なものであると断定はしたが、その時は、武權を集中して、國中に平和を招致しようといふ大問題に専心して居たのであつた。然るに南部の諸國に於けるジエジュイト教徒の狂暴な偏執は、既に自ら多くの敵を作り出し、この新信條の残忍な行爲に對し、復讐をしようとする程な熱意をそれ等敵に起こさせるに至つた。吾々は布教の歴史中に、改宗した大名が佛教徒の幾千といふ寺院を焼き、無數の藝術作品を破毀し、佛門の僧侶を殺戮した記事を読んで居る、——そして吾々は又ジエジュイト派の文人がこれ等の宗教戦を以て、神聖なる熱心の證據であるとして賞讃してゐるのを知つて居る。最初、この外來の信仰は只だ人を説得するのみであつた、然るに後には、信長の獎勵の下に權力を得てからは、強制的に、又兇暴になつて來た。それに對する一種の反動は信長の死後凡そ一年にして起り始めた。一五八七年に秀吉は京都、大阪、堺等に於ける傳道教會を破壞して、ジエジュイト教徒を首府から逐ひ拂つた、又その翌年彼は彼等に平戸の港に集合して、日本から退去の用意をするやうに命じた。彼等は自分等が既に強大になつて居たから、この命令に従はないと考へ、日本を去らずに、諸國に分散して、幾多キリスト教徒の大名の保護の下に身を寄せた。秀吉は恐らく事件をその上進めることの不得策な事を考へたのであらう、又キリスト教の僧侶達も平穩を守り公然と説教するこ

とをやめた。そして彼等の隱忍は、一五九一年までは彼等に甚だ利益ある事であつた。然るにその年に、スペインのフランシスカン派の教徒が到着したことは事情を一變させるに至つた。これ等のフランシスカン派の教徒達は、フィリッピン諸島からの使節の列に加はつて到着し、キリスト教を説教しないといふ條件で、國內に留まる許可を得たのであつた。然るに彼等はその約束を破り、無謀な舉に出たので、爲めに秀吉の憤怒を喚起した。秀吉は範例を示さうと決心した、そして一五九七年に、彼は六人のフランシスカン派の者と、三人のジエジュイト教徒と、其他數人のキリスト教徒を長崎に拘引して、其處で磔刑に處した。大太閤の外來信條に對するこの態度は、その信條に對する反動を促進する結果となつた——その反動は既に諸國に於て現はれ始めてゐたのである。然るに一五九八年に於ける秀吉の死は、ジエジュイト教徒等に更に幸運の來る希望を抱かしめた。彼の後繼者、即ち冷靜深慮の家康は、彼等に希望を抱かしめ、京都、大阪、その他に於て、その布教を復興することさへも許可した。彼は關ヶ原の戦によつて決定される事になつて居た大争鬭の準備をして居た、——彼はキリスト教徒の要素が分裂して居た事を知つてゐた、——その頭目達の或る者は彼の味方であり、又或る者は彼の敵の味方である事を知つて居た、——それでキリスト教に對し抑壓政策をとるには時機が悪かつたと考へられる。然し一六〇

六年に権力を堅固に建立してしまつた後、家康は布教事業をそれ以上續行することを禁止し、且つ外來宗教を採用したる者共は、それを抛棄すべきことを宣言する布告を發して、初めてキリスト教に斷乎たる反對を爲す事を聲明したが、それにも拘らず布教は續けて行はれた——最早只だジェジュイト教派の者によつてのみでなく、ドミニカン派の者及びフランシスカン派の者によつても行はれた。當時帝國內に於けるキリスト教徒の數は、非常な誇張ではあるが、殆ど二百萬人に近かつたといふことである。併し家康は一六一四年までは、抑壓に就いて何等嚴重なる手段をとらなかつたし、又取らせもしなかつたが——その時から大迫害が始まつたと云つて然るべきである。これより以前には獨立の大名によつて行はれた地方的な迫害だけがあつたのに過ぎない——中央政府によつて行はれたのではなくて。例へば九州に於ける地方的な迫害は、當時權力の絶頂にあつたジェジュイト教派の偏執に對する自然の結果で、その時には實に改宗した大名が佛寺を焼き、佛門の僧侶達を虐殺したのであつた、そしてこれ等の迫害は本來の宗教がジェジュイト教派の煽動のため最も烈しく迫害された地方——例へば豊後、大村、肥後などの如き地方——では最も残酷であつた。然るに一六一四年以來——この時には日本の全六十四州の中で、僅八箇國だけがキリスト教の入らないで残つて居た處である——外來信仰の禁壓が政府の事業となつ

た、そして迫害は組織的に又中絶せずに行はれて、遂にキリスト教のあらゆる外面に表はれたる跡は消失するに至つたのであつた。

それ故、布教の運命は家康とその次の後繼者によつて實際に決定された、そしてこれが特に家康の注意を與へた仕事であつた。三人の大首將達はみな、時機の遲速はあつたが、この外來の布教に疑念を抱くやうになつたのであつた、併しただ家康一人がその布教が惹き起こした社會問題を處理する時と能力とをもつて居たのである。秀吉さへも廣きに及ぶ嚴格な手段を採つて、現在の政治上の難問を纏れさすのを恐れて居たのであつた。家康も永い間躊躇して居たのである。その躊躇した理由は無論複雑であり、又主としてそれは外交上の理由からであつた。彼は決して燥急に實行せんとする人でもなく、又決して何等かの偏見に依つて動かされる人でもなかつた、又彼を臆病だと假定する事は、吾々が彼の性格に就いて知つてゐる總ての事と矛盾する事である。勿論、彼は、誇張であつたにしても、一百万以上の歸依者があると云ひ得る宗教を根絶することは決して容易な仕事ではなく、それには非常なる困難が伴ふといふことを認めたに違ひない。不要な災害を起さすといふことは彼の性質に反する事であつた、彼は常に人情深く、庶民の友であることを示し

てゐた。併し彼は何よりも第一に經世家であり愛國者であつた。そして彼にとつての主要な問題は、外來信條と日本に於ける政治的社會的状態との關係は、將來如何なるものであらうかといふ事であつたに相違ない。この問題は長い時日と氣長な調査を要した。そして彼はそれに出來る限りのあらゆる注意を與へたらしい。それで最後に彼はロオマ・キリスト教が重大な政治的危險を作すものであり、その根絶は避くべからざる必要事であると決斷したのである。彼と彼の後繼者等が、キリスト教に向つて勵行した嚴重な法則が——その法規は二百有餘年の間確實に守られた——この信條を完全に根絶やすことの出來なかつたといふ事實は、その信條が如何に深く根を張つて居たかを證明するものである。表面上、キリスト教のあらゆる痕跡は、日本人の眼から消えてなくなつた、併し一八六五年に或る組合が長崎附近で發見されたが、この組合はロオマ教の禮拜式の傳統を祕密にその一派の間に保存して居り、未だに宗教上の事に關しては、ポルトガルとラテンの言葉を使用してゐたものであつた。

家康——今までに現はれた中で最も機敏な、そして又最も人情の深い經世家の一人である——のこの決斷を正當に評價するには、日本人の見地からして、彼をしてかくの如き

行動をとるの已むなきに至らしめた、その根本となつて居る證據の性質を考へて見ることに必要である。日本に於けるジエジュイト派の陰謀に就いて、彼は充分に承知して居たに相違ない、——その陰謀の中には家康の身を危くするやうなものも少からずあつたので——併し彼はこのやうな陰謀が発生するといふ單なる事實よりも、その陰謀の究極の目的と實際は、如何になるかといふ、その結果をむしろ考慮したらしいのである。宗教的陰謀は佛教徒の間にあつても普通の事であつた。そしてそれが國家の政策、若しくは公共の秩序を妨害した場合は別として、さうでない限りそれは武力的政府の注意を惹くことは殆どなかつたのである。併し政府を顛覆すること及び宗派を以て一國を占有することを、その目的とする宗教的陰謀は、これは重大な考慮を要する事である。信長はこの種の陰謀の危險なることに就いて嚴しい教訓を佛教に與へた。家康はジエジュイト教派の陰謀が、最も大きな野心を包藏した政治上の目的をもつてゐると斷じた。併し彼は信長よりも遙かに隱忍して居た。一六〇三年には、彼は日本の諸州を悉く彼の威力の下に歸せしめた。併し彼は爾後十一年を経過するまでは、その最終の布告を發しなかつた。その布告は、外國の僧侶達は政府の管理を掌中に收めて、日本國の領有を獲ようと計つてゐるといふことを率直に明言したのであつた。——

『切支丹の徒は日本に來り、日本の政府を變へ、國土の領有を獲ようとするために、ただに貨物の交易に彼等の商船を遣はすばかりでなく、惡法を播布し、正しき教へを打倒さうと熱望してゐる。これこそ大災難を起す萌芽であつて打潰さなければならぬ……』

『日本は神々及び佛の國である、日本は神々を崇め佛を敬ふ……^註伴天連の徒は神々の道を信仰せずして眞の法を罵る、——正しき行ひに背いて善を害ふ……彼等は眞に神神及び佛の敵である……若し之が速に禁ぜられずば、國家の安全は確に今後危険とならう、又若しその時局を處理するの衝に當たつてゐる者共が、この害惡を抑止しなければ、彼等は天の怒に身を曝す事にならう。』

爰吉利支丹之徒黨、適來於日本、非管渡商船而通資財、叨欲弘邪法惑正宗、以改域中之政號作已有、是大禍之萌也、不可有不可有不制矣、日本者神國佛國、而尊神敬佛……彼伴天連徒黨、皆反件政令、嫌疑神道、誹謗正法、殘義損善……實神佛敵也、急不禁、後世必有國家之患、殊司號令不制之、却蒙天譴矣、日本國之内、寸土尺地、無所措手足、速掃攘之、強有違命者、可刑罰之、……一天四海宜承知、莫違失矣。

『これ等の者は（布教師のこと）即刻一掃されなければならぬ、かくして日本國內には彼等のためにその足をおくべき寸土もないやうしなければならぬ、そして又若し彼等がこの命令に服することを拒むならば、彼等はその罪を蒙るであらう……^註一天四海もこれを聽かん、宜しく従ふべし』

註一 伴天連とはポルトガル語のバドレ (Padre) の轉訛であつて、宗派を問はず、總てロオマ舊教の僧侶に今日でも使用されて居る名稱である。

註二 右の全宣言はかなり長いもので、サトウ氏によつて翻譯されたものであるが、日本アジャ協會記事 "Transaction of the Asiatic Society in Japan" 第六卷第一節の内にある。

この文書の中に伴天連に對して爲された二つの明確な非難があるといふことが觀られる、——宗教に裝を藉りて、政府を横領しようといふ考へをもつた政治的陰謀、それから神道と佛教といふ日本固有の禮拜の式に對する異説抑壓に就いての非難である。この異説抑壓はジェジュイト教派自身の書きものによつて充分に證明されて居る。陰謀の非難に至つては少しく證明し難い。併し機會が與へられたならば、ロオマ舊教の諸教團が、既に改宗した大名の領地に於て、地方政府を管理することが出来たやうに、正しくその通りに中央政府全體を管理せんと企てるであらうとは、道理を辨へたものにして誰れが疑ふことが出来

たてあらうか。その上この布告が發せられた時には、いろいろな事を耳にして居て、家康はロオマ舊教に就いて、恐らく最も惡い意見をもつて居たに相違ない。これは確と言つて宜からう。——則ちアメリカに於けるスペインの征服、西印度人種絶滅の話、ネザアランドに於ける迫害、並びに其他の各所に於ける宗教審問の事に就いての話、フィリップ第二世のイギリス征服の計畫と、二回に互る大艦隊アルマダの失敗の話などを聞いて居たに相違ない。この布告は一六一四年に發せられた。而して家康は夙に一六〇〇年に、以上の事柄の二三を知る機會を得たのであつた。則ちその年にイギリス人の水先案内、キリアム・アダムスがオランダの船を託されて日本に到着した。アダムスは一五九八年にこの多事な航海に上つたのであつた。——即ちそれはスペインの最初の大艦隊敗北後十年、第二回艦隊全滅後、一年の事であつた。彼は偉大なエリザベス女王——まだ存生中であつた——の赫々たる時代を見た人であつた。——彼は多分ハワード、セイマア、ドレイク、ホオキンズ、フロビシャア、それから一五九一年の英雄サア・リチャード・グレンヅイル等を見てゐたのである。何となればこのキリアム・アダムスといふ男は、ケントの人であつて、『女王陛下の船の船長と水先案内を勤めた……』人であつたからである。今述べたこのオランダの商船は九州に到着すると同時に捕獲された。そしてアダムスとその乗組員は、豊後の大名によ

つて監禁され、その事實は家康に報告された。是等新教徒なる船乗り達の到来は、ポルトガルのジエジュイト教徒によつて重大事件と考へられた。蓋し、ジエジュイト教徒は、このやうな異端者達、日本の統治者との會見の結果を恐れるべき、特別な理由をもつて居たのである。然るに家康も亦たまたまこの事件を重大視した。そして彼は大阪なる彼の許にアダムスを送るべきことを命じた。この事に就いてのジエジュイト教徒の惡意を藏した懸念は、家康の透徹力ある觀察を通れなかつた。アダムス自身の筆述に従つて見ると——アダムスは決して虚偽を言ふのではなかつた——彼等は再三船乗り達を殺してしまはうと力めたのであつた、そして彼等は豊後に於て該船の乗組員中の二人の無頼漢を脅して、偽證をさせ得たのであつた。アダムスは次のやうに誌した、『ジエジュイト教徒達とポルトガルの人達とは、私と餘の者を中傷する多くの證據を皇帝（家康のこと）に向つて呈し、吾々は諸國から來た窃盜であり、又盜賊であると言ひ、若し吾々を生かして置けば、殿下と國土の御爲めにならぬに相違あるまいと言つた』と。然るに家康は恐らく彼をなきものにしてしまはうといふジエジュイト教徒の熱心の爲めに、却つてアダムスの方に多くの好意を持つやうに傾いてゐたらしいのである——なきものにするとはアダムスの言ふところに従ふと、『十字架につける「磔刑に處する」事』で——これは『我が國の絞刑のやうに、

日本に於ける裁判の風習』なのである。アダムスは云つて居る、家康は彼等に答へた、即ち『吾々（アダムス等）は彼や彼の國土の何人に對しても、未だ危害や損害を蒙らしたことはなかつた。それ故吾々を殺す事は道理と正義とに反した事である』と……。それからジエジユイト教徒が正に最も恐れてゐた事が起こるやうになつた——彼等が恐嚇、讒謗、並びに出来る限りの陰謀を以て、防止せんと努めてしかもその効のなかつた事——則ち家康と異端者アダムスとの會見が起こることになつたのである。『そのやうなわけて私が彼（家康）の御前に出ると直ぐに』と彼は誌した『彼は吾々が何處の國の者であるかと尋ねた。それで私はあらゆる事を彼に答へた。それは、國々の間の戦争と平和といふ事に關して、彼は餘す處なく總ての事を尋ねたからであるが、その委細の事を此處に記しては、あまりに冗長になる恐れがある。そしてその時に私は、良く待遇されたのではあるが、一時私に仕へる爲めに一緒に來た海員の一人と共に私は入牢を申しつけられた』アダムスの他の手紙に依つて、この會見がひきつづき夜にまで及び、且つ家康の質問は、特に政治と宗教とに關係してゐたらしく察しられるのである。アダムスは云つて居る、『彼は我が國が戦争をしてゐるか尋ねた。私はスペインとポルトガルとを相手にして戦つてゐると答へた——他の總ての諸國とは平和にしてゐるから。更に彼は私が何を信仰してゐるかを尋ね

た。私は、天と地とを造つた神様を信じてゐると言つた。彼は宗教關係の色々な他の質問と、その他の多くの事に就いて尋ねた、例へばどんな路を通つて日本に來たかといふやうな。私は全世界の海圖を持つてゐたので、マゼラン海峡の直路を彼に示した。彼はそれに驚いて私が嘘をいふと思つた。このやうに、次から次へと話がつづき、私は深更までも彼の許に居た』……この兩人は互に一見して雙方好きになつたのらしい。家康に就いてアダムスは特に慇懃言つて居る、『彼は私を凝と見て、驚く程好意を持つたやうに思はれた』と、二日たつて家康は再びアダムスを招いて、特にジエジユイト教徒が隠さうとして居る事柄に就いて彼に微細に互つて質問した。『彼は我が國とスペイン或はポルトガルとの戦争と、その理由とに就いて又尋ねた。それを私はすつかり了解の出来るやうに説明したが、彼はそれを喜んで聞いた、とさう私には考へられた。最後に私は再び監禁を受けることを命ぜられたが、然し私の宿所は前よりもよくなつた』……アダムスはその後殆ど六週間の間家康に再會しなかつたが、それからまた招きの使を受けて、三度事こまかに尋問を受けた。その結果は自由の身となつて恩顧を得た。爾後、時を置いて、家康は彼を招くを常とした。そして程なく吾々は彼が『幾何學の二三の點と、數學の理解とその他のいろいろの事とを合はせて』此の大經世家に教へてゐるといふことを聞くのである……。家康は彼に

多くの贈物並びに充分の祿を與へて、深海航行用の船を二三建造するやうに彼に委任した。かくして此の一水先案内は一人の侍に取り立てられ、そして所領を與へられた。彼は慙う書いた、「皇帝の御役に使はれたので、彼は私に對して、イングラントの貴族のやうに、丁度私の奴隷、若しくは召使たるべき八九十人の農夫をつけて祿を私に與へた。かくの如き事、或は同様な先例は嘗てこの國では、如何なる外國人にも與へられた事なかつた事である」と。……アダムスが家康に對して勢力のあつたといふ證明は、イギリス商館のキヤプテイン・コックの通信によつて得られる、コックは一六一四年に彼に關して次のやうに書いて故國へ送つた、「實を言へば皇帝は彼を甚だ尊重してゐる。そして彼はいつでも入殿して、諸王や諸公子が退座させられてゐる時でも、彼と話しする事を得た」と。イギリス人が平戸に商館を建設することを許されたのは、この勢力によつたのである。第十七世紀の物語の中で、この白面のイギリス人なる水先案内の話程不思議なのは、——自分を扶ける者としては唯だ率直な正直と常識との外なにもなく——しかも日本のあらゆる統治者の中の、最も偉大な又最も機敏な人の、かくの如き格別の恩顧に與るまで登つたといふ。併しながら、アダムスは遂にイギリスへ歸る事を許されなかつた、——多分彼の奉仕が、それを失ふことの出来ない程貴重なものと考えられたからであらうか。彼は自らそ

の手紙の中で、家康は、イギリスに再び歸るといふ 權のほかは、彼の願つたものは、何でも決して拒絶しなかつた。彼があまり屢々それを求めた時、^{註三}この「老皇帝」は黙した儘何も云はなかつたと言つて居る。

註一 『日毎にポルトガル人は吾々に對して裁判官と人民の怒を煽ることを盛んにした。そして吾々の仲間の中二人は裏切者となつて、自ら王(大名)に仕へた、それはポルトガル人によつてその生命を保護されたため、何事も彼等と一緒に共謀するやうになつたからである。その一人は名をギルバート・ド・コンニングといつて、彼の母はミッドルボロに住まつてゐる、又彼は自らこの船に於ける貨物一切の商人であると稱して居た。今一人はジョン・アベルスン・ヴァン・オウオタアと云つた。此等の裏切者達は貨物を彼等の手に入れるために、あらゆる種類の方法を講じ、吾々の航海中に起つた總てのことを彼等に知らした。吾々の到着後九日經つて、此國の大王(家康)は私に彼の許まで來るやうにと言つて來た』——ナリ
アム・アダムスのその妻にあてた手紙。

註二 『神様の思召で世間の人の眼には不思議に思はれるに相違ないやうな事が起こるやうになつた、何となればエスパニヤとポルトガルとは私の不倶戴天の悪むべき敵であつたのである、然るに今彼等は此卑しい慘めな者なる私に求めなければならぬのであるから、そしてポルトガルもエスパニヤも彼等の商議の一切を私の手を通してしなければならぬからである』——一六一三年一月十二日附のアダムスの手紙。

註三 彼は彼を殺さうと求めた人々にまでも好意を持つてゐる。アダムスは慙う言つた『私は彼の氣に入

リ、私の言つた事に彼は何でも反対しなかつた。私の以前の敵達はそれを不思議がつてゐた、そして今となつて彼等は私がエスバニヤ人とボルトガル人に對してなしたやうな友誼を彼等に對してもつやうに私に懇願しなければならなかつた、惡に報ゆるに善を以てするといふやうにして。それで私の生活を得るために時を費やすには、私には最初非常な勞働と困難とを要した、併し神様は私の勞働に報いを授け給うた」

このアダムスの通信は、家康が宗教と政治とに關する外國の事情に就いての、直接の知識を得るためには、如何なる方法をとる事も辭さなかつた事を證明してゐる。又日本國內の事情に關しては、凡そ古來の最も完全なる探偵制度を、彼は意の儘に用ふることが出来たのである。そして事實彼はその時あつた事はみな知つて居たのである。しかも彼はすでに述べた通り、彼の布告を發するまでに十四年を待たつたのであつた。秀吉の布告は、事實、一六〇六年に彼によつて復活された。然しそれは特にキリスト教の公の說教に關係した事であつた。そして傳道師等が外面上法律に服して居た限り、彼は自分の領地の内に、彼等をそのまま許して置いたのであつた。迫害は他所では行はれてゐたが、それと共に秘密な布教も亦行はれてゐて、傳道師等は尙ほ希望をつなぐことが出来たのであつた。併し嵐の前の沈滞のやうに、空中には何となく脅威があつた。キアプテイン・サリスは一六一三年に日本から手紙を送つて、極めて暗示的な感傷的な一事件を記してゐる。彼は言つて居る

「私はやや上流の多くの婦人に、私の船室に入つてもよいといふ許を與へた。この室にはヴィナスが、その子息のキュウビッドをつれてゐる繪が、大きな額縁に嵌められて、幾分だらしなしい飾り方で懸かつてゐた。彼等は之をマリヤとその子であると思つて、ひれ伏し、非常な信仰を表はして、それを禮拜した。そして私に向つて囁くやうに（信徒でなかつた仲間の誰れ彼れに聞こえないやうに）自分達はキリスト教徒であると云つた、之によつて吾々は彼等がボルトガルのジェジュイト派によつて改宗させられたキリスト教徒であることを知つた」と……家康が初めて強壓手段を採つた時には、それはジェジュイト派に對してではなく、もつと無法な或る教團に向つて爲されたのであつた、——アダムスの通信で解つた處に依れば。彼は云つて居る「一六一二年に、フランシスカン派のあらゆる教派が平定されてゐる。ジェジュイト派は特權を持つてゐる、……長崎に居るので、この長崎だけが總ての宗派の意のままに任せられて居る處である、他の場所ではそれ程に許されては居ない……」と。ロオマ舊教はこのフランシスカン派の事件の後、更に二年の恩典を與へられたのであつた。

何故に家康がその遺訓及び他の個所でこの宗教を「虚偽腐敗の宗教」と呼んだかといふことは考へて見なければならぬ。極東の見地からすれば、公平な調査の後に、彼は殆ど

それ以外の斷定を下すことは出来なかつた。この宗教は日本の社會が依つて以て建立されて居たその基礎たるあらゆる信仰と傳統に根本的に反對して居たのである。日本の國家は一人の神たる王をその頭に戴く宗教團體の集合であつた、——總てのこれ等の團體の慣習は宗教的法律の力を持つて居り、倫理とは慣習に服従することであつた、又孝道は社會の秩序の基礎であつて、忠義の念それ自身が孝道から出たものであつた。然るにこの西歐の信條は、夫はその兩親を去つて、その妻に附隨すべしと教へたのであつて、餘程よく見た處で、孝道を以て劣等な徳であるとなしたのである。その宣言する處は、兩親、主人、統治者に對する義務は、その從順がローマ教の教に反對する行動とならない限りに於てのみ義務であり、又從順の最高の義務は、京都に在す天子なる主權者に對してではなく、ローマに在る法王に對してであるといふのであつた。神々と佛とはポルトガルとスペインから來たこれ等の傳道師達によつて惡魔と呼ばれたものではなかつたらうか。このやうな教義は、如何に巧みに彼等の辯解者によつて説明されたとしても、確に國を攪亂するものであつた。その上に、社會上の力としての信條の價值なるものは、その成果から判斷されるべきものである。然るにヨオロッパに於けるこの信條は、擾亂、戰亂、迫害、殘酷なる蠻行等の絶えざる原因であつた。日本でも、この信條は大擾亂を醸し、政治的陰謀を煽動し、殆ど量

るべからざる災害を起した。將來政治上の面倒が生じた場合、その教は、子は兩親に對して、妻は夫に對して、臣は領主に對して、領主は將軍に對して、從順ならざる事を以て、正當と認めるであらう。政府の最高の義務は今や社會的秩序を強制して、平和と安全の状態を維持する事であつた。實際この平和と安全の状態がなければ、國家は長年來の争鬭による疲弊から決して回復する事は出来なかつたのである。然るにこの外來の宗教が、秩序の土臺を攻撃し、これを顛覆する事に専心してゐる間は、平和は決してあり得なかつた。家康が彼の有名な布告を發した時には、かくの如き確信が充分彼の心の中に出て來たに相違ない。彼がそれ程長く時を待つて居たといふのが、ただ不思議な位である。

何事も中途半端にして置く事をしなかつた家康が、キリスト教が有爲な日本人の指揮者を一人も持たなくなつてしまふまで待つてゐたといふ事は、恐らくさう有りさうな事である。一六一一年に彼は佐渡の島（囚徒の働いて居る鑛山地）に於けるキリスト教徒陰謀の報告をうけた。この島の支配者、大久保なるものは、誘はれてキリスト教を信じ、且つこの計畫が成功すれば、日本の統治者にされる筈であつた。併しそれでも家康は時機を待つて居た。一六一四年に至つては、キリスト教は最早希望を失つて、それを指揮する人として大久保をさへもなくした。第十六世紀に改宗した大名は、或は死し、或は領地を取り上

げられ、或は配流された。キリスト教徒の偉大な武將達は處刑されてしまった。重きを置くに足るべき改宗者の内の残つて居るものは、監視の下に置かれて、實際に手足を出し得なかつたのである。

外國の僧侶達と内地人なる傳道師達とは、一六一四年の宣言の直後にも残酷に取扱はれはしなかつた。彼等の中、凡そ三百人は船に乗せられて外國に送られた、——政治及び宗教に關した陰謀の疑ひをうけた幾多の日本人、例へば以前の明石の大名なる高山の如きと共に、この者はジエジュイト派の文士によつて『ジャスト・ウコンドノ』と呼ばれ、又同様な理由から前に秀吉によつて領地を取り上げられ、職を免ぜられてゐたものである。家康は不必要な嚴重な例を置きはしなかつた。併しこれよりも厳しい法令が、一六一五年に起つた事件によつて出された、——かの布告發布の直ぐ後の年である。秀吉の子息、秀頼が、保護を託されて居た家康によつて取つて代はられた——日本にとつて幸な事であるが。家康は彼のあらゆる面倒を見てやつた、併し彼を許して日本國の政府を導いて行かせる意圖は、家康に少しもなかつた、——二十三歳の若者には殆ど出來ない仕事であつたら。秀頼が關與したと傳へられて居る色々な政治上の陰謀があつたに拘らず、家康は彼に澤山の歳入と日本に於ける最強の城塞と、——秀吉の天才が殆ど難攻不落にしたかの堂々

たる大阪城——を所有させて置いた。秀頼はその父に似ず、ジエジュイト教徒を愛し、大阪城を以てこの『虚偽腐敗の宗派』の歸依者を容れる避難所たらしめた。大阪城で危険な陰謀が支度中であるとの政府の間諜の報告があつたので、家康は一撃を加へる決心をした、而して彼は手厳しく打撃を加へた。必死の防禦をなしたに拘らず、この大城塞は襲撃をうけて、焼き打ちされた、——秀頼は炎中に身を亡つてしまつた。十萬人の生命が、この包圍で失はれたといふことである。アダムスは秀頼の運命と彼の謀叛の結果に就いて次のやうに奇しくも書いて居る——

『彼は皇帝と戦争をした……ジエジュイト教徒等とフランシスカンの教團の僧侶達とは奇蹟と實驗との恵を受けるに相違ないと秀頼を信じさせて、この戦ひに加はつた、併し結局それは反對の結果になつた。何となれば老皇帝は彼に向つて直に、海陸より自分の軍兵を準備して、彼の居る城を圍んだのであつた、かくて敵味方に莫大な損害はあつたが、併し最後には城壁を打壊して、火を城にかけ、そして彼をその中で焼き殺した。かくの如くにして戦争は終つた。處で、皇帝はジエジュイト教徒とフランシスカン派の者共が、彼の敵と共に城内に居つて、今尙ほ時々彼に反抗すると聞いて、總てのロオマ教の者に國外に退去するやうに命じた——教會は破壊され、焼き拂はれてしまつた。この事は老皇帝健在

の間つづいて行はれた。が、今やこの年、即ち一六一六年に老皇帝は死去した。彼の子息が代つて統治したが、彼は彼の父よりも以上に熱烈にロオマの宗教に反対してゐる、何となれば彼は彼のあらゆる領土に互つて、彼の臣民は一人たりとも、ロオマ教のキリスト教徒たる事を禁じ、これを犯すものは死刑に處せられるとしたからである、このロオマ教の宗派を彼は出來得る限りの方法で防止するために、異國の商人は何人たりとも、いづれの大都市にも逗留してはならないと禁止したのであつた」……。

ここに子息といふのは秀忠の事であるが、秀忠は一六一七年に布令を出して、ロオマ教の僧侶やフランシスカンの僧侶が日本で見つかつた場合には、これを死刑に處すと定めた——この布令は日本から追放された多くの僧侶達が、祕密に歸つて來、また他の僧侶は色色な假面の下に居残つて、布教をして居たといふ事實から、刺戟されて出されたものであつた。かくして、帝國內のあらゆる市町村落に於て、ロオマ派のキリスト教を根絶するための手段が取られた。いづれの組合もその中に外來の信條に屬する人が居れば、それに對して、責任を負はされた。そして特別な役人、即ち切支丹奉行と云ふ審問者が、この禁制の宗教を奉ずる者を搜索して、これを處罰するために任命された。即座に取消したキリスト教徒は罰せられなかつたが、只だ監視をうけさせられた、拷問をかけても取消す事を拒

んだ者共は、奴隸の地位に貶とされるとか、さもなければ死刑に處せられた。或る地方では非常な殘虐が行はれ、あらゆる形式の拷問が、取消しを強ひるために用ひられた。併し殊更殘酷な迫害の挿話は、地方の支配者即ち役人達の個人的の兇猛に依つて生じたものである事は、先づ確な事である、——例へば竹中采女守の場合のやうなのがそれで、彼はその長崎に於ける彼の權勢の濫用と、迫害を以て金錢誅求の手段としたのとて、政府から切腹を行ふやうに強ひられたのである。然しそれはさうであるとして、この迫害が遂に有馬の大名領内に於けるキリスト教徒の叛亂を惹起する刺戟となつたか、若しくはそれを起す助けとなつたのであつた、——これは歴史上では島原の亂として記憶されてゐる。一六三六年に、一群の農夫等が、彼等の領主——有馬及び唐津の大名（兩地方共に改宗した地方である）——の暴政により絶望に驅られて、武器をとつて起ち、その近隣の日本の寺院を悉く焼き拂ひ、宗教戦を宣言した。その旗は十字架をつけて居り、その指揮者は改宗した侍であつた。キリスト教の避難者達が間もなく日本のあらゆる部分から來て彼等の仲間に加はつて、遂にその數は三萬乃至四萬人に膨張した。島原半島の沿岸で、彼等は原といふ場所、主人の居なくなつた城を占有し、其處に自ら立て籠もつた。地方の官憲はこの暴動に敵する事が出來なかつた、そして叛逆人等は自ら防守し得たのみでなく、それ以上

に出たので、遂に十六萬以上を算する政府の兵力が、彼等に向つて送り出されるに至つた。百二日の勇敢なる防戦の後、城は一六三八年に襲撃されて、防戦者達はその妻子と共に、刃の露と消えてしまつた。公にはこの事件が百姓一揆として取扱はれた。そしてそれに對して責任があるとされた人々は、嚴重に罰せられた、——鳥原（有馬）の領主は更に切腹を行ふやうに宣告された。日本の歴史家達は、この一揆がキリスト教徒によつて最初計畫され、指導されたのであつて、彼等キリスト教徒は長崎を占領し、九州を征服して、外國の武力的援助を求めて、政變を強ひようと目論んでゐたのだと述べて居る、——ジェジュイト派の文士は何等陰謀のなかつたことを我々に信じさせようとして居る。只だ一つ確な事は、革命的な要求がキリスト教徒の要素に向つてなされ、それが盛んに應答され、驚くべき結果を生じたといふことである。九州沿岸に於ける一つの鞏固な城が、三萬乃至四萬のキリスト教徒によつて支持された事は、重大な危険を構成するものであつた、——これは有利な一點で、この點から日本へのスペインの侵入が企てられ、且つ多少そのうまく行く機會もあり得たと云つて然るべき程な處なのである。政府はこの危険を認めて、従つて壓倒的な兵力を鳥原へ派遣したと考へられるのである。そして若し外國の援助がこの叛亂に送られ得たとすれば、その結果は長期に亘る内亂となつたかも知れないのである。大が

かりな殺戮に至つては、それは日本の法律を勵行したことを表はしたに過ぎない、又領主に對して叛亂を起こした百姓の罰は、如何なる事情の下にあつたとしても、死刑である。更にかくの如き虐殺政策に關して言へば、それは信長もこれよりも少い理由でありながら、比叡山の天台宗徒を絶滅させたことを記憶して置くべきであらう。吾々が鳥原で亡びた勇者を氣の毒に思ひ、彼等がその統治者の兇猛な殘虐に對してなした叛亂に同情を表するのは、いづれから言つても理由ある事と思ふ。併しただ公明なる事實として、日本の政治的見地から、全體の事件を考慮することが必要であると思ふ。

註 これらの布告が、一として新教徒のキリスト教に對して向けられなかつたといふことは、心に留めておかなければならない、オランダ人はこの布告の意味では、キリスト教徒とは考へられて居なかつたのである、又イギリス人も同様であつた。次に示す代表的な村から得た拔萃、組帳則ち組合の取締法は、ローマ舊教の改宗者則ち信者の、その組合中に居ることに關して、すべての團體に課せられた責任を示してゐる、——

『毎年、最初の月と第三の月との間で吾々は宗門帳を更める。若し吾々が禁制の宗門に屬してゐる者の居るのを知るならば、直に代官にそれを通ずるものである、……召使、勞働者共は、キリスト教徒でないといふ事を宣明した證文を主人に差し出すべきである。併てキリスト教徒であつたが、それを取り消した

者に關しては——若しこのやうな者が村に來、また去る事があれば、吾々はそれを申出ることを約する』

——キグモア教授の『舊日本に於ける土地所有權及び地方制度所見』Professor Wigmore's "Notes on Land

Tenure and Local Institution in Old Japan"——參照

オランダ人は船舶と大砲とを以てこの叛亂を潰滅さす助けをしたといふので非難された、彼等は自分等獨自の考へから、勝手に四百二十六發の大砲を城内に打ち込んだといふ。併しながら、今まで残つて居る平戸のオランダ商館の通信は無論、彼等が脅嚇されて、斯様な行動をとるの已むなきに至らしめられたのである事を證明して居る。兎に角、彼等の行動に就いて、これに只だ宗教上の非難を加へるには充分な理由がない——よしその行動は人道上の見地からは充分に非難されるとしても。蓋し叛徒の大部分が、たまたまネザランドの男女を異端者として生きながら焚殺した處の宗教を信じて居るのであるから、この叛亂を鎮壓して居る日本の官憲を助ける事を拒絶するわけには行かなかつたのであらう。察する處このオランダ人達の親族のものが少からず、かのスペインの猛將アルヴァの虐殺を逞うした日に殺された事があるのではあるまいか、恐らくそんな事も原因となつて、この砲撃が行はれたのかも知れない。若しポルトガル人並びにスペイン人の僧侶にして、日本の政府を乗取る事が出来たならば、日本に於けるイギリス人とオランダ人とは、みなどんな目に遇つたであらうか、それは明らかに解つて居た筈であるが。

な目に遇つたであらうか、それは明らかに解つて居た筈であるが。

島原の虐殺を以て、ポルトガルとスペインの布教に關する實際の歴史は終りを告げて居る。この事件の後に、キリスト教は、徐に着々と、又執念深く踏み潰されてしまつて、目に觸れる限りは存在を失つてしまつた。キリスト教の容認され、若しくは半ば容認されて居たのは、僅に六十五年間であつて、その傳播と崩壊との全歴史は、前後殆ど九十年に亘つて居る。殆どあらゆる階級の人々、即ち王侯から貧民に至るまで、その爲めに苦難を受けた、何千といふ人々がその爲めに拷問を受けた——その拷問の恐ろしさは、多數の人々を無益な殉教に送つたかのジェジュイト教徒等中の三人までもが、苦痛にたえずその信仰を否認せざるを得なくなつた程甚だしいものであつた、——又やさしい婦人達には、火刑を宣告されて、少し何とか言葉を用ひたならば、自分の子と共に救はれたであらうに、さういふ言葉を發するよりも、むしろその幼な兒を抱いて火中に投じたのもあつた。しかも數千の人々がその爲めに無益に死んだこの宗教は、害惡以外何物をも日本に齎しはしなかつた、擾亂、迫害、叛亂、政治上の難局、及び戦争等を起こしたのみである。社會の保護と保持とのために、言語に盡くせざる程の代價を拂つて發展させた人民の美德、——彼等

の克己、彼等の信仰、彼等の忠誠、彼等の不撓の精神と勇氣、——さへもこの暗い信條によつて亂され、方向をあやまられ、その社會を破壊する爲めに用ふる力にしてしまつた。若しその破壊がなし遂げられ得たならば、そして新ロオマ舊教の帝國といふやうなものが、その廢墟の上に建立されたならば、その帝國の力は、僧侶の暴政、審問制度の擴大、良心の自由と人類の進歩とに反對する永久なるジエジュイト派の戰亂といふものを、益々擴張するため使用されたであらう。吾々はこの無慈悲な信仰の犠牲者を憐んで、彼等の役に立たない勇氣を當然賞讃して然るべきであらう、しかも誰れが彼等の主義の、失敗に歸した事を遺憾に思ひ得るであらうか……宗教的偏執以外の別な立脚地から見、單にその結果によつて判断すれば、日本をキリスト教化しようとしたジエジュイト派の努力は、人道に反する罪惡、蹂躪の勞働、只だ地震、海嘯、火山の爆發等に、——それが惹き起こした不幸と破壊の理由から、——のみ比較し得べき災難であると考へざるを得ない。

註 フランシスコ・カツツラ、ベドロ・マルクエツ、ジウゼツベ・キアラの三人。その中二人は——多分

強制の下にであらう——日本の婦人と結婚した。彼等の後の物語に就いては、日本亞細亞協會記事 二二〇頁

—actions of the Asiatic Society of Japan—のサトウ氏の一文を見よ。

孤立政策——日本を世界の他の國々から鎖ざしてしまふ政策——秀忠に依つて採用され、

その後繼者達によつて維持された處のそれは、宗教的陰謀が鼓吹した恐怖の念を充分に示すものである。オランダの商人を除いて、すべての外國人等がこの國から追放されたばかりでなく、ポルトガル人やスペイン人との混血兒も亦すべて追放され、日本の家族は彼等を養子にするとか、隠すとかを禁じられ、これを犯した家族は、その一族悉く處罰される事になつた。一六三六年に、二百八十七人の混血兒が、マカオに向けて送り出された。混血兒の通譯として働くその能力が特に恐れられたのも尤もな事である、然しこの布令の發せられた當時、人種的憎惡の念が、宗教的敵愾心によつて甚だしく起こされたといふのも殆ど疑ふことは出來ない。島原の挿話があつてから後、すべての西歐の外人は、例外なく、明らかに疑惑の念を以て見られたのであつた。ポルトガルとスペインの商人達は、オランダ人と入れ代つた（イギリスの商館は數年前に既に閉鎖されて居たので）併しオランダ人の場合でも非常な警戒は加へられた。彼等はその平戸に於ける形勝の地を棄てて、その商館を出島に移すやうに強ひられた、——出島とは僅長さ六百尺、幅、二百四十尺の小さな島である。其處で彼等は、囚人のやうに絶えず監視されてゐた。彼等は人民の間に出てゆくことを許されなかつた。又如何なる人と雖も、許可なくして彼等を訪れることは出來ず、又如何な婦人も、醜業婦は別として、如何なる事情があつても、彼等の保留地へ入

ることは許されなかつた。併し彼等はこの國の貿易を獨占して居た。そしてオランダ人の根氣強さは、二百有餘年の間、利得のために、これ等の状態を堪へ忍んだのであつた。オランダ商館と支那人とによつて維持された以外、諸外國との通商は、全然禁止された。如何なる日本人でも、日本を去ることは斬罪であつた、又祕にうまくこの國を抜け去り得た人も、その歸國するや、死刑に處せられた。この法律の目的は、布教上の訓練のために、ジエジユイト教派によつて、海外に送られた日本人が、普通の人を裝つて、日本に歸つて來るのを防止するにあつた。長い航海をなし得る船を建造することも亦禁じられ、政府によつて定められた大きさを超える一切の船は、破壊された。展望臺が異國の商船を見張るために、沿岸に置かれた。そして日本の港に入らんとするヨオロツバの船は、如何なる船でも、オランダ商會の船を除けば、襲撃されて打ち壊されたのであつた。

註 併し支那の商人はオランダの商人より以上の自由をゆるされて居た。

ポルトガル人の傳道によつて最初に得られた大成功に就いてはなほ考慮すべき處がある。日本の社會史に就いて、吾々は現在比較的無智なのであるから、キリスト教徒の一と芝居の全部を了解する事は容易でない。ジエジユイト教派の傳道の記録は澤山にある、併しそ

れと同時代の日本の年代記が、この傳道に就いて與へる知識は甚だ乏しい、——これは多分キリスト教の問題に關する一切の書物のみならず、キリスト教徒とか外國とかいふ語の入つてゐる書物は、みなこれを禁止する布告が、第十七世紀中に發布された爲めてあらう。ジエジユイト教徒の本が説明して居ない事、そして若しさういふ事が許されるとしたならば、寧ろ吾々が日本の歴史家達に説明を期待して居る事は、祖先禮拜の土臺の上に建設され、外來の侵入に抵抗する巨大な能力を明らかにもつて居る。日本の社會が、どうしてジエジユイト教派の勢力によつて、これほど急速に侵入され、更に一部分は瓦解されるに至つたのであらうかといふ事である。あらゆる疑問の中で、日本の證據によつて私が答へて貰ひたいと思ふ疑問は次のことである、曰く如何なる程度まで、傳道師達は祖先の祭祀を妨げたかといふ、その事である。これは重要な問題である。支那に於ては、ジエジユイト教徒等は改宗の勧誘に抵抗する力が祖先禮拜にあることを早くも認めた。そして彼等は彼等の以前に佛教徒も多分爲さざるを得なかつたやうに、機敏にもそれを默認することに努めた。若し法王權が彼等の方策に支持を與へたならば、ジエジユイト教派は支那の歴史を一變し得たであらう。然るに他の宗教團は猛烈にこの妥協に反對したので、その機會は逸してしまつた。其處で、どれ程まで祖先の祭祀拜が、日本に於けるポルトガル人の傳道師等

によつて黙認されたかは、社會學上の研究に取つて甚だ興味のある事である。勿論、最高の祭祀は、明白な理由からして、そのままにして置かれた。一家の祭祀が當時に於て、今日それが新教とロオマ舊教との傳道師によつて等しく攻撃されてゐると同じやうに、執念深く攻撃されたと思像するのは困難である、——例へば、改宗者達が、彼等の祖先の位牌を棄ててしまふとか、破壊するとかいふやうに、強ひられたとは想像し難い。なほそれと共に一方に於て、ずつと貧困な改宗者達の多く——召使やその他の一般庶民——が一家の祖先祭祀を持つてゐたかどうかに就いて、吾々は今でも疑ひをもつて居る。無頼漢の階級はその中に多數の改宗者を出して居るが、それ等は勿論、この點に於て考慮の中に置く必要はない。この問題を公平に判断せんとするならば、第十六世紀に於ける平民の宗教的狀態に就いて知らなければならぬ事がまだ澤山にある。兎に角、如何なる方法が採られたにしろ、初期の傳道の成功は驚くべきものであつた。彼等の傳道の事業は、日本の社會組織の特殊な性質のために、頭から始める必要があつた。臣下はその領主の許可によつて、初めてその信條を變へることが出来たのである。處が最初からこの許可は自由に與へられたのであつた。或る場合には人民が新宗教を採ることは、彼等の自由であると、公然告知を受けた事もあつた。又或る場合には、改宗した領主が新宗教を採るやうに人民に命令を

下した事もある。或はこの外國の宗教は最初佛教の新しい種類だと考へ違ひされたりしくもある。そして一五五二年に、ポルトガルの布教團に與へた今日まで残つて居る山口に於ける公の許可の中で、彼等は「佛の法」を——佛法紹隆の爲め——説教しても宜しいといふ許可が（その許可には大道寺といふ一字の寺をもそのうちに入れてあつたやうに見えるが）異國人達に向つてなされたといふことを、日本の文字が明らかに述べてゐる。原文はサア・アアネスト・サトウによつて次のやうに翻譯されてゐて、氏はそれをそのまま復寫にして出して居る、——

周防國吉敷郡山口縣大道寺事
從西域來朝之僧爲佛法紹隆
可創建彼寺家之由任請望之
旨所令裁許之狀如件
天文廿一年八月廿八日
周防介 押字 天內義長

註 この文書のラテン及びポルトガルの翻譯に寧ろその偽造譯の中には、佛法を説くといふ事に就いては一言も云つてない、又日本の文書には少しも載つてゐない事が澤山附加されてゐる、サトウ氏のこの文書並びにその偽譯に關する説明に就いては、日本亞細亞協會記事、第八卷第二部「Transaction of the Asiatic Society of Japan」Vol. VII, Part II」を見よ。（譯者曰、八卷とあれど實は七卷なり）

若しこの過誤（或は欺偽）が山口に於て起り得たとすれば、それが亦他の場所でも起つたらうと想像するのも當然である。外面上ロオマ教の儀式は、普通に行はれて居る佛教の儀式に似てゐた。人々はその勤行、法衣、數珠、平伏、立像、梵鐘、香等の形式に於て、それ等が自分達の目頃見馴れて居るものである事を認めた。處女と聖徒達は、御光をさした菩薩と佛陀に似てゐると見られた、天使と惡魔とは直に天人並びに鬼と同一視されたのである。佛法の儀式に於て一般の想像を喜ばした一切のものは、僅ばかり異つただけの形式で、ジェジュイト教派に渡され、彼等によつて教會や禮拜堂として、神聖な場所とされたその寺院に於て見る事が出来たのであつた。この二つの信仰を、實際に二分してゐる底知れぬ深淵は、普通の人には認められ得なかつたが、併し外面上の類似は直ぐに認められた。更に又、人の心を惹くやうな二三の新奇なものもあつた。例へばジェジュイト教徒達は人々の注意を惹く目的から、自分達の教會内で、いつも奇蹟劇^{ミラクル・プレイ}を演じたらしい……。併

しあらゆる種類の外觀上の目を喜ばすものとか、佛教との外觀上の類似とかは、この新宗教の傳播を只だ援助し得たに過ぎなくて、それ等はその布教の急速な進歩を説明するには足りないのである。

強制といふ事は幾分その説明になるかも知れない——改宗した大名がその臣下に及ぼした強制が。地方の住民は強い脅迫を受けて、改宗した領主の宗教に追従して行つたといふ事である。そして幾百——恐らくは幾千の人々は、單に忠義の習慣から、みな同じ事を行つたに相違ない。かういふ場合、どういふ種類の説得法を、教派のものが大名に對して用ひたか、それを考究して見るのは價值のある事である。傳道事業に對する一大助力は、ポルトガルの商業にあつた事——特に鐵砲及び彈藥の商事にあつた事を吾々は知つて居る。秀吉の權力獲得に先き立ち、國情の騷亂して居た際には、この商賣は地方の領主と宗教上の協商をするに有力なる賄賂であつた。鐵砲を用ひ得た大名は、さういふ武器をもつて居ない競争の位置にある領主に對して幾分有利である、そしてさういふ商賣を獨占し得る領主は、その近隣のものも犠牲に供して、自分の權力を増大する事を得たのである。それで説教をする特權を得るために、この商賣が實際提供された、時にはその特權以上のものを要求し、その得られた事もあつた。一五七二年にポルトガル人は、その教會への贈物と

して、長崎の全市をさへ敢て要求するといふ大それた事を申出した——その市の上に於ける司法権と共に、そしてそれを拒絶すれば、他處に行つて根城を据ゑると云つて威嚇した。大名の大村は最初異議を唱へたが、遂には讓歩した。かくして長崎はキリスト教徒の領地となり、直接に教會に依つて支配された。さうすると忽ちに師父等は、其の地方の宗教の上に猛烈な攻撃を加へて、自分等の信條の特徴を出し始めた。則ち彼等は佛教の寺、神宮寺に火を放ち、その火災を以て『神の怒り』だと言ひふらした、——この一事の後、改宗者の熱意に依つて、長崎市内及び附近の凡そ八十箇所の寺が焼かれた。長崎の領地内にあつては、佛教は全滅させられた——その僧侶は迫害され逐はれてしまつた。豊後の國に於てはジエジエイト教派の佛教迫害は、これよりも遙かに猛烈で、廣大な規模に依つて行はれた。その支配して居た大名大友宗麟宗近はその領土内の佛寺を盡く打ち壊したのみならず（傳ふる處に依るとその數三千に及ぶといふ）多數の僧侶を殺害した。彦山の僧侶達は暴君宗麟の死を祈願したと云はれたのであるが、この山の大伽藍の破壊のために、宗麟は意地悪るくも（一五七六年の）五月六日——佛陀誕生の祭日を選んだといふ事である。無條件の服従にならされて居た従順な人民の上に及ぼす領主の強制は、幾分傳道成功の第一歩を説明するに足りるであらう、併しそれにしても、尙ほ幾多の説明しがたい事が殘

つて居る、例へば後年の祕密傳道の成功、迫害の下にあつた改宗者の熱心と勇氣、反對な信仰の進展に對する、祖先祭祀を守る主なる人々の長い間の冷靜等がそれである……。キリスト教が初めてロオマ帝國を一貫して擴がり始めた際には、祖先の宗教なるものは滅びて地に墜ち、社會の構造はその原形を失つて居り、キリスト教に對し、立派な抵抗を實際なし得る何等宗教的保守主義なる者はなかつたのである。然るに第十六世紀十七世紀の日本に於ては、祖先の宗教は遙かに強い勢を以て活躍して居り、社會はまだ不完全なるその完成の第二期に入つたのみであつた。ジエジエイト教への改宗は、昔の信仰を既に失つて居た人民の間になされたのではなく、世界中の最も深刻に宗教的なまた保守的な社會の一に於てなされたのである。かくの如き社會に入つて來たキリスト教は、その種類の如何なるものたるを問はず、社會の構造上の崩壊を起さずには居まい——少くとも地方的性質の崩壊を。かくの如き崩壊がどれほど擴大し透徹して居たか、それは吾々の知る處ではない、また吾々は、この危険に當面して、本來の宗教的本能の長い間の惰性は、どうしたのであるか、それに就いての適當な説明はない。

併し少くともこの問題の上に傍證を投ずると思はれるやうな歴史上の事實は多少ある。リツキに依つて基礎を定められた支那に於けるジエジエイト教派の政策は、改宗者をして

自由にその祖先の祭式を行はしめたのであつた。この政策が繼續された間は傳道も隆盛であつた。然るにこの妥協の結果として、不和が生じた時、事件はロオマに具申された。法王インノセント第十世は、一六四五年に上諭を出して、異説禁止を決定した。そのためジエジュイト教の傳道は、實際支那に於ては滅亡した。法王インノセントの決定は、その翌年法王アレクサンダー第八世の上諭によつて取消された。併し祖先禮拜のこの問題に就いては、繰り返し繰り返し論議が起こされ、終に一六九三年に法王クレメント第九世が斷然如何なる形を以てしても、改宗者の、祖先の祭式を行ふ事を禁ずるに至つた……。爾來極東に於けるあらゆる傳道の一切の努力も、キリスト教の主旨を進める事は出来なくなつた。その社會學上の理由は明瞭である。

こんなわけで一六四五年までは、祖先の祭祀は、支那に於けるジエジュイト教派に依つて黙認され、有望の効果があつた事を吾々は見たが、さてそれで日本に於ても、第十六世紀の後半の間は、支那に於けると同様な黙認政策が採られたのかも知れない。日本の傳道は一五四九年に始まり、その歴史は一六三八年の島原の虐殺を以て終つて居る——祖先禮拜の黙認を禁じた第一回の法王決定の前、約七年である。ジエジュイト教派の傳道事業は、あらゆる反對のあつたに拘らず、確實に隆盛に赴いたが、頓て考慮の足りない、しかも極

めて固陋な熱狂者のために妨げられるに至つた。抑も一五八五年にグレゴリオ第十三世に依つて發布され、更に一六〇〇年にクレメント第三世に依つて確定された上諭に依り、ジエジュイト教のみが日本で傳道事業を行ふやうに公認されたが、この特權がフランシスカン派の熱心のために無視されるに至つて、始めて日本政府との葛藤が起つたのであつた。一五九三年に秀吉が、フランシスカン派の僧侶六人を死刑に處した事はすでに言つた處である。それから一六〇八年に、ポオル第五世が、ロオマ舊教のあらゆる教團の傳道師に、日本で仕事を許した上諭を發した事は、恐らくジエジュイト教派の破滅を招致したのであらう。記憶すべき事は、家康は一六一二年にフランシスカン派を鎮壓した事で、——これはフランシスカン派の、秀吉から得た體驗も、少しも彼等に教へる處のなかつた證據である。大體に言つて見れば、ドミニカン教派とフランシスカン教派とは、ジエジュイト教徒（この派を彼等兩派は卑怯だとして排斥した）が賢くもそのまゝにして手を觸れずに置いた事柄に、無謀にもたづさはり、そのたづさはつた事が、結局傳道事業の避くべからざる破滅を早めたのであつたらしく考へられる。

吾々は第十七世紀の初めに當つて、日本に果たして百萬のキリスト教信者があつたか、それに就いて當然疑を抱く、それよりも遙かに事實らしい六十萬と言ふ方が頷かれる。信

教自由の今の時代に於て、總ての外國傳道師の團體が、その努力を結合し、その事業を支持するに莫大な金額を年々消費して居るのであるが、しかも彼等は、信賴し得べき概算に依ると、前のポルトガルの傳道師等の得たと言ふ成功の僅に五分の一を得たのみであつた。なるほど第十六世紀のジュジュイト教派は、幾多の領主に依つて、その地方の全人民の上に極めて力ある強制を行ひ得たものではあつた、併し近代の傳道は、強制力の如何はしい價値よりも遙かに勝る、教育上、財政上、並びに立法上の長所をもつて居る、しかもその齎し得た結果の小なることは説明を要するであらう。がその説明は難しくはない。蓋し要もなく祖先の祭祀を攻撃する事は、當然社會の組織を攻撃する事になる。而して日本の社會は本能的に倫理上の根據の上に加へられた、かくの如き攻撃に抵抗するのである。何となればこの日本の社會は、紀元第二世紀三世紀にロオマの社會が示したやうな、それほど状態にすらも達して居たと想像するのは間違ひであるからで、むしろこの日本社會は、キリスト降誕前幾世紀の古にあつたギリシャ、ラテンの社會の状態に似て居たのである。鐵道、電信、正確な近代の武器、各種の近代の應用化學等の輸入も、まだ事物の根本的秩序を變更するには足らなかつた。表面上の事物の崩壞は急速に進行し、新しい構造が出来かけて居る。併し社會の状態は、南歐に於ける、キリスト教輸入の餘程以前にあつた状態

にとどまつて居るのである。

凡そ宗教の各種は多少不朽の眞理を保有しては居るが、進化論者はその宗教を分類しなければならぬ。進化論者は一宗教の信仰を以て、人間思想の進歩上、多神教的信仰よりも著しく進歩したものを代表して居ると考へざるを得ないのである。一宗教とは無数の靈を信ずる幾多の信仰を、一つの目に見えざる全能力といふ大きな廣い考へに融合さし擴大したものの意である。なほ心理學的進化論の立脚地から言へば、進化論者は勿論汎神教を以て、一宗教よりも進んだものであるとなし、さらに不可知論^{アケノメアイニスム}を以て、一神汎神の兩者よりも進んだものであると考へざるを得ないのである。併しながら信條の價値は、當然關係的のものである、而してその價値如何は、或る教養ある一階級の智的發達にそれが適應するといふ事に依つて定められるのでなく、全社會——その宗教がこの社會の道德上の體験を具體的に示して居る——その社會に對する大きな情緒的關係に依つて決せられるのである。また別の社會に對するその信條の價値は、その社會の倫理上の實驗に適應するその力に依らざるを得ないのである。吾々はロオマ舊教が、その一神的概念の唯一の力に依つて、原始的な祖先禮拜よりも、一段進んだものである事を容認し得るのである。併しこのロオ

マ舊教は、支那或は日本の文化が到達して居なかつた社會状態にのみ適應して居たのであつた——その社會の状態といふのは、古代の家族が分解し、孝道の宗教が忘却されてしまつた社會を言ふのである。インドの宗教は遙かに巧妙な、また比較する事の出来ない程人情味のあるものであつて、それはロヨラ（イエズイット教の）に先き立つ事一千年も前に、傳道上の成功の秘訣を心得て居たが、それとは異つてイエズイット派の宗教は、日本の社會状態に適應する事を知らなかつた。それでその適應不能の事實のため、傳道の運命は早くすでに決定されて居たのであつた。異説禁止、陰謀、野蠻な迫害等の行はれた事——イエズイット教徒のあらゆる欺瞞及び殘虐——それ等は只だかくの如き適應不能の表現とのみ考へられて然るべきであらう。それと共に家康及びその後繼者の採つた壓抑政策は、社會學上から見れば、最大な危険を國家的に知覺したといふに過ぎない事になる。則ち外國宗教の勝利は、社會の全崩壊、帝國の外國支配への服従を、包藏して居るといふ事が認められたのである。

少くとも美術家も、社會學者も、この傳道の失敗を遺憾とする事はない。彼等の傳道の絶滅は、日本の社會をして、その型の極致にまで發展するを得せしめ、かくて近代人の眼

に、日本美術の驚くべき世界を保存し、なほ傳統、信仰、及び慣習の更に驚くべき世界を保存するを得せしめたのである。若しロオマ舊教が勝利を博したならば、すべて斯様なものを一掃し去つて、消滅させた事であらう。美術家達の傳道師に對する自然の反抗心は、その傳道師が常に用捨なき破壊者であり、又破壊者ならざるを得なかつたといふ事實に依つても察しられる。何處に於ても、凡そ美術の發達なるものは、何等かの形を以て、宗教と關係して居る、そして人民の美術が、その人民の信仰を反映して居る限り、その美術は、それ等の信仰を敵とするものに取つては厭ふべきものであらう。佛教起原の日本美術は、特に宗教上の暗示を與へる美術である——單に繪畫彫刻に關してのみならず、なほ裝飾その他殆ど一切の審美的趣味をもつ所産に關してさうである。日本人の樹木、花卉、庭園の美を悦ぶ心、自然及び自然の聲に對する愛好心にすらも——要するに生のあらゆる詩情にも、多少宗教の感情が結ばれて居る。イエズイット教徒並びにその同盟者が、少しの狐疑する處もなく、すべてそれ等の感、その微細の點に至るまで、これを無くしてしまはうとした事は、殆ど確實な事であると考へられる。よし又彼等教徒はこの異様な美の世界の意義——再びくりかへし若しくは回復する事の出来ない民族の體驗の結果である——を了解し、これを感じ得たとしても、彼等は抹殺、滅却のその仕事をするに、一刻も躊躇した事

ではあるまいと思ふ。なるほど今日もその驚くべき美術の世界は、西歐の産業主義のため
に、正に取りかへしのつかないやうに破壊されかかつて居る。併し産業上の影響は、用捨
なく働きはするが、熱狂的ではない、そしてその破壊はそれほど猛烈に急速に行はれるの
でもないのであるから、その美の段々薄らいて行く話は、記録に残され、將來の人文の利
益となる事であらう。

封建の完成

日本の文明がその發達の極限に達したのは、徳川幕府の末期——現今の政體にうつる直
ぐ前の期間——であつて、それ以上の發展は社會の改造に據るの他不可能であつた。此完
成の状態は、以前から存在して居た状態を強くし、明確にすることを、主に現はしたも
で、基本的變化としては殆ど何もないのである。協同の古來の強制的制度が以前よりも一
層強められ、儀式的因習のあらゆる細微な條件が、以前よりも容赦なく嚴正に固執された。
是より先き立つた時代には、此時に比して遙かに苛酷な處はあつたが、併しこれほど自由
の缺如した時代は未だ曾て無かつた。併しながら斯く制限を増大した結果にも道德的の價
値が無い譯ではなかつた。個人の自由が個人の利益となり得る時代は、まだ遙かに遠かつ
た。そして徳川の統治の父の如き強制は、國民性に於て最も目に附くものの多くを發達さ
せまたそれを強める助けをした。幾百年の戦亂は、これ以前には、其國民性のもつと微妙
な諸性質を修養する機會を餘り與へなかつた。其諸々の性質とは嫺雅、飾り氣のない温情、

後に至つて日本人の生活に實に稀代の魅力を與へた生に就いての喜である。併し昌平二百年の鎖國の間に、此の人間味のある天性の優雅にして魅力に富んだ方面が開發される機會を得たのである、そして法律習慣のいろいろな制限はまたその開發を促進せしめ、且つそれに奇異な形態を與へた、——たとへば園丁の倦む事を知らぬ技術が、菊花を百千の風變りな美しい形に進化させるやうなものであつた。……壓迫を蒙つた一般の社會的傾向は、窮屈に向つたけれども、抑制は道徳的及び美的の修養に對する餘地を特殊の方面に残した。此社會状態を了解するには、其法律的方面に於ける統治者の父の如き統治の性質を考察する事が必要であらう。近代人の想像からすれば、昔の日本の法律は堪へ難い程嚴酷なものと思はれるのは尤もな次第であるが、併し彼等の行政は、實際我等西洋の法律のそれ程に妥協性のないものではない。其上、最上級から最下級まで、あらゆる階級を重く壓して居たけれども、法律上の重荷は、負擔者の各自の力に相應するやうにされて居た、則ち法の適用は社會的階級が下れば下るに従つて漸次寛大になつて居たのである。少くとも理論上では、上古から貧乏人や不幸者は憐憫を受けける資格があると考へられて居り、それ等に對しては能ふ限りの慈悲を示す義務が、日本の現存の最古の法典なる聖德太子の法律にも主張されてある。併し斯様な差別の最も著しい例は、家康の遺訓に現はれて居る、此の

遺訓は、社會が既に餘程發達して、その諸制度も餘程確立し、あらゆるその束縛も嚴重になつた時代の正義に就いての概念をあらはして居る者である。「民は國の本なり」(遺訓第十五條)と道破した此の峻嚴にして而も賢明な統治者は、賤民に對する取扱ひを寛仁にすべきことを命じた。彼は、たとへ如何に高位に在るものでも、大名が法を破つて「民の災となる」(遺訓第十一條)者があれば、其の領地を沒收して是を罰する事を規定した。此の立法者の人道的精神は、犯罪に關する彼の法令、たとへば、彼が姦通の問題を取扱ふ場合の如きものに最も強く示されて居る——姦通は祖先祭祀を基礎とする社會には當然最も重大な犯罪であるが、遺訓の第五十條〔農工商之妻密に他夫と通亂一人倫二者は當夫不レ及三訴出二雙方可レ又不レ誅して於三訴出二誅共不誅共可レ任三當夫之願一陰陽合體之人民非二可憎之科一至二裁許二者尤可レ有二對酌一事〕によつて、恥を受けた夫は不義者を殺す古來の權利を認可された、——併し、若し彼が不義者の一人だけを殺すならば、彼は相手のいづれの者とも同罪と見做さるべきものであるといふ條項が附隨して居た。若し犯人が裁判を受ける事になると、平民の場合には特にその事件を寛大に處置すべき事を家康は勸めて居る。彼は人間の性質は元來弱い者である事を述べて、若年て單純な心の者の中には、相方が性質上墮落して居ない時ですら、一時の激情の餘りに愚行に走る場合もある事を云つて居る。併し次の條項第五十一條に、彼は上流階級の男女が同様の罪を犯した場合には、

何等の慈悲をも示すべきではないと命じて居る。彼は宣言して居る、「是等のものは、現存の規定を犯すことによつて世を騒がせるが如き事はせぬ程に心得のある人々である。故に斯かる人々が、不義不貞をはたらいて法を破る時は、容赦も相談も無く直に是を罰すべきものである。農、工、商の場合は是の場合と同じからず」〔武門仕給之男女如二例式一蓋に不レ速可レ處二罪科一非レ可レ爲二〕……全法典に互つて、武士階級の場合に法の束縛を固くし、下階級の爲めには、是を緩くする此の傾向は一樣に現はれて居る。家康は不要な處罰を力を入れて非とした。そして刑罰を屢々行ふ事は民の非行の證據に非らずして、官吏の非行の證據であると主張した。彼の法典の第九十一條は將軍に關してすら此の事を斯く明らかに規定して居る、「皇國に刑罰處刑が夥多なる時は、武士の統治者が不徳にして墮落せる證據である。」〔五穀不熟は天子政道之不明也國家多二刑罰一は將軍武德之不肖と知て事々省三我身一不レ可レ令二怠慢一事〕……彼は權威ある大名の殘酷或は貪婪から、農民と貧民とを保護する爲めに特殊な法令を案出した。大大名が江戸に參勤する途中、「泊に於て狼藉に及ぶ事」或は「武勳を笠に僭越の振舞をなす事」〔諸代外様諸家之士の行列堅守二作法一分限之外不レ可二華麗一又情書にして専驕二武威一不レ可レ憫二旅館之人夫一〕を嚴禁した。是等の大大名の公の行爲は言ふに及ばず、其の私行さへも同じく幕府の監督の下にあつて、彼等は不道德の爲めに實際處罰される事さへあつた。彼等の間の放埒に關して、立法者は、「これは叛逆とは公言せられ得ずとす

るも」、それが下層階級に對する惡例を創める程度に準じて判決し處罰すべきもの（第十八條）と規定した。眞の叛逆に就いては容赦は無かつた、此の問題に關する法律は峻嚴を極めて例外或は緩和を許さなかつた。遺訓の第五十三條はこれが最高の犯罪として認められた事を證するのである、「主を殺す臣下の罪は原則上天皇に對する大逆人の罪と同じ。彼の三親九族、最も遠縁の者に至る迄枝葉を悉く斷絶して是を根絶すべし、主を弑したのてなく只だ主に向つて手を擧げただけの臣下の罪でも同斷である」〔臣弑レ君之罪科其理朝敵に均し其從類眷屬所緣之者に至迄刈レ根截レ葉ベシ縱雖不レ弑家頼對二主人一於レ致二手抗一は同科たるべき事〕併し下層階級の間には法を行ふ事に關してあらゆる制限を行ふ精神は、此凄まじい法令とは甚だしく反對して居る。賈造、放火、毒殺は實に火刑或は磔刑を正常とする罪であつた。併し普通の罪の場合には、事情の許す限り寛恕するやうに内命を授けられて居た。法典の第七十三條に云ふ、「下級の者に關する微細の點に就いては漢の高祖の廣大な慈悲を學べ」と。〔至二下賤方偶之細事一可レ後二漢高之寬仁一事〕更にまた、刑事廷及び民事廷の奉行はただ、「慈善と慈悲とて著名な廉直高潔な武士の階級」から〔評定決斷所の奉行人は政道の龜鑑なり是にあつる者は委擲二人品清潔仁愛成者一可二申付一〕のみ選ぶ事とされた。あらゆる奉行は絶えず嚴密な監督の下に置かれた。そして彼等の行爲は幕府の密偵が規則正しくこれを報告した。

註一 則ち直に死罪にする事。

註二 身持放埒の場合には大名すら處罰せられる規定であつたけれども、家康はあらゆる悪行を法に照らして抑壓する事が當を得たものとは信じて居なかつた。此の問題に關して遺訓の第七十三條に示してある處は不思議に近代的な訓子がある、曰く「游女夜發之淫局は國府の附虫として君子詩及諸典に記す不_レ可_レ無_レ之者也痛制_レ之も却而亂統不義之者日日出て不_レ逸_二刑伐_一」と、併し多くの城下ではかういふ家は決して許可されなかつた——これは恐らく、かかる城下には嚴峻な規律の下に維持すべき多數の軍隊が居た爲めであらう。

徳川の立法の今一つの人道的方面は、男女兩性の關係に關するその訓諭である。蓄妾は祖先祭祀の繼續に關する理由の爲めに、武士階級には默許されて居たけれども、家康は單に利己的理由の爲めに、此の特權を恣にする事を極めて非難した。「愚昧無識な人間は情婦の爲めに眞の妻を閑却し、かくして最も重要な關係を亂す……此の程度までに墮落した人は信實或は眞面目を缺く武士として常に知られるべきである」。〔愚者は昧_レ之爲_二愛妾_一蔑_二本忠信之士_一と兼而可_レ知事〕 輿論によつて非とされて居た寡居は——佛教の僧侶の場合に於ける他——同様に法典も是を非とした。「人十六歳以後は獨棲すべからず。凡そ人たらん者は結婚を自然の第一法則と認む」。〔男女居_レ室人之大倫也拾六歳以上獨居すべからず求_二媒約_一而可_レ結_二婚姻_一之禮_一子孫相續する時は各先祖之間顔人人天理之本也〕 子なき人は

養子する事を強要された。そして遺訓の第四十七條は、男子無き者が、養子せずして死んだ場合、その財産は「親族縁者に顧慮する處なく沒收すべき者」。〔無_二實子_一無_二養子_一して相果る者は親疎に拘はらず沒收すべし〕 なる事を制定した。勿論此の法律は祖先祭祀の擁護の爲めに設けられたもので、それを斷絶する事なく繼續するのが各人の至上の義務と思はれた。併し養子に關する幕府の制規は、各人が困難なく法律上の要求を充たす事を得せしめた。

懇々人道を教へ、道德の壞敗を抑制し、獨身を禁じ、祖先祭祀を嚴格に維持した此の法典が、ジェジュイト傳道師の根絶の時に制定された事を考へて見ると、幕府が宗教の自由に關して取つた位置は、吾人には不思議な自由の一と見えるのである。第三十一條に宣言する處は、「貴賤共に、虚偽腐敗の宗派（ロオマ舊教）に關する他、現時まで行はれ來たつた宗教上の教義に關しては、彼等みな自身の好む處に従つて隨意である。宗門の争は今迄此の國の害毒及び不幸となつた、故に固くこれを抑壓しなければならぬ」。〔有來宗門邪宗任_二其意_一總而宗論は古來天下之不吉也堅可_レ令_二停止_一事〕 ……併し此の條項の外見上の寛大は誤解してはならぬ、家族の宗教に關して、かく嚴峻なる法令を作つた立法者は、如何なる日本人も外國の信仰の爲めに、自己の種族の信仰を自由に棄ててよいと公言する人では無かつた。家康の眞の位置を了解するには、遺訓の全部を注意して讀まなければならぬ、——それは單にかうである、

則ち、何人も彼の祖先祭祀に加へて、國家によつて許容された宗教を採用するのは自由であつた、といふのである。家康、自身も淨土宗の信者で、一般佛教に同情を持つて居た。併し彼は何よりも先づ神道信者で、法典の第三條は義務の第一のものとして神を尊奉すべきことを命じて居る。——「心を清くすべし、而して身體の存せん限り神の尊崇を怠る勿れ」。〔尊三崇神祇一深一磨心
身一生涯不レ可レ怠事〕 彼が祖先祭祀を佛教以上に置いたことは遺訓の第五十二條の本文に依つて明白である、その中に彼は他の種類の宗教を信仰するの故に、國家の信仰を等閑に附するに至ることのなきやう宣言して居る。此の本文は特に興味深いものである。

『自他受ニ身神國ニ者儒釋仙道等の外國之教を以先之專之則暫閣ニ我主人ニ忠を他人之主に勵むかことしこれ失本之理にあらずや』

勿論將軍は、古の諸神の後裔から、その權威を受けて居ると公言しながら、これ等の諸神を疑ふ自由の權利を公言しては矛盾を生ずる譯である、彼の職責上の宗教上の義務は何等の妥協をも許さなかつた。併し遺訓の内にはあらはれて居るやうな、彼の意見に伴なつて居る興味は、遺訓はただ彼の後繼者にのみ閱讀せしめてこれを導く爲めのものであつて、公のものではなく、堅く私的の文書であつた事實に存するのである。全體として見れば、彼の宗教的位置は現存日本の自由主義の爲政家の位置と餘程よく似て居る——第一の宗教

的義務は、日本種族の古來の信仰たる祖先祭祀なり、といふ愛國的確信を、條件として具備した佛教ならば、其の長所は何なりとも尊敬するといふ精神である……。家康は佛教に就いて愛着を有つて居た。併し此の點に於ても彼は何等狹量を示しては居なかつた。彼はその遺訓に『我が子孫は常に淨土宗を信ずべし』とは書いたけれども、彼は天台宗の叡山の僧正で、彼の教師の一人であつたものを大いに尊敬して、此僧の爲めに天台宗の大僧正の位置のみならず、僧侶が至り得る最高の位階を授けてやつた。その上將軍は叡山に赴いて國家繁榮の爲めに祈願を籠めた事もあつた。

帝國の大部分を含む天領の内にあつては、普通の刑法の執行は、人道的であり、處罰は、普通の人の場合には、多くは其時の事情に依つたと信すべき充分な理由がある。不要の嚴峻は、高等の武家法度では一の犯罪であつた。此高等の武家法度は、かかる場合、位官には何等の區別をもしなかつた。例へば、百姓一揆の張本人等は死罪に處せられるのであるが、領主の壓制が因をなして一揆を起すに至らしめた場合、其領主は領地の一半或は全部を奪はれるか、位を落とされるか、或は恐らくは切腹を命ぜられるのである。日本の法律の研究の結果として、最初此問題に光明を與へたキグモア教授は、昔の法律運用方の精

神に就いて立派な評論を吾人に與へてくれた。氏は、法の執行は近代の意味に於て『個人を認めない』やうな事は決してなかつた事、少くとも一般の人民の爲めには、小犯罪の場合融通の利かない法律は存在して居なかつた事を指摘して居る。法を枉げぬと云ふアングロ・サクソンの觀念は、偏頗なく火の如き容赦なき司直の觀念である。法を破る者は何人たるを問はず、恰も火中に手を入れる者が苦痛を受けるが如く、正に確實に、其結果を受けなければならぬのである。然るに古代の日本の法律の執行に於ては、犯罪の事情、犯人の理解力、教育程度、犯行以前の素行、動機、彼が受け忍んだ苦痛、彼の受けたる憤怒の原因等、あらゆるものを酌量したのである。そして最後の判決は、法律上の制定或は先例によるといふよりも、寧ろ道徳上の常識によつて決せられたのである。友人親族は、犯人の爲めに上告し、彼等の力に及ぶ限りの正直な方法で、彼を助ける事を許された。若し或る者が冤罪を蒙つて、吟味の上その潔白が分かつたならば、彼は温言を以て慰藉されるのみならず、恐らく實質上の報償を受けるのである、そして、重大な吟味の終りには、奉行は犯罪を罰するのみならず、他方に善行を褒賞するのが例であつたやうである……。

一方起訴は役人の方からなるべく止めさせるやうにした。組合の仲裁で落着させ得るもの、或は妥協を附け得るものは、如何なる事件でも、なるべく法廷に持ち込まぬやうに、及ぶ

限り手を盡くした。そして人民は法廷を出来る限り最後の手段としてのみ考へるやうに教へられた。

註 次に掲げるものは、有名な奉行大岡忠亮が、名高い刑事の吟味をした終りに下したといふ宣告の抜萃である、『武蔵屋長兵衛及び後藤半四郎、其方共の行ひは尤も高い賞讃を受ける値がある。その褒美として各々に銀十兩づつを賜はる……。たみ、其方の兄弟を助けたる事も賞むべき事である、それに對して、其方は金五貫文頂戴出来る。長八の娘こう、其方は兩親に従順なれば、それにつき銀五兩を褒美として遣はされる』……。(デニングの『義口の日本』“Dening's Japan in Days of Yore”を見よ) 親孝行、勇氣、慈仁等の著しいものに褒美を與へる昔の風は、よし今日法廷で行ふ事は出来ないとしても、地方の政府では行はれて居る。その褒美は僅ではあるが、それが受領者に與へる公の名譽に至つては莫大である。

徳川の統治の一般の性質は、上述の事實から或る程度迄は推測が出来る。二百五十年間平和を強ひ産業を奨励した此統治は、如何なる意味に於ても、恐怖時代ではなかつたのである。國民の文化はあらゆる手段を盡くして抑壓され、切り剪まれ、刈り込まれたけれども、同時にそれは養育され、洗煉され、力を強められた。此永い平和は帝國中に、以前には決して存在しなかつたもの——即ち、一般に行き渡つた安固の感じ——を確立した。個人は法律と習慣とでそれ迄よりも以上に束縛された、が、併し彼はまた一方に保護もされ

たのである、則ち個人は其の束縛が許す限りの程度まで心配なく行動し得た。個人は仲間の爲めに強制されたけれども、一方又仲間は彼を助けて元氣よく其の強制に堪へる事を得せしめた。義務を遂行し、組合の生活の重荷を支へて行く爲めに、各人は相互に助け合つた。それ故に世態は、一般の繁榮の爲めになるのみならず、一般の幸福の爲めになつたのである。當時にあつては、生存の爲めの苦闘努力といふものは無かつた、——少くとも吾吾近代人の考へるやうな意味に於ては無かつた。生活の要求は容易に満足させられた。あらゆる人は自己の爲めに供給を受け、或は保護を與へる主人を有つて居た。競争は抑壓され若しくは止めさせられた。種類の如何を問はず最高の努力をもする必要はなかつた——如何なる能力をも強調させる必要もなかつた。其上、努力して得んとするものも殆どなかつた。或は全然なかつた。人民の大多數に取つては獲得すべき獲物がなかつたのである。位階や収入は固定し、職業は世襲的であつた。そして任意に金錢を使用せんとする富者の權利を制限した規定のために、富を蓄積せんとする世人の願は阻碍され或は麻痺させられてしまつた。大大名と雖も——將軍自身さへも——自分の欲するままを行ふ事は出来なかつた。普通の人——農夫、工人、商人——は如何なる者と雖も、自分の欲するやうな家を建てる事も、又自分の好む通りに、それを造作する事も出来ず、また嗜好上買ひ度いと思

ふやうな贅澤品を買ふ譯にも行かなかつた。かういふ方面に耽ける事を望んだ大分限の平民は、自分より上の階級の習慣を模倣し、或はその特權を僭取するのは法度である事を、直ぐに思ひ知る様な目に遇はされたのである。彼は或る種類の者を自家用に注文して作らせる譯にも行かなかつた。美的趣味を満足させる爲めに贅澤品を作り出した工匠又は美術家は、下層の人々からの委託を引受ける心持ちは殆どもつて居なかつた、彼等は公卿や大名の爲めに仕事をしたのであつて、自分等の愛護者（公卿大名）の不興を買ふやうな危険は殆ど出来なかつた。あらゆる人の快樂は、社會に於けるその者の地位によつて、大抵は定められて居た。そして下級から上級に移るのは、容易な事ではなかつた。異常な人は、大官顯貴の恩顧を身に受けて、時にはさういふ事をする事も出来た。併しかかる出世には、多大の危険が伴なつて居た。而して平民の取つた最も賢明な政策は、自己の位置に満足して落着いて居て、法律が許す限りの範圍に於て、人生の幸福を得ようと試みる事であつた。個人の野心はかく抑壓され、生活費は吾々西洋人の考へて必要額だと思はれるよりも遙かに最小限度まで減少させられた爲めに、奢侈禁制の規定があつたにも拘らず、文化の或る形式に對しては、非常に好都合な状態が實際確立された。生活の單調に對する慰藉を求め、國民の心は餘儀なく娛樂か研學かどちらかに向ふやうにされたのであつた。

徳川の政策は文學と美術の方面に想像を半ば縦にする餘地を興へて置いた——美術といつても下級のもてはあるが、かくして抑壓されて居た個性は、是等二方面のうちに發揚の手段を見出し、空想は創造的になつた。が、斯の如き種類の知的耽縦にさへも幾分危険の量は伴なつて居た。そして此の危険を冒していろいろの事が實際行はれた。併しながら美的趣味は抵抗の最も少い方面を選んで進んで行つた。觀察は、日常生活の興味の上に——窓から見得る、或は庭園中で研究される出來事の上に——種々の季節に自然があらはす目馴れた事象の上に、——樹木、花卉、魚鳥の上に、——昆蟲とその習慣の上に、——あらゆる種類の詳細、繊細な些事、面白い珍しい事物の上に集中した。日本人種特有の天才が今猶ほ西洋の蒐集家を悦ばせる奇態な骨董品の大多數を製産したのも當時であつた。畫家、牙彫師、裝飾家は、小さい仙女の繪畫、絶妙な奇古のもの、金屬とエナメルと金蒔繪の、奇蹟とも思はれる程の極小美術品を、製出するのには、殆ど何の制限も受けずに氣儘にまかせられた。かくの如き小事に於ては、彼等は束縛を受けずに、感情の上に自由を得たのである。そしてその自由の結果が、今日ヨオロッパとアメリカの博物館で珍重されて居るのである。美術の多數が（殆どすべてが支那傳來のものであるが）徳川時代以前に著しく發達したのは事實である。併しそれ等が美的の満足を普通の人の鑑賞し得る範圍内に

置いたああいふ廉價な形を採り始めたのは其の時の事であつた。奢侈禁制の法、或は節儉を奨励する統治は、高價な製産品の使用と所有に對しては猶ほ適用され得たであらう。併し形を賞翫して樂しむ事には適用され得ないのである。而して紙で造られたにせよ、或は象牙細工にせよ、粘土にせよ、黄金にせよ、美しきものはいつても文化をすすめる一つの力である。紀元前四世紀に於ける希臘の一都市では、あらゆる家庭道具が、もつとも些細な品に至るまで、意匠の點では美術品であつたといふ事である。そしてそれとは全然別種で、又西洋人の眼にはもつと目馴れない風ではあるけれども、日本の家庭のあらゆる道具の場合にも同様な事實を見るのである。青銅の蠟燭立、眞鍮の燭臺、鐵鍋、紙行燈、竹籠、木枕、木盆等は、教育ある人の眼には、西洋の安物には全然見られない美と用途適合の感じを興へるであらう。此の美の感じが日常生活に於てあらゆるものに滲み込み始めたのは特に徳川時代の間であつた。それからまた挿繪の技術も發達した、また現今富裕な好事家が極めて熱心に蒐集して居るあの驚くべき色刷木版畫（如何なる時代或は如何なる國に於ても決して製作され得なかつた程に美麗なもの）が作られ始めた。文學も亦美術の如く、唯だ上流階級の樂しみだけてはなくなつた、それは非常に多數の通俗の形式を發達させた。此の時代は通俗小説の時代、廉價本の時代、通俗劇の時代、老幼の爲めの物語の時代であ

つた……。吾々は徳川時代を以て此の國民の長い一生のうちで最も幸福な時代であつたと稱し得るかも知れない。文學上及び美的の事に喚起された一般の興味を考への内に入れな
いとしても、人口と富との増加のみを見ても其の事實を證明するに足るであらう。それは
大衆の享樂時代であつた。また一般の修養と社會的文雅の時代であつた。

慣習は社會の頂上から下方に擴がつた。徳川時代の中に、以前には上流社會にのみ流行
して居た種々の娛樂や藝事が一般のものとなつた。是等のうちの三つは高尚な程度の文雅
をあらはす種類のものであつた、即ち、歌合せ、茶の湯、及び生花の複雑した技術がそれ
である。すべてこれ等は徳川時代よりも餘程以前に日本の社會に入つて來たものであつた
——歌合せの流行の如きは、日本の信ずるに足る歴史が始まつた時と時代を同じうして居
るに違ひない。併しかかる娛樂や藝事が國民的となつたのは、徳川幕府の下であつた。そ
の時から茶の湯が全國に互つて女子教育の一特性となつた。茶の湯の難かしい特性は、多
數の繪の助を藉りてのみ説明が出来る、そしてその技術を卒業するには多年の練習と實習
が必要である。しかも此の術の全體も細目も、共に一個の茶碗で茶を立て、それを客に薦
める事を意味するに他ならないのである。併しながらそれは實際の美術である——極めて
秀麗な美術である。實際に茶を立てる事は、それだけでは何でもない事である、その極め

て重大な要件は、その動作を出来るだけ極めて完全な、極めて丁寧な、極めて優雅な、極
めて魅力のある方法で行ふ事である。炭のつき方から茶の薦め方に至る迄——あらゆる事
を至上の禮法に従つて行はなければならぬ。充分にこれに通曉するには、大きな忍耐のみ
ならず生來の優雅な態度が必要である。故に茶の湯を習ふ事は、今猶ほ禮儀、克己、優雅
の練習——舉止の訓練であると思はれて居る……。生花の技術も矢張りこれに劣らずこみ
入つたものである。流派は澤山あるけれども、各流の目的は、ただ出来るだけ美しい方法
で葉と花の枝を見せ、『自然』自身の、不規則にしてしかも雅致ある趣を、くづさずに見
せる事だけである。此の技術も亦習得に多年を要する。そしてその修業は美的價值のみな
らず、一種の道徳的價值を有つて居る。

禮法が極度まで習練され——典雅懇懇があらゆる階級に、流行としてのみてなく、一の
技術として普及したのもまた此の時代の事であつた。武を尙んだあらゆる文明社會には、
禮儀が上代に在つても既に國民の一特質となつて居る、そして日本人の間には、その古代
の言語が證明する如く、有史以前に普通の義務となつて居たに違ひない。此の問題に關す
る公規は、日本の佛教の創設者にして攝政であつた聖德太子によつて、第七世紀の頃、既

に作られて居た。太子は宣言して曰く、「群卿百寮、以禮爲本。其治民之本、要在乎禮。上不禮而下非齊。下無禮以必有罪。是以君臣有禮、位次不亂、百姓有禮、國家自治」と。これと同様な古代の支那の教への幾分か、千年の後に家康の遺訓中に反響して居るのが見える。「國を治むるの術は、君禮を以つて臣を遇するにあり。これに違へば則ち身弑せられ國亡と知るべし」、(遺訓第二十三條)と吾々は武家政治の結果、禮法があらゆる階級に嚴重に行はれたことは既に述べた、何となれば家康より少くとも十世紀以前に、國民は劔刃の下で禮儀の訓練を受けたのであつたからである。併し徳川幕府の下では、禮儀が實際上一般人民の特性となり——最下層の者すら彼等の日々の諸關係に於て、行爲の一法則としてこれを遵守するやうになつたのであつた。上流階級の間では、それが人生に於ける美の技術となつた。當時貴金屬屬美術的な製作をする事を鼓吹したあらゆる趣味、優雅、形式墨守は、言語動作のあらゆる詳細な事をも同様に鼓吹した。禮儀作法は一種の道徳的及び美的の研究であり、實に完全無比の域に達して人爲的な點が悉く消滅してしまつた程であつた。優雅と魅力とは習慣となり——人間の原質の世襲的性質となつたやうに思はれる、——事實少くとも女性の場合には確にさうなつたのであつた。

註 若しくは「儀式」といふ、ここに用ひられた漢語は紳士に相應しい公明な行爲に關する一切を意味す。

アストン氏の翻譯(氏の「日本紀」の翻譯第二卷一三〇頁を見よ)

蓋し、日本の最も驚くべき美的産物は、象牙細工でも、青銅器でもなく、陶器でも、刀劔でもなく、驚歎に値する金箔或は漆細工でもなくて——その婦人であると人の言つた事があるが、これはまことに至言である。世界到る處、女は男が作つたものだといふ言葉に半ば眞理が籠もつて居るといふ事を承認した上で、吾々は、他のいづれの國の女よりも、日本の女の場合に此の言葉が特に眞實であると云つて然るべきであらう。勿論此の婦人を作り上げるには數千年かかつたのである、併し私が今述べて居る此の時代に至つて、始めて其の仕事が充分になり、完成を見たのである。此の道徳的創造物に當面しては、批評も氣息を止めなければならぬ。何となれば其處には、利己心と争鬭とを第一とするやうな世界に持つて行つても適合しない。道徳的魅力といふ缺點を外にしては、他に唯だ一つの缺點もないからである。今茲に吾々が稱讚の辭を捧げて居るのは道徳的美術家——西洋の理想家が到底達し得ない理想の實現者に對してである。一つの道徳的存在として、日本の婦人は日本の男子と同種族に屬するとは思はれないとは、如何に屢々斷言された事であらう。遺傳は性によつて制限されて居るといふ事を考へると、此の斷定にも理由がある。日本の婦人は日本の男子とは道徳的には異種類の人である。今後十萬年の間には斯様な型

の婦人が恐らく此の世界に再現する事はなからう、産業的文明の状態は斯様な婦人の存在を許さないであらう。近代の方針で形成された如何なる社會にも、かくの如き型は到底創造され得なかつた事であらう、また競争的争闘が取る非道德的の形式が、吾人には今迄に既に日常茶飯事と思はれるやうになつてしまつたやうな社會に於ても、到底創造され得ない事であらう。唯だ異常な規定と統治の下にある一社會——あらゆる自我主張が抑壓され、自己犠牲が一般の義務となつた一社會——個性が生垣のやうに刈り込まれて、内からのみ芽を出し花咲く事を許されて、決して外からすることを許されない一社會——一言にして云へば、唯だ祖先禮拜に基礎を置く一社會のみがそれを産出する事を得たのであらう。それが吾々の二十世紀の人道と共通な何物をも有つて居ないのは、猶ほ古代ギリシャの瓶に描かれた生活がそれを有たないのと同様である——恐らくそれよりも遙かに少いかも知れない。その魅力は消滅した世界の魅力である——近代の言語が生まれない以前に、我が西洋では絶滅してしまつた種類の花の香りのやうに形容に絶して、不思議で、誘惑的な魅力である。それをうまく移植する事は不可能である。外國の太陽の下では、その形は全然異つた何物かに立ち戻り、その色は褪せ、その芳香は消えてしまふ。この日本婦人を知らんとするには、その本國に行くより外に道はない。貞淑にして飽くまでも無私に、小兒のや

うな敬虔と信頼の純情を有ち、如何にして周圍を幸福にすべきかといふあらゆる方法を、極めて如才なく知覺する、彼女の道德的存在を、理解し珍重し得る奇異な社會に用をなさんか爲めに、昔の教育によつて準備され完成された日本の婦人を知らんとするには、彼女の本國に行くより他にすべはないのである。

私は今まで日本の婦人の道德的魅力に就いてのみ話して來た。若しそれ見慣れない外國人の眼が彼女の肉體的魅力を識別するには時がかかるのである。我が西洋の標準に従ふと、此の人種には美が存在するとは云はれない、——或は、美は未だこれまで發達させられなかつたと云はうか？西洋の美的標準を満足させる顔面の角度を探しても得られない。あの肉體上の雅美の好例——力の節約の表現——ギリシャ語の意味に於ての「優雅」と呼ぶ處のもの——にさへ出會ふ事は稀である。然も顔と姿の兩者の魅力——大なる魅力——がある、幼年時代の魅力——その眼鼻立のあらゆるものが、まだ軟らかな漠然たる輪郭を有つて居る、（或るフランスの畫家がいつも使つた言葉を藉りと艶けしてある）幼年時代——手足がまだ充分に伸びきらない幼年時代——讚嘆すべき小さい手足を有つた輕快と華奢がある、眼はアリアン人種のものとは似もつかず、そして襷筋が別種の拵へ方になつて居る、その眼ぶたの不思議さて、最初吾々を驚かす。併しそれ等には實に人を魅了する様な